

### (3)第3回全国高校生伝統文化フェスティバル等開催業務委託契約

#### ①委託内容

伝統文化に勤しむ全国トップレベルの高校生が京都に集い、日ごろの成果を披露し合うと共に、新たな出会いと交流の場となる文化フェスティバルを開催し、各地域で大切に育まれてきた伝統文化を次世代に継承・発展させるため、第3回全国高校生伝統文化フェスティバル等を実施するための企画、運営、広報業務である。

#### ②委託の経過及び理由

平成24年度から安全かつ高度な企画・調整・運営能力の必要性を理由に委託を実施した。

#### ③委託の効果（経費面を除く）

国民文化祭で高校生を中心とする次世代に芽生えた伝統系の文化活動を一過性で終わらせず、継承・発展させる。

#### ④契約方法及び委託先の状況

【表3.7.3の10】 全国高校生伝統文化フェスティバル等開催業務委託契約の契約経緯

(単位：千円)

| 年度         | 平成24年度                        | 平成25年度                       | 平成26年度                        |
|------------|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 契約方法       | 随意契約<br>(プロポーザル方式)            | 随意契約<br>(プロポーザル方式)           | 随意契約<br>(プロポーザル方式)            |
| プロポーザル参加者数 | 4社                            | 7社                           | 3社                            |
| 委託先        | (株)NHKプラネット                   | (株)NHKプラネット                  | (株)NHKプラネット                   |
| 契約期間       | 平成24年9月24日<br>～<br>平成25年1月31日 | 平成25年9月9日<br>～<br>平成26年1月30日 | 平成26年10月8日<br>～<br>平成27年1月30日 |
| 予定価格       | 8,500                         | 9,500                        | 11,051                        |
| 契約金額       | 8,494                         | 9,500                        | 11,051                        |

平成26年度は3事業者が参加したプロポーザル方式によるプレゼンテーションが実施されたが、第1回から受注している事業者が継続して受注している。

#### ⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

緻密なスケジュールの中、多くの高校生が出演すると共に主体的に運営に携わらせるために、安全かつ高度な企画・調整・運営能力が求められることから公募型プロポーザル方式により、価格面だけでなく企画提案力や関連業務実績などを含めて総合的に評価

する必要があり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。

⑥外部監査の結果

平成26年度は3事業者が参加したプロポーザル方式によるプレゼンテーションが実施されたが、その日程は【表3.7.3の11】のとおりである。

【表3.7.3の11】 平成26年度のプロポーザル方式による審査・契約の日程

| 項目           | 日程                         |
|--------------|----------------------------|
| 公告日          | 平成26年7月17日<br>(ホームページにて公表) |
| 説明会          | 平成26年7月23日                 |
| 質問期限         | 平成26年7月28日                 |
| 提案書提出期限      | 平成26年8月19日                 |
| プレゼンテーション実施日 | 平成26年8月29日                 |
| イベント開催日      | 平成26年12月13日<br>平成26年12月14日 |
| 契約期間         | 平成26年10月8日～平成27年1月30日      |

【表3.7.3の11】によると、公告日から説明会までの日程が約1週間と近いものの、提案書提出日やプレゼンテーション実施日までは約1か月程度の間隔がある。

また、提出期限内に提案すべき書類も【表3.7.3の12】のとおり、比較的簡素な内訳となっており、参加事業者がエントリーしやすい環境が整備されている。

【表3.7.3の12】 提出期限までに提出すべき書類の内訳

| 提出書類   | 部数               | 備考   |
|--------|------------------|--|
| 1 提案書  | 10部              | 別添仕様書に項目毎に作成（配置図等含む）   |
| 2 見積書  | 10部<br>(正1部、副9部) | 別添仕様書に項目毎に積算内容を明記すること(税込)。<br>なお、見積書には見積の根拠となる積算内容数量の明細を必ず添付すること。        |
| 3 会社概要 | 10部              | 既存のパンフレット等で可。  |
| 4 実績調書 | 10部              | 今回の業務と同等の業務をこれまで実施した実績について明記すること（過去5年間まで）。<br>※開催年月日・事業名称・事業内容・観客動員数等を明記 |

次に、実施されたプレゼンテーションの採点結果は【表3.7.3の13】のとおりである。

【表3.7.3の13】 全国高校生伝統文化フェスティバル等開催業務委託に係る意見聴取会議の採点主計表

| 提案業者名       |   |              | A社  |     |    |    |    | B社 |     |    |    |    | C社 |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|-------------|---|--------------|-----|-----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|-----|-----|----|----|----|----|----|-----|--|
| 採点項目        | 採点の着眼点  | 採点のウェイト      | 委員  |     |    |    |    | 委員 |     |    |    |    | 委員 |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   |              | ①   | ②   | ③  | ④  | ⑤  | 計  | ①   | ②  | ③  | ④  | ⑤  | 計   | ①   | ②  | ③  | ④  | ⑤  | 計  |     |  |
| 合計          |   |              | 500 | 296 |    |    |    |    | 352 |    |    |    |    | 300 |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   |              | 100 | 44  | 62 | 58 | 64 | 68 | 296 | 70 | 68 | 62 | 74 | 78  | 352 | 58 | 70 | 56 | 54 | 62 | 300 |  |
| 全体進行・舞台運営方法 | 高校生全体が主体的に運営に携わり、舞台進行するなど、同フェスティバルの趣旨を踏まえた運営方法となっているか。                                    | 極めて優れている     | 20  |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 優れている        | 16  |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 普通           | 12  | 8   | 16 | 12 | 12 | 16 | 64  | 16 | 16 | 12 | 16 | 16  | 76  | 12 | 16 | 12 | 12 | 12 | 64  |  |
|             |   | やや劣る         | 8   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 劣る           | 4   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
| 出演団体との調整体制  | 舞台スケジュールが円滑に予定通り進むように調整されているか。出演団体等が多数になるため、事業が円滑に実施されるような調整体制をとっているか。                    | 極めて優れている     | 20  |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 優れている        | 16  |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 普通           | 12  | 8   | 12 | 16 | 12 | 12 | 60  | 16 | 12 | 16 | 16 | 16  | 76  | 12 | 16 | 16 | 12 | 12 | 68  |  |
|             |   | やや劣る         | 8   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 劣る           | 4   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
| もてなし企画      | 来場者が気持ちよく、感動していただけるおもてなしの提案になっているか。   | 極めて優れている     | 10  |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 優れている        | 8   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 普通           | 6   | 4   | 8  | 4  | 10 | 6  | 32  | 6  | 8  | 6  | 8  | 8   | 36  | 6  | 8  | 4  | 6  | 6  | 30  |  |
|             |   | やや劣る         | 4   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 劣る           | 2   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
| 広報計画        | 会場を満員とする集客のための効果的な広告宣伝内容を提案しているか。全国大会定着のため大会の開催を府内外に広く発信する内容となっているか。伝統文化に関心を高める工夫がされているか。 | 極めて優れている     | 10  |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 優れている        | 8   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 普通           | 6   | 4   | 6  | 6  | 8  | 8  | 32  | 8  | 8  | 6  | 8  | 8   | 38  | 6  | 6  | 4  | 6  | 6  | 28  |  |
|             |   | やや劣る         | 4   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 劣る           | 2   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
| 安全対策        | 多くの高校生が出演するとともに、会場の混雑も予想されるため、安全に配慮した対策を提案しているか。  | 極めて優れている     | 10  |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 優れている        | 8   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 普通           | 6   | 6   | 6  | 6  | 6  | 8  | 32  | 6  | 6  | 6  | 6  | 8   | 32  | 6  | 6  | 6  | 4  | 8  | 30  |  |
|             |   | やや劣る         | 4   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 劣る           | 2   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
| 経費見積        | 見積コスト削減効果はどの程度か。<経費の見積額>/<本府の積算額>(小数点第3位下切り上げ)  | 0.91以下       | 10  |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 0.92以上0.94以下 | 8   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 0.95以上0.97以下 | 6   | 2   | 2  | 2  | 2  | 2  | 10  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2   | 10  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  | 10  |  |
|             |   | 0.98以上1.00以下 | 4   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 1.00を超える     | 失格  |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
| 業務遂行能力・体制   | 本業務の遂行体制は安全かつスムーズに遂行できる体制となっているか。進行スケジュールに無理はないか。   | 極めて優れている     | 10  |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 優れている        | 8   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 普通           | 6   | 6   | 6  | 6  | 6  | 8  | 32  | 8  | 8  | 6  | 8  | 10  | 40  | 6  | 8  | 6  | 6  | 8  | 34  |  |
|             |   | やや劣る         | 4   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 劣る           | 2   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
| 業務遂行実績      | 本業務又は本業務に類似した業務の受託実績があるか。   | 豊富である        | 10  |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | やや豊富である      | 8   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 普通           | 6   | 6   | 6  | 6  | 8  | 8  | 34  | 8  | 8  | 8  | 10 | 10  | 44  | 8  | 8  | 6  | 6  | 8  | 36  |  |
|             |   | やや少ない        | 4   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |
|             |   | 少ない          | 2   |     |    |    |    |    |     |    |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |     |  |

【表 3.7.3 の 13】によると、採用された B 事業者（株式会社 NHK プラネット）が他の 2 事業者を 50 点以上離して優位であったことが分かる。しかしながら、評価項目の項目ごとについて各委員の評価を見ると、A 事業者の最初の評価項目である「全体進行・舞台運営方法」では、評価委員①が 8 点（やや劣る）であるのに対して評価委員⑤は 16 点（優れている）と 2 倍の差があり、A 事業者の合計点でも評価委員①は 44 点であるのに対して評価委員⑤は 68 点と 24 点の大差がついている。確かに点数のつけ方には主観的な要素が入り込む余地があり、委員によって採点についてバラツキが生じるのは致し方無い部分もある。ただし、これほどの開きがあるのは問題であり、採点結果の客観性に疑問が生じる。

(4) 高校生等スポーツ選手育成事業

①委託内容

京都府スポーツセンターにおける高校生をはじめとするスポーツ選手を育成するための専門測定・相談事業である。

②委託の経過及び理由

平成 8 年度から関係団体との調整や専門性を理由として委託を実施している。

③委託の効果（経費面を除く）

高校の部活動などチームとして毎年継続しての利用が中心であり、京都府の競技力向上に資する。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.7.3の14】 高校生等スポーツ選手育成事業の契約経緯

(単位：千円)

| 年度   | 平成24年度                       | 平成25年度                       | 平成26年度                       |
|------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 契約方法 | 随意契約<br>(単独)                 | 随意契約<br>(単独)                 | 随意契約<br>(単独)                 |
| 委託先  | 公益財団法人<br>京都体育協会             | 公益財団法人<br>京都体育協会             | 公益財団法人<br>京都体育協会             |
| 契約期間 | 平成24年4月1日<br>～<br>平成25年3月31日 | 平成25年4月1日<br>～<br>平成26年3月31日 | 平成26年4月1日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格 | 21,704                       | 21,704                       | 21,300                       |
| 契約金額 | 21,704                       | 21,704                       | 21,300                       |

平成 8 年度より継続して公益財団法人京都体育協会と単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

平成 8 年度に京都テルサ内に設置された京都府スポーツセンターを活用し、高校生等のジュニアアスリートを対象とした競技力向上を図ることにより、京都府スポーツの更なる発展を目指すものであり、学校体育団体（高体連等）や競技団体との連携が不可欠である。そのため、府内全てのスポーツ団体を統括し、幼少期からシニア世代までの一貫した指導・育成に関わる事が出来る府内唯一の団体であるとともに、京都テルサ内に事務局を置き、スポーツ医科学事業等について専門知識も有している公益財団法人京都府体育協会を相手方とすることが事業の目的を効率的かつ効果的に達成するために望ましいため。

⑥外部監査の結果

高校生等スポーツ選手育成事業は平成 8 年度より継続して公益財団法人京都体育協会と単独随意契約を締結しており、過去 10 年間の契約金額の推移は【表 3.7.3 の 15】のとおりである。平成 26 年度から平成 27 年度では若干上昇しているものの、年々減少傾向にあることが分かる。

【表3.7.3の15】 「高校生等スポーツ選手育成事業」における過去10年間の契約金額推移

(単位：千円)

| 年度   | 18     | 19     | 20     | 21     | 22     | 23     | 24     | 25     | 26     | 27     |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 契約金額 | 32,516 | 31,160 | 30,694 | 30,694 | 30,394 | 26,744 | 21,704 | 21,704 | 21,300 | 22,100 |

次に、業務委託についての履行や評価の方法については、年1回提出される事業完了報告に基づいて確認・評価を実施している。そこで、過去5年間（平成22年度～平成26年度）に提出された事業完了報告を入手し、内容を確認した。事業報告書に記載されている京都府スポーツセンターの利用者状況を過去5年間の推移にまとめたものが【表3.7.3の16】である。

【表3.7.3の16】 京都府スポーツセンターの過去5年間の利用者状況

(単位：人)

| 業務内容     | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 基礎体力測定   | 446    | 629    | 551    | 511    | 548    |
| 専門(筋力)測定 | 290    | 247    | 262    | 249    | 242    |
| 医事相談     | 62     | 71     | 71     | 60     | 63     |
| 栄養相談     | 1,057  | 1,048  | 1,024  | 1,082  | 1,232  |
| 指導者研修講座  |        |        |        | 63     | 91     |
| その他      | 60     | 25     | 38     | 21     | 20     |
| 合計       | 1,915  | 2,020  | 1,946  | 1,986  | 2,196  |

各年において若干の変動はあるものの、各年度の利用者は約2千人前後で推移しているのが分かる。なお、京都府スポーツセンターを利用するには事前予約を必要としており、定休日は水曜日でそれ以外に年末年始や夏季休日等が設定されている。よって、平成26年度の年間稼働日数307日を利用しての1日当たりの利用者数を算定すると、1日当たり7.15人が利用していることになる。

また、平成26年度における京都府スポーツセンターの利用者状況は【表3.7.3の17】のとおりである。

【表3.7.3の17】 平成26年度京都府スポーツセンターの月別利用者状況

(単位：人)

| 業務内容     | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 合計    |
|----------|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 基礎体力測定   | 22  | 45  | 67  | 56  | 19 | 71 | 56  | 48  | 0   | 53  | 68  | 43  | 548   |
| 専門(筋力)測定 | 0   | 1   | 57  | 1   | 42 | 1  | 0   | 45  | 58  | 1   | 16  | 20  | 242   |
| 医事相談     | -   | -   | -   | 2   | -  | -  | -   | 23  | -   | 9   | -   | -   | 34    |
| 栄養相談     | 78  | 78  | 184 | 106 | 0  | 0  | 87  | 121 | 156 | 130 | 131 | 161 | 1,232 |
| 指導者研修講座  | -   | -   | -   | -   | -  | -  | -   | -   | -   | -   | 91  | -   | 91    |
| その他      | 0   | 0   | 1   | 7   | 0  | 3  | 1   | 4   | 1   | 2   | 0   | 1   | 20    |
| 合計       | 100 | 124 | 309 | 172 | 61 | 75 | 144 | 241 | 215 | 195 | 306 | 225 | 2,167 |

※ 合計2,167名にスポーツ医科学相談に参加した医師29名を合算すると2,196名

月ごとで利用者数の変動が大きく、特に8月、9月の落ち込みが著しいことが分かる。なお、医事相談は7月、11月、1月の各1日のみであり、指導者研修講座は2月に実施された1日のみである。

さらに、事業完了報告に記載されている「受託料精算内訳」の過去5年間の大科目の推移をまとめたものが【表3.7.3の18】である。

【表3.7.3の18】 過去5年間の「受託料精算内訳」(大科目)の推移

(単位：千円)

|            | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| <収入内訳>     |        |        |        |        |        |
| 受託費(京都府より) | 30,394 | 26,744 | 21,704 | 21,704 | 21,300 |
| 測定・相談収入    | 1,835  | 1,617  | 1,619  | 1,541  | 1,686  |
| 府体育協会      | 69     | 193    | 6      | 1      | 393    |
| 収入計        | 32,298 | 28,554 | 23,329 | 23,246 | 23,379 |
| <支出内訳>     |        |        |        |        |        |
| 人件費        | 6,027  | 4,100  | 4,139  | 4,144  | 4,190  |
| 共益費等       | 18,235 | 16,780 | 11,114 | 11,353 | 11,660 |
| 雇い上げ報酬     | 4,845  | 4,125  | 3,996  | 4,495  | 4,941  |
| 測定経費等      | 810    | 628    | 568    | 154    | 216    |
| 運営協議会等     | 2,378  | 2,919  | 3,510  | 3,098  | 2,371  |
| 支出計        | 32,298 | 28,554 | 23,327 | 23,246 | 23,379 |

各年度とも収入と支出の合計が一致しており、収支の差額が生じていないことが分かる。しかしながら、収入の内訳に「府体育協会」という科目があり、当該科目により差額を補てんすることで収支差額を一致させているものと推察できる。また、収入内訳にある「測定・相談収入」が利用者からの利用料金を徴収した金額であるが、収入全体に占める割合は10%にも満たず、京都府からの「受託費」により事業の大半が賄われていることが読取れる。なお、利用者が負担する利用料金は【表 3.7.3 の 19】のとおりである。

【表3.7.3の19】 利用者が負担する利用料金

|     | 基礎体力測定 | 筋力測定   | 栄養相談 | スポーツ医事相談 | 指導者研修講座 |
|-----|--------|--------|------|----------|---------|
| 中高生 | 700円   | 1,500円 | 500円 | 500円     | 対象外     |
| 大人  | 1,000円 | 2,000円 | 700円 | 700円     | 1,000円  |

次に、支出内訳をみると「人件費」、「雇い上げ報酬」、「測定経費等」、「運営協議会等」の事業に直接的に必要な経費の割合は比較的に低く、「共益費等」が支出の約 2 分の 1 を占めていることが分かる。この「共益費等」の内訳は【表 3.7.3 の 20】のとおりである。

【表3.7.3の20】 「共益費等」の内訳

(単位：千円)

| <共益費等内訳> | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 共益費      | 16,732 | 15,422 | 10,105 | 10,105 | 10,400 |
| 光熱水料費    | 1,503  | 1,357  | 1,009  | 1,248  | 1,259  |
| 計        | 18,235 | 16,780 | 11,114 | 11,353 | 11,660 |

「共益費等」には「光熱水料費」が含まれているものの、「共益費」が大部分であり、この「共益費」は京都府スポーツセンターが入居している京都テルサ（京都府民総合交流プラザ）に対するものである。この京都テルサは、京都府から無償貸付を受けた一般財団法人京都府民総合交流事業団が管理しており、共益費自体は当該団体に支払っているが、京都テルサ自体は京都府が所有している。よって、京都府が「高校生等スポーツ選手育成事業」に支出した業務委託費の約 2 分の 1 は、京都府が所有する建物の「共益費」として維持・管理に使用される仕組みとなっている。

なお、京都府は京都テルサの利便性の良さを考慮して京都府スポーツセンターを設置しているとの見解であるが、監査人の感想としては、確かに京都テルサは京都市内に所在し、近鉄東寺駅や地下鉄九条駅からは徒歩 5 分程度であるが、主要駅である JR 京都駅（八条口）からは徒歩 15 分程度と相当程度の距離があり、至って便利とまでは考えられ

ない。

さらに、「受託料精算内訳」を分析した際に、京都府体育協会が収支の差額を補てんしていると推察すると前述したが、京都府体育協会のホームページに掲載されている京都府体育協会の平成 26 年度収支計算の収入内訳及び補助金等収入の内訳はそれぞれ【表 3.7.3 の 21】及び【表 3.7.3 の 22】のとおりである。

【表3.7.3の21】 平成 26 年度の京都府体育協会の収入内訳(ホームページより抜粋)

(単位：千円)

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 基本財産運用収入  | 340     |
| 2 特定資産運用収入  | 9       |
| 3 会費収入      | 4,320   |
| 4 事業収入      | 2,530   |
| 5 登録料収入     | 5,914   |
| 6 補助金等収入    | 154,786 |
| 7 負担金収入     | 54,371  |
| 8 寄付金収入     | 4,328   |
| 9 雑収入       | 1,314   |
| 10 特定資産取崩収入 | 18,495  |
| 11 前期繰越収支差額 | 11,101  |
| 収入合計        | 257,513 |

収入の約 6 割を「6 補助金等収入」が占めているのが分かる。その「6 補助金等収入」の内訳が【表 3.7.3 の 22】となっている。

【表3.7.3の22】 平成 26 年度の京都府体育協会の「補助金等収入」の内訳(ホームページより抜粋)

(単位：千円)

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 1 日本体育協会補助金収入      | 2,562   |
| 2 京都府補助金収入         | 122,972 |
| 3 日本体育協会受託収入       | 2,527   |
| 4 京都府受託収入          | 21,300  |
| 5 日本スポーツ振興センター受託収入 | 5,425   |
| 補助金等収入             | 154,786 |

「補助金等収入」の内訳には「4 京都府受託収入」として、【表 3.7.3 の 15】に記載し



である平成 26 年度の契約金額と同額の 21,300 千円が記載されている。また、「2 京都府補助金収入」として、122,972 千円の記載もあり、この 2 科目を合算すると「補助金等収入」の約 9 割以上を京都府が拠出していることになる。よって、京都府スポーツセンターの受託業務において収支差額（マイナス）が生じても、京都府体育協会が補てんしていることが理解できる。

しかしながら、このような状況は「高校生等スポーツ選手育成事業」自体の評価を困難にしている。京都府は前述のように単独随意契約とした理由として、「①府内全てのスポーツ団体を統括し、幼少期からシニア世代までの一貫した指導・育成に関わる事が出来る府内唯一の団体であるとともに、②京都テルサ内に事務局を置き、③スポーツ医科学事業等について専門知識も有している公益財団法人京都府体育協会を相手方とすることが事業の目的を効率的かつ効果的に達成するために望ましいため。」を挙げているが、①、③の理由は理解できても、②の理由は事業そのものとは関係が無いと考える。

確かに、京都テルサを有効活用したいであろう京都府の考えも理解できなくもないが、府有資産の有効活用は別途検討すべき課題であり、他の事業とは切り離して考えるべきである。

さらに、京都府スポーツセンターを京都テルサに設置している理由として、利便性の良さを挙げているが、【表 3.7.3 の 16】【表 3.7.3 の 17】のような利用者数において、それほど利便性を追求する必要があるかについても疑問がある。よって、利用者数や時期により利用者が大きく変動する状況、収入全体に占める「測定・相談収入」の割合など実態を考慮した場所、開館時間、利用料金を検討すべきと考える。

### 3.7.4 結論

#### (1)指摘事項

なし

#### (2)意見

##### ①プロポーザル方式における採点基準の客観化について

「第 3 回全国高校生伝統文化フェスティバル等開催業務委託契約」においては、プロポーザル方式による随意契約を採用している。そのため、参加事業者によるプレゼンテーションが実施され、評価委員による採点が行われている。今回の外部監査においてプレゼンテーションの採点結果を確認したが、採点については「採点項目」や「採点の着眼点」について明確にされているものの、評価委員ごとに大きなバラツキが生じていた。

確かに、採点に際しては評価委員の主観的要素も入り込む余地があり、多少の採点のバラツキは致し方ない面もある。しかしながら、あまりにも大きなバラツキが生じていると、採点結果についての客観性に疑問が生じる可能性がある。よって、評価を行うに当たっては採点について評価委員の認識が一致できるように説明の徹底を図るとともに、最高点や最低点についてカットを行う等の手法を導入することも検討されたい。

## ②共通事務の他部署との業務統合について

文化スポーツ部文教課では私立高校生に対して就学支援金と給付金の事業を実施している、一方、京都府教育委員会高校教育課においても公立高校生に対して同様の業務を実施しており、業務の内容が重複している。給付金事業においては両部署でシステムを共有しているものの、就学支援金事業については、私立と公立の間で加算措置の有無に差があるなどの理由もあってシステムを共有していない。両事業の審査業務等については、京都府教育委員会高校教育課において外部事業者への委託を推進しているが、文化スポーツ部文教課においては検討段階にある。

これまでの経緯や外部事業者の作業スペース確保の観点等から直ちには実施困難とのことであるが、今後はマイナンバー法第9条に基づく社会保障・税番号（以下、「マイナンバー」）の利用や、当該利用に基づく国（内閣府）主導による新システムの導入が予定されていることから、それらを契機に少なくとも共通事務については、業務を統合した上で外部委託を実施することを検討されたい。

## ③一般競争入札における予定価格について

「京都の記憶遺産デジタルアーカイブ事業（館外）」においては、一般競争入札により事業者が選定されたが、予定価格の設定に際して、外部事業者1事業者から見積書を徴取し、当該見積価格を予定価格18,271千円としている。しかしながら、入札時には当該見積書を提出した事業者が12,009千円で入札する結果となっている。よって、落札価格は予定価格の約66%で大きな乖離が生じており、予定価格の妥当性に疑問が生じる結果となっている。

確かに、一般競争入札においては競争原理が働き、落札価格が変動するのは理解できる。しかしながら、このような状況が想定できるからこそ、1事業者のみの見積書をもって予定価格に設定するのは十分でないと言わざるを得ない。よって、一般競争入札における予定価格の設定において見積書を利用する際においては、複数事業者から参考見積書を徴取した上で予定価格を設定されたい。

## ④一般競争入札における日程の見直しについて

「京都の記憶遺産デジタルアーカイブ事業（館外）」は平成26年度からの新規事業であり一般競争入札を実施したが、公告日（平成26年12月24日）から入札日（平成27年1月15日）までが年末年始の除外期間（平成26年12月28日～平成27年1月4日）を含めて約3週間の短期と思える日程となっており、質問回答会は平成26年1月8日に実施している。

そもそも、一般競争入札の趣旨は不特定多数事業者の参加にあり、この点に配慮した日程を設定すべきである。特に、年末年始は民間事業者においては長期間の休暇を設定する傾向にあり、また、本案件は新規事業のため周知には相当の期間を要することから、今回の日程設定はあわただしいと考える。よって、今後の日程設定においては、不特定多数の事業者が参加しやすい環境を整備するため、余裕のある日程を設定されたい。

⑤京都府スポーツセンターの契約形態の透明化について

「高校生等スポーツ選手育成事業」については、平成 8 年度より単独随意契約を実施している。平成 26 年度の契約額は 21,300 千円であるが、その約半分相当の 10,400 千円を施設が入居している建物の共益費として支出している。この建物は無償貸付を受けた一般財団法人京都府民総合交流事業団が管理しているものの京都府が所有しており、京都府からの委託料の約 2 分の 1 を京都府の建物の維持・管理に使用されることになる。このような契約形態では建物の有効性や妥当性についても評価する必要が生じ、「高校生等スポーツ選手育成事業」自体の確認・評価を困難にしている。よって、京都府の施設を利用するような事業においては、施設の有効性や妥当性についての判断を除外するために、施設に関する費用を契約から除外し、業務委託自体の確認・評価が純粹に行えるような契約形態に変更することが望まれる。

⑥京都府スポーツセンターの運営方針の見直しについて

京都府スポーツセンターは京都府が所有する京都テルサに入居しており、当該施設利用の理由について利便性の良さを挙げているが、年間利用者は 2,000 人程度の推移に留まっている。また、業務委託の年間契約額が 21,300 千円であるのに対して、利用者からの収入は年間 2,000 千円に満たない状況である。

まず、現在の年間利用者では利便性の良さを追求する程の水準ではなく、開館時間の縮小やより家賃の低い場所への変更等の見直しにより事業費全体の節減を検討することが望まれる。さらに、現行の施設の有効利用を考えるのであれば、利用者からの年間収入では事業全体への影響は大きくないため、利用料金の引き下げによる利用促進や府民満足の向上等を図られたい。

### 3.8 環境部

#### 3.8.1 環境部の事務概要

環境部の事務概要については、環境部の課別の業務分掌を【表 3.8.1 の 1】として記載することで説明とさせていただきます。

なお、環境部は平成 27 年度に文化環境部から独立して、環境部となっている。

【表 3.8.1 の 1】 環境部の業務分掌

| 課別       | 業務分掌  |
|----------|---|
| 環境総務課    | 環境対策の企画に関する事。<br>環境保全意識の普及及び向上に関する事。<br>その他環境対策（他部及び部内他課の主管に属するものを除く。）に関する事。  |
| 公営企画課    | 水資源対策に係る総合調整に関する事。<br>上水道、簡易水道及び水道用水供給事業、専用水道、簡易専用水道、公共井戸等に関する事。<br>企業職員の人事事務、給与その他の勤務条件及び服務に関する事。<br>公営企業に係る条例及び企業管理規程に関する事。<br>出先機関に関する事。<br>公営企業の予算に関する事。<br>公営企業の決算の調製に関する事。<br>公営企業の出納その他の会計事務に関する事。<br>公営企業の資産の取得、管理及び処分（他課及び出先機関の所管に属するものを除く。）に関する事。<br>公営企業の計理状況の報告及び業務状況の公表に関する事。<br>公営企業経営の企画調整に関する事。 |
| 建設整備課    | 発電施設、水道施設及び工業用水道施設（以下この条において「施設」という。）の整備に係る企画調整に関する事。<br>施設の改良、修繕及び建設工事の進行管理及び施工監理並びに関係機関との調整に関する事（出先機関の所管に属するものを除く。）。<br>施設の運転及び維持管理の総括に関する事。<br>所管事業に係る工事の検査（出先機関の所管に属するものを除く。）に関する事。<br>所管事業に係る用地の取得、管理及び処分の総括に関する事。<br>水源の確保及び水道の効率的運用に関する事。<br>水道の水質に関する事。<br>所管事業に係る危機管理の総合調整に関する事。                       |
| 水環境対策課   | 下水道に係る都市計画の策定に関する事。<br>公共下水道及び都市下水路に関する事。<br>下水道に係る都市災害復旧事業に関する事。<br>流域下水道に関する事。<br>流域下水道事務所に関する事。<br>洛西浄化センター公園に関する事。<br>浄化槽に関する事。<br>農業集落排水に関する事。   |
| エネルギー政策課 | エネルギー政策の企画及び調整に関する事。<br>省エネルギー対策の推進に関する事。<br>創エネルギー対策の推進に関する事。<br>その他エネルギーに関する事。  |
| 循環型社会推進課 | 循環型社会形成の企画、調整及び推進に関する事。<br>廃棄物対策の企画、調整及び推進に関する事。<br>廃棄物の適正処理に関する事。<br>廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進に関する事。<br>廃棄物処理施設に関する事。<br>廃棄物の不法投棄等の対策に関する事。   |
| 自然環境保全課  | 自然環境の保全に関する事。<br>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に係る調整に関する事。<br>自然公園に関する事。<br>京都府立丹後海と星の見える丘公園に関する事。   |

|          |  |
|----------|--|
| 環境管理課    | 環境影響評価に関すること。<br>公害の紛争処理及び被害者救済に関すること。<br>大気汚染の防止に関すること。<br>水質汚濁の防止に関すること。<br>土壌汚染対策に関すること。<br>騒音、振動及び悪臭の防止に関すること。<br>ダイオキシン対策に関すること。<br>環境の監視及び測定に関すること。<br>環境放射線の監視に関すること。 |
| 地球温暖化対策課 | 地球温暖化対策の推進に関すること。<br>環境マネジメントシステムの推進に関すること。  |

環境部の平成22年度から平成26年度の委託契約額及び委託件数の推移については【表3.8.1の2】のとおりである。

【表3.8.1の2】 委託契約額及び委託件数の推移

| 所属名      | 平成22年度        |             | 平成23年度        |             | 平成24年度        |             | 平成25年度        |             | 平成26年度        |             |
|----------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
|          | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) |
| 環境総務課    | 33,026        | 5           | 15,289        | 4           | 13,230        | 2           | 11,298        | 4           | 12,735        | 8           |
| エネルギー政策課 | -             | -           | -             | -           | 6,259         | 2           | 11,670        | 5           | 12,131        | 10          |
| 循環型社会推進課 | 12,013        | 7           | 10,786        | 5           | 5,625         | 4           | 10,849        | 4           | 10,315        | 4           |
| 自然環境保全課  | 64,055        | 8           | 55,787        | 8           | 53,217        | 6           | 78,643        | 8           | 85,306        | 4           |
| 環境管理課    | 14,102        | 6           | 15,024        | 9           | 230,779       | 14          | 60,995        | 6           | 201,417       | 15          |
| 地球温暖化対策課 | 46,659        | 7           | 44,569        | 8           | 38,868        | 9           | 39,188        | 10          | 36,759        | 9           |
| 公営企画課    | 179,903       | 1           | 180,236       | 1           | 193,636       | 2           | 185,331       | 1           | 190,626       | 1           |
| 府営水道事務所  | 199,109       | 101         | 170,856       | 97          | 200,820       | 130         | 245,077       | 105         | 334,726       | 92          |
| 公営企業管理事務 | 24,036        | 27          | 37,448        | 36          | 47,544        | 35          | 173,355       | 41          | 55,883        | 42          |
| 水環境対策課   | 31,513        | 15          | 33,270        | 10          | 28,437        | 9           | 45,081        | 8           | 51,776        | 10          |
| 流域下水道事務所 | 2,504,090     | 140         | 3,319,585     | 123         | 3,458,506     | 170         | 3,303,474     | 196         | 3,469,702     | 173         |
| 合計       | 3,108,506     | 317         | 3,882,849     | 301         | 4,276,920     | 383         | 4,164,958     | 388         | 4,461,375     | 368         |

委託件数は増減の波があるものの全体的には増加傾向にある。一方、委託契約額についても、増減の波があるものの全体的には増加傾向にあり、平成22年度では約31億円であったが、平成26年度には44億円台となっている。これは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、環境放射線監視に係る委託事業の増加、浄水場等の耐震化、改修等工事の増加に伴う調査・設計等の業務委託の増加や浄化センター運転管理業務の包括的民間委託への移行等によるものである。

次に、環境部の同時期における人件費及び人員数の推移は【表3.8.1の3】のとおりである。

【表3.8.1の3】 人件費及び人員数の推移

|          | 平成22年度            | 平成23年度            | 平成24年度            | 平成25年度            | 平成26年度            |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|          | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) |
| 文化環境部(注) | 3,480,898         | 3,502,484         | 3,300,535         | 3,209,359         | 3,389,367         |
| 正職       | 270.0             | 265.0             | 264.0             | 268.0             | 275.0             |
| 正職以外     | 101.0             | 113.0             | 98.0              | 99.0              | 98.0              |
| 嘱託       | 42.0              | 43.0              | 45.0              | 47.0              | 52.0              |
| 臨職       | 42.0              | 50.0              | 42.0              | 40.0              | 33.0              |
| 再任用      | 14.0              | 17.0              | 11.0              | 12.0              | 11.0              |
| 任期付き     | 3.0               | 3.0               | -                 | -                 | 2.0               |
| 1人当たり人件費 | 10,319            | 10,291            | 10,022            | 9,609             | 9,959             |

(注) 平成27年度において、文化スポーツ部と環境部に分かれている。

環境部の人件費及び人員数とも、ほぼ一定で推移していることが分かる。

### 3.8.2 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

環境部に対して「日常業務を行う上で、一層の効率化を図るべきと考える事務事業がありますか。」と問いかけたところ、【表3.8.2の1】の支払事務フローの④について効率化を図れる可能性があるとの提案があった。

#### 【図表3.8.2の1】支払事務のフロー

- ① 各課において、支出負担行為(経費支出伺い・契約・履行確認)終了  
↓
- ② 「支払等依頼票」に、請求書等に必要書類を添付して、  
部経理担当に支払を依頼  
↓
- ③ 経理担当において、支払内容、請求書等の確認・受付  
↓
- ④ 支出命令書の起票 (1件当たりの作業時間 約5分)  
↓
- ⑤ 決裁(命令機関による支出命令)  
↓
- ⑥ 審査・支出決定(会計課(出納機関))  
↓
- ⑦ 支払

※ 府職員の判断を要する作業区分 ①⑤⑥

環境部の提案理由は「④の支出命令書の起票は、統合財務システム上で支出内容を入

力の上、請求書や履行確認調書、契約書等を PDF ファイル化したものを添付し、総務事務支援システム上の決裁に回すものであり、各部局により入力項目や添付書類を事前確認すれば、集約可能である。」とのことである。

確かに、現状において各部局で同様の業務を分散して行っているのであれば、間接事務作業を集約して行った方が効率化を図れる可能性が高いと考えられる。また、【表 3.8.2 の 1】に記載の①⑤⑥の判断を要する作業を適切に行えば、④の作業の有効性も確保できると考える。

さらに、【図表 3.8.2 の 2】の契約事務フローの④についても効率化を図れる可能性があるとの提案があった。

#### 【図表 3.8.2 の 2】複写サービス契約事務のフロー

- ① 入札課において、各課に必要な複写サービス仕様の規模を事前照会  
↓
- ② 複写サービスの仕様毎に入札し、業者と基本契約を締結し、  
各課に対応機種及び契約内容を通知  
↓
- ③ 各課において、個別契約を締結(3年間の長期契約)  
↓
- ④ 毎月の使用枚数を業者に報告し、履行確認後支払いを行う。

※ 府職員の判断を要する作業区分 ①③  
定形的な作業 ④

環境部の提案理由は「共通事務である複写サービス契約について、②の基本契約のみならず、③の各課において締結している個別契約（本庁分）まで一括契約することにより、事務の効率化を図る。」とのことである。ただし、個別契約事務は③に記載のように3年間の長期契約であり、個別契約に係る作業量も約2時間程度である。また、④の使用枚数の確認や支払等の業務に関しては各課で行うことになり、集約化しても事務の効率化は難しいのではないかとの意見もあった。この点につき、複写サービス契約を所管する入札課に確認したところ、個別契約までも入札課で一括契約した場合、入札課で膨大な業務が集中する一方で各部局の業務量削減は乏しく、毎月の各部局での履行確認は現在と同様である等の回答があった。これらの内容を吟味すると今回の提案では、事務手続の集約化・効率化の観点から相当の効果は得られないことが明らかになった。しかしながら、民間事業者（特に工場や飲食店等）においては1分1秒を削減するために、常にこのような観点から業務の改善を実施している。特に、縦割り業務の感が拭いきれない役所においては、他部門における同様の業務を集約するという観点からの事務の効率化は大変望ましい考え方であり、このような目線から業務委託の可能性を模索して改

善が図られることを期待する。

### 3.8.3 外部委託の内容検討

環境部所管における平成26年度の契約金額1件につき1,000万円以上の業務委託案件（施設管理・工事・保守点検・ITシステム・設計・警備・清掃・調理・検査・測量・競輪に関する業務委託は除く）は以下の3案件であり個別に内容を検討する。

#### (1) 自然公園区域の新規指定に関する調査業務

##### ① 委託内容

由良川及び桂川上中流地域が有する貴重な自然風景や自然環境については、その保全を目的としつつ、観光利用等の積極的な推進と地域住民の調和を図る必要があり、当該地域を自然公園区域として新規指定するため、国立公園の新規指定に係る各種データ集積、現地景観調査及び公園計画図、説明書等必要な資料の作成業務等の調査業務を行うこととする。

##### ② 委託の経過及び理由

国立公園を新規指定するための調査業務を行う必要があった。

##### ③ 委託の効果（経費面を除く）

府案の環境省への申し出に向け準備が整えられた。

##### ④ 契約方法及び委託先の状況

【表3.8.3の1】 自然公園区域の新規指定に関する調査業務の契約経緯

(単位：千円)

| 年度         | 平成24年度                        | 平成25年度                       | 平成26年度                        |
|------------|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 契約方法       | 随意契約<br>(プロポーザル方式)            | 随意契約<br>(プロポーザル方式)           | 随意契約<br>(プロポーザル方式)            |
| プロポーザル参加者数 | 2社                            | 1社                           | 1社                            |
| 委託先        | (株)環境総合テクノス                   | (株)環境総合テクノス                  | (株)環境総合テクノス                   |
| 契約期間       | 平成24年6月20日<br>～<br>平成25年3月15日 | 平成25年5月8日<br>～<br>平成26年3月24日 | 平成26年4月25日<br>～<br>平成27年3月24日 |
| 予定価格       | 7,002                         | 13,776                       | 14,126                        |
| 契約金額       | 6,930                         | 13,755                       | 21,529                        |

プロポーザル方式による公募を行ったが、参加者は前契約者の1事業者のみであった。

##### ⑤ 随意契約（プロポーザル方式）とした理由

プロポーザル方式により本業務の重要性を十分理解し、自然公園（国立公園、国立公園、都道府県立自然公園）の指定に関する調査業務の実施実績、質の高い人材による業



務遂行が確保できるか等、業務遂行のための企画提案力及び組織力を総合的に判断する必要があり、契約の性質又は目的が入札に適さないため。

#### ⑥外部監査の結果

自然公園区域の新規指定に関する調査業務はプロポーザル方式を採用しているため、平成26年度に実施された公告から審査、契約に至るまでのプロセスについて検討を行った。当該プロセスの日程は【表3.8.3の2】のとおりである。

【表3.8.3の2】 平成26年度のプロポーザル方式による審査・契約の日程

| 項目              | 日程                        |
|-----------------|---------------------------|
| 公告日             | 平成26年4月3日<br>(ホームページにて公募) |
| 企画提案書作成に関する質問期限 | 平成26年4月9日                 |
| 企画提案書作成に関する回答期日 | 平成26年4月11日                |
| 企画提案書等の提出期限     | 平成26年4月15日                |
| プロポーザル実施日       | 平成26年4月18日                |
| 契約期間            | 平成26年4月25日～平成27年3月24日     |

【表3.8.3の2】のように公告日の1週間後に企画提案書作成に関する質問期限が設定され、その約1週間後には企画提案書等の提出期限が設定されている。さらに、プロポーザル方式によるプレゼンテーションは公告日から3週間以内に実施日が設定されており、大変あわただしい日程であると考えられ、新規参入が困難な状況となっている。

次に、平成26年度の参加者は1事業者のみであったが審査自体は実施され、その審査結果は【表3.8.3の3】のとおりである。

【表3.8.3の3】 プロポーザル方式によるプレゼンテーションの評価点

| 評価項目                |  | 評価                | 点数  | ①    | ②  | ③  | ④  | ⑤  |
|---------------------|--|-------------------|-----|------|----|----|----|----|
| 1業務遂行体制<br>(5点)     | ・業務の遂行上必要な技術と実績を有する職員が適切に配置されているか。<br>・配置された職員の役割分担、責任者は明確か。     | 優れている             | 5   | 3    | 4  | 4  | 3  | 2  |
|                     |  | やや優れている           | 4   |      |    |    |    |    |
|                     |  | 普通                | 3   |      |    |    |    |    |
|                     |  | やや劣っている           | 2   |      |    |    |    |    |
|                     |  | 劣っている             | 1   |      |    |    |    |    |
| 2業務遂行スケジュール<br>(5点) | ・各行程ごとに妥当な時間配分がなされており、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか。                  | 優れている             | 5   | 3    | 3  | 3  | 3  | 3  |
|                     |  | やや優れている           | 4   |      |    |    |    |    |
|                     |  | 普通                | 3   |      |    |    |    |    |
|                     |  | やや劣っている           | 2   |      |    |    |    |    |
|                     |  | 劣っている             | 1   |      |    |    |    |    |
| 3業務遂行内容<br>(15点)    | ・業務の目的のうち自然公園の新規指定に資するのに十分な調査の履行を提案しているか。                        | 優れている             | 5   | 3    | 5  | 8  | 1  | 5  |
|                     |  | やや優れている           | 4   |      |    |    |    |    |
|                     |  | 普通                | 3   |      |    |    |    |    |
|                     |  | やや劣っている           | 2   |      |    |    |    |    |
|                     |  | 劣っている             | 1   |      |    |    |    |    |
|                     | ・業務の目的のうち公園計画の作成を達成するのに十分な履行を提案しているか。                            | 優れている             | 5   | 3    | 4  | 3  | 1  | 4  |
|                     |  | やや優れている           | 4   |      |    |    |    |    |
|                     |  | 普通                | 3   |      |    |    |    |    |
|                     |  | やや劣っている           | 2   |      |    |    |    |    |
|                     |  | 劣っている             | 1   |      |    |    |    |    |
| 4業務実績等<br>(10点)     | ・自然公園区域の指定に関する調査業務を行った実績があり、その内容が明確に示されているか。                     | 本業務遂行に必要な実績が豊富である | 10  | 7    | 10 | 7  | 3  | 7  |
|                     |  | 〃 十分確保されている       | 7   |      |    |    |    |    |
|                     |  | 〃 少ない             | 3   |      |    |    |    |    |
| 5特殊技術等の保有状況(5点)     | ・業務の遂行上有益な独自技術、手法、資格等を有しているか。                                    | 有している             | 5   | 5    | 5  | 0  | 0  | 5  |
|                     |  | 有していない            | 0   |      |    |    |    |    |
| 6積極的提案事項の有無(5点)     | ・業務に関連して、積極的かつ適切な提案がなされているか。                                     | 提案されている           | 5   | 0    | 5  | 5  | 0  | 0  |
|                     |  | 提案されていない          | 0   |      |    |    |    |    |
| 7経費見積<br>(10点)      | ・提案された経費の見積のコスト削減効果はどの程度か。<br>※提案された経費見積額／本府の経費積算額(小数点第3位以下切り上げ) | 0.80以下            | 10  | 2    | 2  | 2  | 2  | 2  |
|                     |  | 0.81以上0.85以下      | 8   |      |    |    |    |    |
|                     |  | 0.86以上0.90以下      | 6   |      |    |    |    |    |
|                     |  | 0.91以上0.95以下      | 4   |      |    |    |    |    |
|                     |  | 0.96以上1.00以下      | 2   |      |    |    |    |    |
|                     |  | 1.01以上            | 失格  |      |    |    |    |    |
| 計                   |  |                   | 55  | 26   | 38 | 32 | 13 | 28 |
| 評価点合計               |  |                   | 275 | 137  |    |    |    |    |
| 得点率                 |  |                   |     | 49.9 |    |    |    |    |

【表 3.8.3 の 3】によると、評価点合計は 137 点で評価点合計 275 点に対する得点率は 49.9%となっており、総得点の 5 割にも満たない点数である。さらに、評価項目ごとの点数をみると、「5 特殊技術等の保有状況」、「6 積極的事項の有無」については 0 点（有していない、提案されていない）をつけている評価委員が 5 名中 4 名もいる。これは達成の程度が分からない設問となってしまったため、目標に少しでも足りなければ 0 点と評価された可能性があり、評価項目の設定に問題があったとの見解である。なお、評価

委員は⑤の委員（環境省）以外は全員が京都府の職員であり、当事者がこのような低い採点をつけた事業者が採用されているが、これは評価の低い事業者を不可にするための基準が事前に策定されていなかったためであり、準備が不足していたと考えられる。

また、予定価格（14,126千円）と契約金額（21,529千円）が乖離している主な要因としては、平成26年度の当初予算では生態系維持回復に係る調査の必要性について想定はしていたものの、それ以外の調査内容が未確定だったため、継続して実施する調査部分のみ予算化され、調査内容が確定した後の6月補正予算に計上・議決後の変更契約対応となったためである。この点についても、補正予算日程の時間的な問題等の事情は考慮できるものの、生態系維持回復に係る調査部分については結果的にプレゼンテーションの対象から外れることになり、問題があると考えられる。

なお、平成27年度も同じ事業者と継続して契約しており、契約金額は6,976千円である。

## (2)京都府レッドデータブック改訂版の作成業務

### ①委託内容

京都府内における絶滅のおそれのある野生生物や保護を要する地形地質・生態系の現状を取りまとめた京都府レッドデータブックの改訂に向けた調査を実施してきた。その成果を広く府民に紹介するため、京都府レッドデータブック及び京都府自然環境目録の改訂版を発行するための作成業務を行う。

### ②委託の経過及び理由

専門的技術が必要なため。

### ③委託の効果（経費面を除く）

わかりやすく、見やすい冊子が作成できた。

### ④契約方法及び委託先の状況

【表3.8.3の4】 京都府レッドデータブック改訂版の作成業務の契約内容

(単位：千円)

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 年度     | 平成26年度                        |
| 契約方法   | 随意契約<br>(プロポーザル方式)            |
| 入札参加者数 | 3社                            |
| 委託先    | (株)京都通信社                      |
| 契約期間   | 平成26年3月31日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格   | 12,638                        |
| 契約金額   | 12,785                        |

京都府レッドデータブックは必要に応じて改訂が行われており、今回の改訂版の発行について随意契約（プロポーザル方式）による公募が実施され、3事業者が参加したプレゼンテーションが実施された。

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

本業務は、京都府内における絶滅のおそれのある野生動物や保護を要する地形地質・生態系の学術的な内容を府民にわかりやすく伝えるための工夫やデザイン、データのとりまとめが求められる。そのため、委託先の選定にあつたては、プロポーザル方式により、学術書の企画作成実績、業務遂行のための企画力、デザイン力、編集作業などの業務遂行能力を総合的に判断する必要があり、契約の性質又は目的が入札に適さないため。

学術書の企画作成実績、業務遂行のための企画力、デザイン力、編集作業などの業務遂行能力を総合的に判断する必要があつたため。

⑥外部監査の結果

京都府レッドデータブック改訂版の作成業務はプロポーザル方式を採用しているため、平成26年度に実施された公告から審査、契約に至るまでのプロセスについて検討を行った。当該プロセスの日程は【表3.8.3の5】のとおりである。

【表3.8.3の5】 平成26年度のプロポーザル方式による審査・契約の日程

| 項目              | 日程                             |
|-----------------|--------------------------------|
| 公告日             | 決裁日は平成26年3月10日<br>(ホームページにて公募) |
| 企画提案書作成に関する質問期限 | 平成26年3月14日                     |
| 企画提案書作成に関する回答期日 | 平成26年3月17日                     |
| 企画提案書等の提出期間     | 平成26年3月10日～平成27年3月26日          |
| プロポーザル実施日       | 平成26年3月31日                     |
| 契約期間            | 平成26年4月1日～平成27年3月31日           |

【表3.8.3の5】によると、公告日から企画提案書作成に関する質問期限が4日後と短期間になっており問題ではあるものの、企画提案書等の提出期限やプロポーザル方式によるプレゼンテーション実施日も公告日から2～3週間の間隔を空けて設定されているため、比較的に参加者がエントリーし易い日程が設定されていると考えられる。

しかしながら、每期継続的に更新が行われない案件について、ホームページのみの公募で十分な周知が行われているかについては疑問が残る。

次に、3事業者が参加して実施されたプレゼンテーションの審査結果は【表3.8.3の6】のとおりである。

【表3.8.3の6】 プロポーザル方式によるプレゼンテーションの評価点

| 評価項目       | 評価基準   | A社  |    |    |    | B社  |    |    |    | C社  |    |    |    |
|------------|--|-----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
|            |  | ①   | ②  | ③  | ④  | ①   | ②  | ③  | ④  | ①   | ②  | ③  | ④  |
| 企画力・コンセプト  | 編集企画やコンセプトが事業趣旨に沿ったものであり、府民に分かりやすく内容を伝えるものとなっていること                                     | 4   | 3  | 3  | 3  | 3   | 3  | 2  | 4  | 4   | 4  | 4  | 5  |
| 構成力        | 記述、視覚に訴える部分の組み合わせに工夫され、見やすいものになっていること  | 3   | 3  | 3  | 4  | 3   | 3  | 2  | 3  | 4   | 5  | 4  | 5  |
| デザイン・レイアウト | 色づかいやレイアウトに工夫され、斬新なイメージになっていること  | 3   | 2  | 3  | 3  | 2   | 3  | 2  | 4  | 4   | 4  | 3  | 5  |
| コピー・表現力    | 印象的で興味を感じさせる表現になっていること   | 3   | 3  | 3  | 3  | 3   | 3  | 2  | 3  | 4   | 3  | 4  | 5  |
| その他総合力     | 特に京都らしさやわかりやすさなど、全体的に見てバランスのとれた企画・構成になっていること   | 3   | 3  | 3  | 4  | 3   | 3  | 2  | 3  | 3   | 3  | 4  | 5  |
| 業務実績       | 自然科学系図鑑又は学術研究誌の発行又は編集の実績があり、その内容が明確に示されていること   | 4   | 5  | 4  | 5  | 3   | 4  | 2  | 4  | 3   | 3  | 4  | 3  |
| 業務遂行体制     | 出版物の編集、企画、デザインなどの業務遂行上必要な技術と実績を有するものを担当として配置し、その役割を明確にしていること                           | 3   | 5  | 4  | 5  | 3   | 4  | 2  | 3  | 2   | 3  | 3  | 4  |
| 経費見積       | 提案された経費見積において、コスト縮減が図られている。(80%未満5点、80%～85%4点、85%～90%3点、90%～95%2点、95%～100%1点、100%超え失格) | 1   | 1  | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  | 1  |
| 各委員計       |  | 24  | 25 | 24 | 28 | 21  | 24 | 15 | 25 | 25  | 26 | 27 | 33 |
| 総合計        |  | 101 |    |    |    | 85  |    |    |    | 111 |    |    |    |
| 採用・不採用     |  | 不採用 |    |    |    | 不採用 |    |    |    | 採用  |    |    |    |

【表3.8.3の6】によるとB事業者に対して評価委員③が各事業者の提案金額により自動的に採点される「経費見積」以外の全評価項目に対して2点を付けている以外は特に特筆すべき事項はなく、全評価委員において採用されたC事業者(株式会社京都通信社)に最高点を付けており、妥当な評価が行われたと考える。

### (3)平成27年度地球温暖化防止府民活動推進事業実施運営事業

#### ①委託内容

京都府では府民や事業者、環境特定非営利活動法人などの多様な主体の協働を通じて地球温暖化対策を進めるため、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき知事が指定した「京都府地球温暖化防止活動推進センター」を中心に、地球温暖化対策を推

進する人材の育成、府民や各団体に対する情報提供、相談、助言、地域及び団体の連携や取組を誘導するための事業を実施するものであり、次の事業を行う。

i. 相談対応

府民等からの相談に応じるための常設相談窓口の設置

ii. 情報提供

インターネット等による府民等への情報提供

iii. 環境学習の推進

環境学習を希望する小学校等で親子温暖化教室を開催

iv. 地域の取組支援

地域の先導的、モデル的な取組への支援を実施

v. 地球温暖化防止活動推進員の活動支援

研修の実施、地球温暖化防止活動推進員による活動のコーディネート

vi. エコライフの推進支援

家庭における地球温暖化対策の支援

②委託の経過及び理由

平成15年度から、地域での地球温暖化防止活動の取組を行う府センターとして指定する当該特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議に委託を実施した。

③委託の効果（経費面を除く）

府民への地球温暖化に関する情報の提供頻度（推進員の活動回数、省エネ相談所の来客数など）の増加。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.8.3の7】 地球温暖化防止府民活動推進事業実施運営事業の契約経緯

(単位：千円)

| 年度   | 平成24年度                       | 平成25年度                       | 平成26年度                       |
|------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 契約方法 | 随意契約<br>(単独)                 | 随意契約<br>(単独)                 | 随意契約<br>(単独)                 |
| 委託先  | (特非)京都地球温暖化<br>防止府民会議        | (特非)京都地球温暖化<br>防止府民会議        | (特非)京都地球温暖化<br>防止府民会議        |
| 契約期間 | 平成24年4月1日<br>～<br>平成25年3月31日 | 平成25年4月1日<br>～<br>平成26年3月31日 | 平成26年4月1日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格 | 16,800                       | 16,805                       | 16,645                       |
| 契約金額 | 16,800                       | 16,800                       | 16,645                       |

平成15年度より継続して特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議と単独随意契約を締結している。

## ⑤単独随意契約とした理由

当業務の実施に当たっては、地球温暖化防止に対する専門的な知見やノウハウのほか、推進員、環境特定非営利活動法人、地域団体等とのネットワークを通じ、それらをコーディネートする機能が必要であり、当団体は本業務を円滑に遂行できる府内唯一の団体であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。

## ⑥外部監査の結果

特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議は京都議定書<sup>1</sup>に基づく削減約束に対応して、京都議定書目標達成計画を策定するために成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて設立した特定非営利活動法人である。なお、同法律には以下の条文が記載されている。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」  
(地域地球温暖化防止活動推進センター)

第二十四条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をする事。

---

<sup>1</sup>平成9年に京都で開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）には、世界各国から多くの関係者が参加し、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（亜酸化窒素）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）及び六ふっ化硫黄（SF6）の6種類の温室効果ガスについて、先進国の排出削減について法的拘束力のある数値目標などを定めた文書が、京都の名を冠した「京都議定書」として採択された。



このように、特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 24 条に基づく地域地球温暖化防止活動推進センターに指定するために京都府が事務局を担う「京と地球（アース）の共生府民会議」を母体として設立された特定非営利活動法人であり、同特定非営利活動法人の設立以降、長年にわたり単独随意契約を締結している。確かに、このような状況においては、新たに他者が地域地球温暖化防止活動推進センターに指定されるべく新たに団体を設立するようなことは考えにくく、長年にわたり単独随意契約を締結していることは理解できる。

同法人に対する過去 10 年間の業務委託費は【表 3.8.3 の 8】のとおりである。

【表 3.8.3 の 8】 「地球温暖化防止府民活動推進事業実施運営事業」における過去 10 年間の契約金額推移

(単位：千円)

| 年度   | 18     | 19     | 20     | 21     | 22     | 23     | 24     | 25     | 26     | 27     |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 契約金額 | 15,950 | 16,750 | 16,800 | 16,800 | 16,800 | 16,800 | 16,800 | 16,800 | 16,645 | 16,644 |

【表 3.8.3 の 8】によると、過去 10 年間に於いてほぼ一定額の契約金額となっているのが分かる。

次に、業務委託についての履行や評価の方法については、年 1 回提出される事業報告書に基づいて確認・評価を実施しているほか、京都府地球温暖化防止活動推進連絡調整会議委員等外部の専門家による事業の確認・評価を実施している。平成 26 年度の事業報告書は 58 ページに及ぶ本文と添付資料から構成されており、本文の目次（章ごと）と添付資料は【表 3.8.3 の 9】【表 3.8.3 の 10】のとおりである。

【表3.8.3の9】 事業報告書の目次

| 目次  |   |
|-----|---|
| 第1章 | 事業概要  |
| 第2章 | 相談窓口の設置   |
| 第3章 | インターネット等による情報の提供  |
| 第4章 | 親子温暖化教室の実施  |
| 第5章 | ちいき・いき・いきプロジェクト(調査研究事業)①<br>サクラに開花日・カエデの紅葉日調査             |
| 第6章 | ちいき・いき・いきプロジェクト(調査研究事業)②<br>地域温暖化防止教育のプログラム調査と新しいプログラムの開発 |
| 第7章 | 地域地球温暖化防止活動促進支援事業   |
| 第8章 | エコライフ推進事業①<br>家庭の省エネ・節電相談所                                |
| 第9章 | エコライフ推進事業②<br>夏休み省エネチャレンジ                                 |

【表3.8.3の10】 事業報告書の添付資料

| 添付資料                    |
|-------------------------|
| ニュースレター「うおーみんぐ」No.41～44 |
| サクラの開花日調査説明資料及び調査用紙     |
| カエデの紅葉日調査説明資料及び調査用紙     |
| 家庭の省エネ相談所記入用紙及び診断書サンプル  |
| 夏休み省エネチャレンジ実施要領         |
| 夏休み省エネチャレンジチラシ          |
| 夏休み省エネチャレンジチェックシート      |

事業報告書には1年間の事業の活動内容や成果が記載されており、活発に活動していることが窺える。

### 3.8.4 結論

#### (1)指摘事項

##### ①低評価結果における再公募について

「自然公園区域の新規指定に関する調査業務」はプロポーザル方式を採用しているため、プレゼンテーションを実施している。平成26年度においては参加事業者が1事業者のみであったが、プレゼンテーションは実施され、評価委員による採点が行われた。しかしながら、その結果は275点満点に対して137点であり、得点率は49.9%となっており、このような低い評価の事業者を不採用とするための基準設定が必要であったと考え

る。よって、このような場合に備えて、事前に最低得点率を設定し、設定した最低得点率を下回った場合においては再公募する等の措置を実施すべきである。

## (2)意見

### ①プロポーザル方式における日程の見直しについて

「自然公園区域の新規指定に関する調査業務」はプロポーザル方式による随意契約を締結している。そのため、公募により参加者を募集しているが、公告の日（平成 26 年 4 月 3 日）からプレゼンテーション実施日（平成 26 年 4 月 18 日）まで約 2 週間の日程となっている。これは、大変あわただしい日程が設定されていると考えられ、参加事業者は 1 事業者のみとなっている。そもそも、この案件については前年度も 1 事業者のみの参加となっており、業務の内容を勘案すると調査の継続性を優先していると思われる。しかしながら、プロポーザル方式を採用している以上、多数の事業者が参加できる環境を整備すべきであり、今後においては日程を見直されたい。

### 3.9 健康福祉部

#### 3.9.1 健康福祉部の事務概要

健康福祉部は 13 課、1 センター、42 担当で構成されており、地域機関として 17 機関が属している。近年の少子高齢化、それに伴う介護人員の不足等により規模は拡大しており、後述するとおり、平成 26 年度には過去 5 年間で最大の人件費及び委託契約額となっている。それぞれの主な業務は以下のとおりである。

【表 3.9.1 の 1】 健康福祉部に属する課及び業務内容

| 課               | 担当                                     | 所属機関                       | 主な業務内容   |
|-----------------|--|----------------------------|--|
| 健康福祉総務課         | 総務、経理、企画調整                             | 保健所（7箇所）、保健環境研究所           | 部の重要施策の企画及び総合調整、予算の経理                          |
| 高齢者支援課          | 介護計画・企画、福祉サービス、介護予防・認定、地域包括ケア推進        | -                          | 介護保険に係る企画調整、老人福祉施設等の整備及び運営指導、地域包括ケアの推進         |
| 医療企画課           | 医療企画、高齢者・福祉医療、国保                       | -                          | 医療制度に係る企画調整、医療、健康等に係る計画の総合調整、国民健康保険事業の指導監督・交付  |
| リハビリテーション支援センター | リハビリテーション支援                            | -                          | リハビリテーション施策の企画立案及び推進                           |
| 福祉・援護課          | 福祉のまち推進、生活・就労一体型支援、生活保護医療、自殺対策推進、恩給・援護 | -                          | 福祉のまちづくり推進、生活困窮者自立支援、生活保護、自殺対策、恩給・援護           |
| 介護・地域福祉課        | 地域福祉・企画、福祉人材、法人・事業者指導                  | -                          | 福祉人材の確保及び定着、福祉ボランティアの振興、介護サービス事業者の指定又は許可及び指導監督 |
| 障害者支援課          | 地域支援・企画、認定・精神、福祉サービス、社会参加              | 精神保健福祉総合センター               | 身体障害児、知的障害児、精神障害者の福祉及び自立支援                     |
| 少子化対策課          | 少子化対策                                  | -                          | こども・子育て支援及び少子化対策の企画、次世代育成                      |
| 子育て政策課          | 母子保健、子育て支援                             | -                          | 母子保健、保育所                                       |
| 家庭支援課           | 家庭福祉、母子・父子                             | 家庭支援総合センター、児童相談所（2箇所）、淇陽学校 | 児童虐待対策、ドメスティック・バイオレンス対策、児童扶養手当及び特別児童扶養手当       |
| 健康対策課           | 健康づくり・企画、がん対策、疾病対策、感染症対策               | -                          | 健康づくり対策の企画立案及び推進、がん対策、感染症対策、予防接種               |
| 医療課             | 病院事業・企画、地域医療、医療人材確保、医療・看護              | 救急医療情報センター、府立洛南病院、看護学校     | 医療対策の企画立案及び推進、救急医療情報センター、洛南病院及び看護学校            |
| 生活衛生課           | 生活営業、食品衛生、動物愛護                         | 動物愛護センター                   | 人と動物の共生社会づくり、京都府動物愛護センター、その他生活衛生               |
| 薬務課             | 企画・啓発、薬物対策、審査                          | -                          | 医薬品、医薬部外品、医療機器及び化粧品、献血、毒物及び劇物、麻薬               |

外部委託の金額及び委託件数は【表 3.9.1 の 2】のとおりである。平成 24 年度から平成 25 年度にかけては、主に人材不足が深刻な福祉業界の人材確保対策等の新規事業（福祉人材育成認証制度推進事業等）の実施により増加、また、平成 25 年度から平成 26 年度にかけては、主に消費税増税に伴う重度障害者等緊急生活支援事業や深刻な少子化問

題への対応策を検討するための少子化要因若者実態調査事業等の臨時的事業の実施により増加している。

【表3.9.1の2】 委託契約額及び委託件数の推移

| 所属名             | 平成22年度        |             | 平成23年度        |             | 平成24年度        |             | 平成25年度        |             | 平成26年度        |             |
|-----------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
|                 | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) |
| 健康福祉総務課         | 78,793        | 7           | 77,184        | 9           | 76,194        | 9           | 76,059        | 8           | 241,905       | 8           |
| 保健環境研究所         | 108,466       | 35          | 117,941       | 41          | 132,236       | 66          | 167,964       | 66          | 167,036       | 60          |
| 乙訓保健所           | 2,882         | 5           | 1,344         | 3           | 926           | 3           | 15            | 1           | 8             | 1           |
| 山城北保健所          | 3,175         | 3           | 4,691         | 6           | 2,560         | 5           | 1,187         | 4           | 486           | 3           |
| 山城南保健所          | 2,136         | 4           | 705           | 3           | 973           | 3           | 375           | 2           | 81            | 1           |
| 南丹保健所           | 3,374         | 5           | 1,384         | 3           | 1,867         | 5           | 224           | 1           | 593           | 4           |
| 中丹西保健所          | 8,195         | 19          | 7,738         | 17          | 8,302         | 19          | 8,264         | 18          | 9,562         | 18          |
| 中丹東保健所          | 171           | 2           | 110           | 1           | 295           | 1           | 97            | 2           | 39            | 2           |
| 丹後保健所           | 803           | 2           | 3,149         | 5           | 124           | 1           | 151           | 1           | 100           | 2           |
| 高齢者支援課          | 576,548       | 29          | 562,910       | 25          | 608,029       | 24          | 616,448       | 26          | 631,197       | 30          |
| 医療企画課           | 210           | 1           | 5,414         | 6           | 231           | 1           | 50,728        | 3           | 44,410        | 2           |
| リハビリテーション支援センター | 400           | 3           | 18,379        | 25          | 21,990        | 42          | 21,859        | 33          | 20,081        | 33          |
| 福祉・援護課          | 55,781        | 20          | 80,582        | 25          | 249,235       | 37          | 312,754       | 37          | 331,187       | 49          |
| 介護・地域福祉課        | -             | -           | -             | -           | 412,247       | 17          | 565,596       | 20          | 595,348       | 28          |
| 介護・福祉事業課        | 533,672       | 12          | 620,138       | 15          | -             | -           | -             | -           | -             | -           |
| 障害者支援課          | 1,593,741     | 88          | 1,406,085     | 120         | 1,321,251     | 83          | 1,362,132     | 96          | 1,390,828     | 102         |
| 精神保健福祉総合センター    | 35,754        | 38          | 34,140        | 37          | 34,248        | 36          | 31,898        | 31          | 31,586        | 27          |
| こども未来課          | 29,260        | 27          | 31,916        | 34          | 24,664        | 26          | 45,209        | 25          | -             | -           |
| 少子化対策課          | -             | -           | -             | -           | -             | -           | -             | -           | 29,822        | 12          |
| 子育て政策課          | -             | -           | -             | -           | -             | -           | -             | -           | 110,636       | 24          |
| 家庭支援課           | 109,875       | 21          | 173,872       | 35          | 172,394       | 34          | 120,348       | 28          | 131,434       | 30          |
| 家庭支援総合センター      | 3,806         | 15          | 10,498        | 23          | 11,796        | 24          | 14,860        | 29          | 15,938        | 36          |
| 宇治児童相談所         | 1,019         | 2           | 1,019         | 2           | 1,079         | 4           | 1,972         | 6           | 2,124         | 9           |
| 福知山児童相談所        | 426           | 1           | 424           | 1           | 428           | 1           | 543           | 3           | 527           | 3           |
| 淇陽学校            | 1,360         | 7           | 1,699         | 7           | 1,626         | 7           | 1,792         | 8           | 1,683         | 7           |
| 健康対策課           | 127,028       | 28          | 128,134       | 36          | 138,650       | 41          | 182,702       | 42          | 186,536       | 48          |
| 医療課             | 139,251       | 23          | 128,052       | 24          | 145,531       | 37          | 154,349       | 34          | 206,003       | 33          |
| 府立洛南病院          | 101,568       | 27          | 126,082       | 27          | 125,630       | 35          | 145,619       | 33          | 155,691       | 31          |
| 府立看護学校          | 510           | 3           | 664           | 4           | 793           | 4           | 537           | 4           | 480           | 4           |
| 生活衛生課           | 15,849        | 12          | 18,133        | 13          | 19,584        | 13          | 19,048        | 12          | 20,562        | 15          |
| 業務課             | 11,937        | 7           | 10,260        | 7           | 10,894        | 7           | 17,081        | 9           | 21,827        | 12          |
| 中丹広域振興局企画総務部総務室 | 898           | 6           | 916           | 5           | 943           | 7           | 1,112         | 7           | 1,113         | 6           |
| 丹後広域振興局企画総務部総務部 | -             | -           | 48            | 2           | -             | -           | -             | -           | -             | -           |
| 合計              | 3,546,887     | 452         | 3,573,610     | 561         | 3,524,719     | 592         | 3,920,921     | 589         | 4,348,822     | 640         |

人件費及び人員数の推移は以下のとおりであり、人件費、人員数は教育委員会、警察に次ぐ規模である。

【表3.9.1の3】 人件費及び人員数の推移

|          | 平成22年度            | 平成23年度            | 平成24年度            | 平成25年度            | 平成26年度            |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|          | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) |
| 健康福祉部    | 9,173,947         | 9,217,055         | 9,145,231         | 8,817,986         | 9,274,671         |
| 正職       | 973.3             | 978.2             | 988.2             | 981.0             | 988.5             |
| 正職以外     | 261.0             | 276.7             | 278.3             | 298.0             | 303.2             |
| 嘱託       | 167.0             | 167.0             | 168.6             | 182.3             | 194.5             |
| 臨職       | 63.6              | 73.7              | 76.7              | 78.6              | 73.7              |
| 再任用      | 22.0              | 27.0              | 25.0              | 29.0              | 30.8              |
| 臨任       | 7.4               | 7.0               | 6.0               | 6.1               | 1.2               |
| 任期付き     | -                 | -                 | -                 | -                 | 1.0               |
| 特別参与     | 1.0               | 2.0               | 2.0               | 2.0               | 2.0               |
| 1人当たり人件費 | 7,996             | 7,928             | 7,792             | 7,475             | 7,790             |

### 3.9.2 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

現状における健康福祉部の外部委託状況を確認するため、外部委託について検討が可能と思われる事業を抜粋し、「現在の業務委託有無」、「定型/大量/反復性」、「業務委託の可能性の有無（業務委託を実施していない場合）」についてアンケートしたものが【表3.9.2の1】である。

【表3.9.2の1】 健康福祉部の定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

| 課名        | 具体名                       | 内容  | 業務量(多・中・少)   |    |          |    |    |         | 定型/大量/<br>反復性 | 事務<br>委託の<br>可能性   | 備考 |
|-----------|---------------------------|---|--------------|----|----------|----|----|---------|---------------|--|----|
|           |                           |   | 書類形式<br>チェック | 審査 | 電算<br>入力 | 給付 | 発送 |         |               |  |    |
| 医療企画      | 国民健康保険事業<br>助成費           | 国民健康保険法に基づく各保険者等に対する助成等を実施                | 中            | 中  | 中        | 中  | 中  | 個別確認、調整 | なし            |  |    |
| 医療企画      | 後期高齢者医療助<br>成事業           | 高齢者医療確保法に基づく医療費等を負担                       | 少            | 少  | 少        | 少  | 少  | 個別確認、調整 | なし            |  |    |
| 医療企画      | 京都子育て支援医療<br>助成           | 市町村が実施する子育て医療給付事業に対する助成                   | 中            | 中  | 中        | 中  | 中  | 個別確認、調整 | なし            |  |    |
| 医療企画      | ひとり親家庭医療<br>給付事業助成費       | 市町村が実施する事業に対する助成                          | 中            | 中  | 中        | 中  | 中  | 個別確認、調整 | なし            | 申請受付から審査、交付決定に至る一連の流れの中で、個別に各市町村等の状況、今後の動向等を確認しながら調整を進め、今後の事業展開を図っていくことが必要不可欠であり、業務委託にはなじまない |    |
| 医療企画      | 重度心身障害児医<br>療給付事業助成費      | 市町村が実施する重度心身障害児医療給付事業に対する助成               | 中            | 中  | 中        | 中  | 中  | 個別確認、調整 | なし            |  |    |
| 医療企画      | 重度心身障害老人<br>健康管理事業助成<br>費 | 市町村が実施する重度心身障害老人健康管理事業に対する助成              | 中            | 中  | 中        | 中  | 中  | 個別確認、調整 | なし            |  |    |
| 医療企画      | 老人医療給付事業<br>助成            | 市町村が実施する重度心身障害老人健康管理事業に対する助成              | 中            | 中  | 中        | 中  | 中  | 個別確認、調整 | なし            |  |    |
| 医療企画      | 後期高齢者医療特<br>別対策事業         | 高齢者の保険料を抑制するための特別対策                       | 少            | 少  | 少        | 少  | 少  | 個別確認、調整 | なし            |  |    |
| 医療        | 救急医療提供体制<br>整備促進事業        | 救急搬送患者の増加に対応できる医師等の養成に対する補助               | 中            | 中  | 中        | 中  | 中  | 定型      | なし            | 委託による効率性向上に繋がるほどの業務量ではない   |    |
| 医療        | 小児救急医療体制<br>整備事業費         | 病院が実施する休日・夜間の小児診療体制の整備に対する補助              | 中            | 中  | 中        | 中  | 中  | 定型      | なし            | 委託による効率性向上に繋がるほどの業務量ではない   |    |
| 医療        | 周産期医療対策費                  | 地域周産期母子医療センターの運営費に対する助成                   | 中            | 中  | 中        | 中  | 中  | 定型      | なし            | 委託による効率性向上に繋がるほどの業務量ではない   |    |
| 医療        | 救急告示病院等運<br>転資金貸付金        | 府内中小規模の救急告示病院等に必要資金を融資                    | 中            | 中  | 中        | 中  | 中  | 定型      | なし            | 委託による効率性向上に繋がるほどの業務量ではない   |    |
| 健康対策      | 肝炎対策費                     | 肝炎患者に対する医療費助成                             | 中            | 中  | 中        | 中  | 中  | 定型      | なし            | 新薬や新たな治療法の開発が進んでおり、業務が複雑化している現在の状態では委託は難しい   |    |
| 高齢者支<br>援 | 新・地域包括ケア<br>総合交付金         | 市町村等が選択できるソフト・ハードの総合交付金                   | 中            | 中  | 中        | 中  | 中  | 定型      | なし            | 施策誘導のための交付金であり委託になじまない   |    |
| 高齢者支<br>援 | 介護保険制度推進                  | 介護保険法に定められた介護給付費及び予防給付費に用守守公費負担の一部を市町村へ交付 | 中            | 中  | 中        | 中  | 中  | 定型      | なし            | 法定負担金であり委託になじまない。扱う金額も多額であり、今後も職員に対応する   |    |
| 障害者支<br>援 | 軽・中重度難聴児<br>支援事業          | 補聴器購入費給付を実施する市町村に助成                       | 多            | 多  | 中        | 多  | 中  | 定型      | なし            | 27年度から開始した新規事業であり、まだ実績が出てきていないため検討していない  |    |
| 障害者支<br>援 | 障害者施設整備助<br>成費            | 障害者自立のための社会福祉施設の整備に対する助成                  | 多            | 多  | 中        | 多  | 中  | 定型      | なし            | 件数が少なく個々の事情によって判断必要であり不適當  |    |
| 業務        | 骨髄ドナー助成事<br>業             | 骨髄ドナーに対する助成                               | 少            | 少  | 少        | 少  | 少  | 定型      | なし            | 27年度から開始した新規事業であり、まだ実績が出てきていないため検討していない  |    |

定型業務もあるものの、業務委託になじまない、または委託による効率性向上につながるほどの業務量ではないため委託を行っていないとのことである。ただし、新規に開始した事業もあるため、それらの業務委託については継続して検討する余地がある。

### 3.9.3 外部委託の内容検討

健康福祉部所管における平成26年度の契約金額1件につき1,000万円以上の業務委託案件（施設管理・工事・保守点検・ITシステム・設計・警備・清掃・調理・検査・測量・競輪に関する業務委託は除く）のうち、10件をサンプルとして抽出し、個別に内容を検討する。

#### (1) 重度障害者等緊急生活支援事業

##### ① 委託内容

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改定されるにあたり、重度障害者や要介護度の高い高齢者等に対する消費税増税の影響を軽減するため、介護用品を含む生活必需品等の購入に利用できる商品券を配布する業務である。

単年度の事業であり、平成26年度以降の消費税増税の際に再度実施されるかは不明である。

##### ② 委託の経過及び理由

平成26年度において金券等の大量の印刷物の作成、発送、書類点検等、業務量が膨大になることを理由に委託を行っている。

##### ③ 委託の効果（経費面を除く）

専門的（金券の作成、商品券の精算等）かつ、膨大（対象30,000人超）な業務量を一括して行える事業者に委託することにより、消費税増税後の速やかな商品券の配布（4月末～）が可能となった。

##### ④ 契約方法及び委託先の状況

【表3.9.3の1】 重度障害者等緊急生活支援事業の契約経緯

(単位：千円)

| 年度         | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度   |
|------------|--------|--------|--|
| 契約方法       | -      | -      | 随意契約(プロポーザル方式)                                   |
| プロポーザル参加者数 | -      | -      | 1  |
| 委託先        | -      | -      | (株)JTB西日本団体旅行京都支店・凸版印刷(株)西日本事業本部関西情報コミュニケーション事業部 |
| 契約期間       | 未実施    | 未実施    | 平成26年4月1日<br>～<br>平成26年12月19日                    |
| 予定価格       | -      | -      | 161,800  |
| 契約金額       | -      | -      | 124,604  |

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

府民の個人情報及び金券の取扱、協力店舗の開拓等、委託事業者には、信頼性や確実性はもとより、総合的な事業遂行能力を有することが求められるため、価格面のみを評価対象とする一般競争入札ではなく、あらゆる項目を評価対象とするプロポーザル方式を採用した。

⑥外部監査の結果

重度障害者等緊急生活支援事業の主な内容は、商品券発送可否確認、協力店舗の対応、商品券等の印刷、商品券の発送、問合わせ対応、商品券の換金となっているが、価格面のみならず業務遂行能力も必須の条件となるため、プロポーザル方式を採用して全てまとめて一つの事業者に委託を行っている。

一つの事業者に委託した理由を質問したところ、平成26年4月の消費税増税対策という性質上、同年3月の予算の議決後、極めて限られた期間で事業に着手・実施する必要があり、また、交付開始は4月末であり、あらゆる窓口を一本化して調整しなければ到底間に合わないと判断したことからまとめて委託を行った旨の回答を得た。続いて、事業者の選択肢を広げ経費を削減する観点から、例えば印刷業務を分離して発注できなかったのかとの質問をしたところ、スケジュールに余裕があれば印刷の分離発注は可能であったとの回答を得ている。

次に、当該業務について委託費の内訳は【表3.9.3の2】のとおりである。

【表3.9.3の2】 重度障害者等緊急生活支援事業の委託費内訳

| 項目                     | 金額<br>(千円) | 合計に<br>占める割<br>合 | 備考             |
|------------------------|------------|------------------|----------------|
| 郵送関連費用                 | 15,722     | 13%              | -              |
| 商品券等のデザイン・印刷・発送        | 13,816     | 11%              | -              |
| 申請書回収、データ入力等の<br>事務局運営 | 8,873      | 7%               | -              |
| 商品券交付申請書類作成            | 4,059      | 3%               | -              |
| その他                    | 10,211     | 8%               | -              |
| 小計                     | 52,681     | 42%              |                |
| 使用された商品券の精算            | 71,923     | 58%              | 総発行額：108,000千円 |
| 合計                     | 124,604    | 100%             |                |

事業者への支払には上表のとおり、使用された商品券の精算費用の他に、運営マニュアル作成、商品券のデザイン・印刷、郵送関連費用等が含まれているが、委託費合計の4割を超える費用がかかっており、例えるなら、1万円のご祝儀を贈るために、祝儀袋と代筆と送料合わせて7,324円の費用をかけていることになる。このことについては、以下2点の回答を得ている。

- ・ 口座振込等、様々な手法を検討したものの、消費喚起の観点から確実に消費されるために“現物”を“受け取る”ということを重視し、商品券という手法を選択した。
- ・ 委託業務の内容が多岐にわたり、対象者数が30,000人超であったこともあり、処理



量も多い上、消費税増税の軽減措置として適当な額として算出した 3,000 円が比較的  
低額であったことから、当初から事業全体に占める業務経費率が高いものとなるこ  
とはやむを得ないことと織り込んだ上で実施したものである。

しかし、このような理由があったとしても、やはりこの業務経費率はあまりにも高い  
と考える。予算の議決後に短期間で業務執行を行う必要があるため分離発注が出来な  
かったこと、及び予算編成過程において様々な業務執行方法の検討を行ったとした上  
で、なお、このように業務経費率があまりにも高いこと、また、券面にも「京都府  
重度障害者等緊急生活支援事業」と印字しており一般の商店でわざわざ自らの障  
害や高い介護度を呈示せよというに等しく対象者への配慮もなされていないこと  
から、そもそも当該施策自体のスケジュールを含む事前の検討が足りず、拙速であ  
ったと言わざるを得ない。

単年度業務であるため、今後同様の業務が行われるかどうかは不明であるが、今  
後同様の業務が行われる場合には、業務執行方法についての事前の詳細な検討を  
行い、より効率的な施策とすることが望まれる。

## (2) 京都府高齢者総合相談センター運営事業

### ① 委託内容

高齢者及びその家族等がかかえる各種悩みごとに、電話・来所等による一般相談に  
応じ、必要があれば関係機関に繋げるとともに、専門相談を行うことを委託してい  
る。また、介護をする上でも役立つ最新情報や、人生をよりよく終えるための生前  
の活動に関する情報、市町村が実施する高齢者が参加できる催事情報などの提供  
も行うこととしている。

業務は京都市中京区ハートピア京都 2 階で行われており、月曜日から金曜日ま  
での 9 時～16 時 30 分に業務を行っており、業務時間外は業務時間のアナウ  
ンス対応となっている。

### ② 委託の経過及び理由

昭和 62 年度から当該業務執行のために関係団体との連携、専門的知識が必要  
であり、府自ら業務を行うことが困難であることを理由として委託を実施してい  
る。

### ③ 委託の効果（経費面を除く）

相談件数の増加（平成 25 年度 292 件 →平成 26 年度 400 件）

### ④ 契約方法及び委託先の状況

【表3.9.3の3】 京都府高齢者総合相談センター運営事業の契約経緯

(単位：千円)

| 年度   | 平成24年度                       | 平成25年度                       | 平成26年度                       |
|------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 契約方法 | 随意契約(単独)                     | 随意契約(単独)                     | 随意契約(単独)                     |
| 委託先  | (公財)京都SKYセンター                | (公財)京都SKYセンター                | (公財)京都SKYセンター                |
| 契約期間 | 平成24年4月1日<br>～<br>平成25年3月31日 | 平成25年4月1日<br>～<br>平成26年3月31日 | 平成26年4月1日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格 | 13,855                       | 13,862                       | 14,022                       |
| 契約金額 | 13,855                       | 13,862                       | 14,022                       |

⑤単独随意契約とした理由

公益財団法人京都SKYセンターは、高齢者の生きがいづくりと健康づくり事業及び高齢者の生活全般に関する総合的な相談・情報事業を実施することを目的に、行政と民間とが一体となって設立された公益法人であり、介護関係、福祉機器、福祉用具等のノウハウを持ち、高齢者及びその家族の多様化する相談ニーズに対応するとともに、各種機関に情報提供を行うことができる府内で唯一の団体であるため。

⑥外部監査の結果

京都府高齢者総合相談センター運営事業は、公益財団法人京都SKYセンターと毎年単独随意契約を締結している。この点について、他の契約先は考えられないかという質問をしたところ、当該業務遂行のためには府内の関係団体からの協力を得るなどして業務を遂行する必要がある、他の事業者を考えることは難しいとの回答を得た。また、委託費用の内訳は【表3.9.3の4】のとおりである。

【表3.9.3の4】 京都府高齢者総合相談センター運営事業委託費内訳

| 項目        | 金額<br>(千円) | 備考                    |
|-----------|------------|-----------------------|
| 人件費       | 9,906      | 常勤1人<br>相談員6名(700円/h) |
| 相談センター運営費 | 2,537      |                       |
| 情報システム運営費 | 1,579      |                       |
| 合計        | 14,022     |                       |

内容については人件費が大半を占めており、その水準も社会一般の水準に鑑みて妥当な範囲であると考えられる。これ以上の委託費削減を目的として一般競争入札やプロポーザル方式を導入したとしても、それにかかる手間や業務引継、人件費を考えると、それに見合う効果があるとは考えにくく、契約形態を随意契約としているのは妥当であると思料する。

次に、当該業務の委託の効果については以下の【表 3.9.3 の 5】を参照されたい。

【表 3.9.3 の 5】 相談・情報提供の年間件数

|         | 相談<br>(件) | 情報提供<br>(件) | ビデオ貸出<br>(本) | HP訪問<br>(件) | 備考         |
|---------|-----------|-------------|--------------|-------------|------------|
| 年間件数    | 400       | 2202        | 114          | 29181       |            |
| (1ヶ月平均) | 33.3      | 183.5       | 9.5          | 2,431.8     |            |
| (1日平均)  | 1.6       | 9.0         | 0.5          | 118.6       | 年間開設日数246日 |

当該業務について、平均的に見れば毎日 1 件以上の相談、及び 10 件近くの情報提供を行っており、また、「③委託の効果（経費面を除く）」にも記載のとおり、相談件数は前年比で増加している。さらに、平成 26 年においてはホームページについて追加更新作業が容易になるようにデータベースの構築を行う等、継続して相談者を増やす取組を行っているとの報告がなされており、一定の委託効果があると評価できる。

### (3)日常生活等自立支援事業サポート推進事業（通所型）運營業務

#### ①委託内容

日常生活や社会生活に対する支援が必要な生活保護受給者等の生活困窮者に対し、勤労意欲の喚起等を行うことにより自立を促す支援事業を委託している。

#### ②委託の経過及び理由

当該事業は日常生活や社会生活を送るために支援が必要な生活保護受給者等を対象として個人の適性に応じた支援を実施するものであり、高度な専門性を必要とすることから委託を実施している。

#### ③委託の効果（経費面を除く）

平成 26 年度実績は【表 3.9.3 の 6】のとおりである。

【表 3.9.3 の 6】 平成 26 年度日常生活等自立支援事業サポート推進事業(通所型)運營業務委託実績

|                          |       |                 |
|--------------------------|-------|-----------------|
| 延べ利用者数<br>(人・日)          | 2,673 |                 |
| 登録者数<br>(人)              | 40    |                 |
| 一人あたり年間利用日数<br>(日)       | 67    |                 |
| 1日当たり利用者数(人)             | 11    | * 営業日を240日として計算 |
| 年度当初より自立レベル<br>が上昇した者の割合 | 60%   |                 |

#### ④契約方法及び委託先の状況

【表3.9.3の7】 日常生活等自立支援事業サポート推進事業（通所型）運営業務の契約経緯

(単位：千円)

| 年度         | 平成24年度                       | 平成25年度                       | 平成26年度                       |
|------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 契約方法       | 随意契約(プロポーザル方式)               | 随意契約(単独)                     | 随意契約(単独)                     |
| プロポーザル参加者数 | 1                            | 1                            | 1                            |
| 委託先        | 特定非営利活動法人<br>乙訓障害者事業協会       | 特定非営利活動法人<br>乙訓障害者事業協会       | 特定非営利活動法人<br>乙訓障害者事業協会       |
| 契約期間       | 平成24年4月1日<br>～<br>平成25年3月31日 | 平成25年4月1日<br>～<br>平成26年3月31日 | 平成26年4月1日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格       | 16,434                       | 16,434                       | 16,434                       |
| 契約金額       | 16,434                       | 16,434                       | 16,434                       |

毎年同額が続いている理由としては、当初の事業内容から変更がないことを踏まえ金額を変更していないとの回答であった。

#### ⑤単独随意契約とした理由

日常生活や社会生活を送るために支援が必要な生活保護受給者等を対象として、個人の適性に応じた支援を実施するものであり、高度な専門性を要し、また、被支援者との信頼関係の構築及び継続した支援の必要性から競争入札に適さないと判断し、随意契約としている。

#### ⑥外部監査の結果

日常生活等自立支援事業サポート推進事業（通所型）運営業務の契約形態につき、平成24年度においてプロポーザル方式で事業者を採用し、その後は単独随意契約にて単年度ごとに契約を締結している。このことにつき、他の契約相手先は考えられないのかと質問したところ、被支援者との信頼関係の構築及び支援の継続性が重要であり、事業者を変更すべき特段の理由もないことから考えていないという回答であった。

生活困窮者という社会的弱者に対しての関わり方はデリケートにならざるを得ない部分があり、頻繁に事業者を変更することにより業務の遂行が困難になることは容易に想像出来る。しかしそうだからといって、継続性のみを理由として単独随意契約を続けることは、効果のない業務が冗長に続く可能性も含んでいる。解決策として、一定の複数年契約でのプロポーザル方式を採用するなどして、よりよい事業者の新規参入のしやすさを残し、かつ半強制的に事業者の見直しがかかる方法を取るのも一案であると考えため、検討されたい。

次に委託の効果についてであるが、「③委託の効果（経費面を除く）」において平成26年度の実績を記載しているが、一人あたり年間利用日数を見ると毎日10人以上が利用しており、また、半数以上の利用者が年度当初より自立レベルが上昇しており、一定の委

託効果はあったと考える。

また、委託業務の完了後に実績報告書を添付した業務完了報告書が提出されているが、そこには利用者の状況、利用者の年齢構成、実施したプログラム、個別の支援記録等がわかりやくまとめてある。しかし、京都府としては業務完了後の委託効果の評価を特に行っていないので、この実績報告書をもとに改善すべき点、今後の方向性などについて一定の評価をすることが可能であると考え。委託者として何らかの評価を行わなければ、日々の業務改善も全面的に事業者任せられることになり、特に単独随意契約の場合は、業務革新に対する牽制効果が期待できない。この点、改善が望まれる。

#### (4)中間的就労創出事業（事業創出型）運営業務

##### ①委託内容

一般就労に直ちにたどりつけない生活保護受給者等の生活困窮者に対し、段階的支援として、軽作業等を行う中間的就労の場を提供することにより、一般就労に向けた就労意欲を喚起するとともに、社会性及び就業能力の向上を図る業務の委託。

##### ②委託の経過及び理由

平成25年度から一般就労に向けて支援が必要な生活保護受給者等を対象として、個人の適性に応じた支援を実施するものであり、高度な専門性を必要とすることから委託を行っている。

##### ③委託の効果（経費面を除く）

平成26年度実績

- ・参加者数：13人
- ・就職者数：6人

##### ④契約方法及び委託先の状況

【表3.9.3の8】 中間的就労創出事業（事業創出型）運営業務の契約経緯

(単位：千円)

| 年度   | 平成24年度 | 平成25年度                        | 平成26年度                        |
|------|--------|-------------------------------|-------------------------------|
| 契約方法 | -      | 随意契約(プロポーザル方式)                | 随意契約(単独)                      |
| 委託先  | -      | シンク・アンド・アクト<br>株式会社           | シンク・アンド・アクト<br>株式会社           |
| 契約期間 | 未実施    | 平成25年5月31日<br>～<br>平成26年3月31日 | 平成26年5月31日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格 | -      | 11,048                        | 13,176                        |
| 契約金額 | -      | 11,044                        | 11,938                        |

##### ⑤単独随意契約とした理由

本事業は、一般就労に向けて支援が必要な生活保護受給者等を対象として、個人の適

性に応じた支援を実施するものであり、高度な専門性を要すること。また、業務の特殊性から委託先を変更すれば事業利用者に対して負担となり事業効果が薄れるおそれがあるため単独随意契約を採用している。

#### ⑥外部監査の結果

中間的就労創出事業（事業創出型）運營業務は、当初プロポーザル方式で事業者を採用し、その後単独随意契約にて単年度ごとに契約を締結している。このことにつき、他の契約相手先は考えられないかと質問したところ、被支援者との信頼関係の構築及び支援の継続性が重要であり、事業者を変更するべき特段の理由もないことから考えていないという回答であった。当該業務の委託費用内訳は【表 3.9.3 の 9】のとおりである。

【表3.9.3の9】 平成 26 年度中間的就労創出事業の費用内訳

| 項目  | 金額<br>(千円) | 備考          |
|-----|------------|-------------|
| 人件費 | 10,009 *   |             |
| 事業費 | 1,928      | 旅費交通費、地代家賃等 |
| 合計  | 11,938     |             |

\*受託者であるシンク・アンド・アクト株式会社に対して「中間的就労創出事業（請負型）」の業務を同時に委託しており、人件費は【表 3.9.3 の 10】のように按分されている。

【表3.9.3の10】 請負型と事業創出型の人件費の按分金額

(単位：千円)

| 内訳          | 事業創出型  | 請負型    | 合計     |
|-------------|--------|--------|--------|
| 業務責任者       | 1,188  | 1,188  | 2,376  |
| チーフコーディネーター | 3,240  | 3,840  | 7,080  |
| コーディネーター    | 2,529  | 2,349  | 4,878  |
| チーフマーケット    | 1,980  | 1,980  | 3,960  |
| 法定福利費       | 1,072  | 1,123  | 2,195  |
| 合計          | 10,009 | 10,480 | 20,489 |

委託費用の内訳は人件費が大半を占め、業務内容に鑑みても妥当な金額であると考えられる。しかし、頻繁に事業者を変更した場合、業務の引継ぎ等の手間がかかることは理解できるものの、一方、業務の継続性のみで単独随意契約を続けることは、効果のない業務が冗長に続く可能性もある。「(3)日常生活等自立支援事業サポート推進事業（通所型）運營業務 ⑥外部監査の結果」と同様、複数年契約のプロポーザル方式を採用すること

も一案であるため、検討されたい。

次に委託の効果であるが、平成 26 年度は参加者数 13 人、就職者数 6 人となっている。委託費用を就職者数で割ると就職者数 1 人あたりにかかった費用は 1,989 千円となる。

内閣府及び総務局統計局が発表している資料から算出した国民 1 人当たり名目 GDP は【表 3.9.3 の 11】である。

【表 3.9.3 の 11】 国民 1 人当たり GDP の概算値

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 名目 GDP (千円)            | 489,623,400,000 |
| 人口 (千人)                | 126,958         |
| 国民 1 人当たり名目 GDP (千円/人) | 3,857           |

上記のとおり、国民 1 人当たり名目 GDP は今回就職者 1 人あたりにかかった委託費用の約 2 倍となっており、今後 1 年間で 1 人あたりがこれだけの価値を創出することを考えれば、仮に 6 人の内半分の 3 人が離職したと仮定しても、委託の効果は十分にあったと考える。

#### (5) 京都府自殺ストップセンター電話相談業務

##### ① 委託内容

自殺ストップセンター相談業務に係る夜間帯（16 時 30 分～20 時）の電話相談業務を委託している。

##### ② 委託の経過及び理由

平成 21 年度から 9 時～20 時の相談対応を委託により実施していたが、平成 24 年度の京都府直営方式への変更に伴い、夜間の相談体制を確保するため委託を実施している。

##### ③ 委託の効果（経費面を除く）

深刻な相談に対する適切かつ丁寧な対応を実施できるようになった。

##### ④ 契約方法及び委託先の状況

【表3.9.3の12】 京都府自殺ストップセンター電話相談業務の契約経緯

(単位：千円)

| 年度         | 平成24年度   | 平成25年度                       | 平成26年度                       |
|------------|--|------------------------------|------------------------------|
| 契約方法       | 随意契約(プロポーザル方式)                                 | 随意契約(プロポーザル方式)               | 随意契約(プロポーザル方式)               |
| プロポーザル参加者数 | ①2<br>②4                                       | 1                            | 3                            |
| 委託先        | ①株式会社ダイヤル・サービス<br>②社団法人日本産業カウンセラー協会関西支部        | 一般社団法人 日本産業<br>カウンセラー協会関西支部  | 株式会社ダイヤル・サービス                |
| 契約期間       | ①平成24年4月2日～平成24年9月7日<br>②平成24年9月10日～平成25年3月29日 | 平成25年4月1日<br>～<br>平成26年3月31日 | 平成26年4月1日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格       | ①3,150<br>②3,780                               | 6,825                        | 11,000                       |
| 契約金額       | ①2,414<br>②2,331                               | 6,366                        | 11,007                       |

※電話回線数 1回線

※電話回線数 1回線

※電話回線数 2回線

平成24年度においては、それまでの実施方法(民間病院委託)を変更した直後であり、運営方法のあり方について検討が必要であったため、契約変更がありうることも想定して契約期間が半年となっている。

平成24年度から平成25年度にかけては、相談員の配置条件を1名から2名に変更したこと、平成25年度から平成26年度にかけては電話回線数を2倍にしたことにより契約金額が増加している。

#### ⑤随意契約(プロポーザル方式)とした理由

自殺に至るような深刻な悩みの相談や自殺企図者からの相談であるため、相談体制や相談員の技能等を兼ね備える必要があり、価格の低廉さのみによって事業者決定を行う競争入札は適さず、プロポーザル方式による契約を実施している。

#### ⑥外部監査の結果

まず、契約形態につき検討を行った。当該業務は自殺に至るような深刻な悩みの相談や、自殺企図者からの相談であるため、相談員の力量が必要であることから、単に価格のみで事業者を決定する一般競争入札は適当ではなく、プロポーザル方式であることは理解できる。事業者の決定過程に関しても【表3.9.3の13】に示されるとおり事前に妥当な評価項目を定めており、特段の指摘はない。



【表3.9.3の13】 京都府自殺ストップセンター電話相談業務のプロポーザル方式  
評価項目

| 評価項目                   |   | 評価                     | 点数 |
|------------------------|---|------------------------|----|
| 見積積算の優位評価<br>(配点10点)   | 人件費<br>研修費<br>施設費<br>事務手続等経費  | 8,500,000円未満           | 10 |
|                        |   | 8,500,000～9,000,000円   | 8  |
|                        |   | 9,000,001～9,500,000円   | 6  |
|                        |   | 9,500,001～10,000,000円  | 4  |
|                        |   | 10,000,001～10,050,000円 | 2  |
|                        |   | 10,050,001～11,000,000円 | 1  |
|                        |   | 11,000,000円超           | 無効 |
| 業務遂行能力<br>(配点40点)      | 業務を完遂する組織力や実績、信頼性があるか   | 特に優れている                | 20 |
|                        |   | やや優れている                | 15 |
|                        |   | 普通                     | 10 |
|                        |   | やや劣っている                | 5  |
|                        |   | 劣っている                  | 1  |
|                        | 相談員が資格や実績、能力を有しているか   | 特に優れている                | 20 |
|                        |   | やや優れている                | 15 |
|                        |   | 普通                     | 10 |
|                        |   | やや劣っている                | 5  |
|                        |   | 劣っている                  | 1  |
| 業務遂行体制<br>(配点30点)      | 相談員に対するスーパーバイズ体制が取れているか<br>相談員の研修体制は整っているか<br>継続的相談の内容把握等の体制が取れているか | 特に優れている                | 15 |
|                        |   | やや優れている                | 12 |
|                        |   | 普通                     | 9  |
|                        |   | やや劣っている                | 6  |
|                        |   | 劣っている                  | 3  |
|                        | 緊急対応が必要な時の連携体制が取れているか<br>相談結果の京都府への報告体制が取れているか                      | 特に優れている                | 15 |
|                        |   | やや優れている                | 12 |
|                        |   | 普通                     | 9  |
|                        |   | やや劣っている                | 6  |
|                        |   | 劣っている                  | 3  |
| セキュリティーポリシー<br>(配点20点) | 情報管理の徹底がされ、情報の取扱が厳密かつ繊細に考えられているか                                    | 特に優れている                | 20 |
|                        |   | やや優れている                | 16 |
|                        |   | 普通                     | 12 |
|                        |   | やや劣っている                | 8  |
|                        |   | 劣っている                  | 4  |

また、平成26年度のプロポーザル方式参加者は3事業者あるが、それぞれ4人の評価委員による採点結果については【表3.9.3の14】のとおりであり、評価委員④が他の3委員の傾向と若干異なる評価となっているものの、他の3委員においてはほぼ同等の傾向の評価がされている。

【表3.9.3の14】 プロポーザル方式によるプレゼンテーションの評価結果

| 評価項目                   | A社 |    |    |    |     | B社 |    |    |    |     | C社 |    |    |    |     |
|------------------------|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|-----|
|                        | ①  | ②  | ③  | ④  | 計   | ①  | ②  | ③  | ④  | 計   | ①  | ②  | ③  | ④  | 計   |
| 見積積算の優位評価<br>(配点10点)   | 4  | 4  | 4  | 4  | 16  | 2  | 2  | 2  | 2  | 8   | 10 | 10 | 10 | 10 | 40  |
| 業務遂行能力<br>(配点40点)      | 30 | 30 | 35 | 20 | 115 | 30 | 30 | 30 | 35 | 125 | 30 | 30 | 25 | 25 | 110 |
| 業務遂行体制<br>(配点30点)      | 24 | 27 | 27 | 21 | 99  | 21 | 18 | 21 | 27 | 87  | 24 | 18 | 18 | 18 | 78  |
| セキュリティーポリシー<br>(配点20点) | 16 | 20 | 20 | 8  | 64  | 20 | 20 | 16 | 20 | 76  | 16 | 12 | 12 | 16 | 56  |
| 合計点数                   | 74 | 81 | 86 | 53 | 294 | 73 | 70 | 69 | 84 | 296 | 80 | 70 | 65 | 69 | 284 |

次に、契約経緯について質問したところ、平成23年度終了時点でそれまで全ての時間帯（9時～20時）について業務を委託していた民間病院が事業受託の継続を辞退したため、事業実施方法について昼間時間帯（9時～16時30分）は直営で業務を行い、夜間時間帯（16時30分～20時）については委託する方針へと変更されたとの回答を得た。その際に直営すべきか委託すべきかの検討資料の提出を求めたところ、そのような資料はなかった。ただし、平成24年4月から業務を行う必要があるところ、平成24年2月という時期に事業受託の継続を辞退する申し出を受けたことから、直営をするための人員確保が困難であったとの回答も得ており、委託を前提とした検討となっていることもやむを得なかったと考える。

しかしその後、平成25年10月に「自殺ストップセンター機能強化事業費について」という資料のもと事業の実施方法について検討が行われているが、委託か直営かについて比較検討を行う対比表は作成されていない。

現在においては、委託すべきかどうかという点も含め予算議論等の中で検討・見直しを行っており、業務実施方法について直営による運営経費が委託よりも経費削減につながるかの判断により、平成28年度から全時間帯の直営化に向け相談員の確保等の準備を進めているとのことである。この点については、監査中に以下の単価比較検討結果の提示を受けた。

- ・ 直営している昼間時間帯（7.5時間（9時～16時30分）：3名体制）に係る相談人件費：15,000千円
  - 1時間あたり単価（概算）： $15,000 \text{ 千円} \div 12(\text{月}) \div 22(\text{日}) \div 7.5(\text{時})$
  - = 7,575 円/時間
- ・ 委託している夜間時間帯（3.5時間（16時30分～20時）：2名体制）に係る委託料：11,000千円
  - 1時間あたり単価（概算）： $11,000 \text{ 千円} \div 12(\text{月}) \div 22(\text{日}) \div 3.5(\text{時})$
  - = 11,904 円/時間

人件費は年度によって大きく変動するものではなく、少なくとも平成 25 年度の委託時点で当該事実を把握することは可能であったと考えられ、このデータを見る限りでは、委託ではなく直営すべきであったと思われる。

一方、教育委員会において同事業者に対していじめ対策の「休日夜間相談業務」を委託しており、両業務の 1 人あたり委託単価を比較したものが【表 3.9.3 の 15】である。

【表 3.9.3 の 15】 自殺ストップセンター電話相談業務と休日夜間相談業務の 1 人あたり単価比較

| 部局    | 委託業務                 | 委託業者         | 委託金額<br>(千円) | 年間業務時間<br>(時間) | 人員体制<br>(人) | 1人あたり時間<br>単価 (円/時間) |
|-------|----------------------|--------------|--------------|----------------|-------------|----------------------|
| 教育委員会 | 休日夜間電話相談業務           | ダイヤル・サービス(株) | 14,256       | 4,996          | 3.5         | 815                  |
| 健康福祉部 | 自殺ストップセンター<br>電話相談業務 | ダイヤル・サービス(株) | 11,000       | 924            | 2           | 5,952                |

両業務の 1 人あたり時間単価は教育委員会 815 円/時間、健康福祉部 5,952 円/時間と大きな開きがある。この理由について京都府に質問を行ったところ、自殺ストップセンター電話相談業務では相談対応にあたっての案件の概要や対応方針等について熟知する必要があり、業務の特殊性・専門性が高いため単価が高く、一方の休日夜間相談業務については全国的に取組が広がっており、事業者側で同種相談業務の一定数の受託実績を有していることから同種業務の集約によって単価が低く抑えられているとの回答を得た。

この回答について一定の理解はできるものの、臨床心理士が対応するという共通点を考慮すれば、単価の乖離は余りにも大きく、自殺ストップセンター電話相談業務の委託単価をもう少し抑えることができないかという疑問が残る。仮に上記委託単価の引き下げが可能であれば、前述の直営か委託の検討についても、判断結果が異なる可能性がある。

この点、厚生労働省は平成 28 年度に地域自殺対策推進センターを各都道府県・政令市に設置する方針を示しており、全国的に自殺に対する取組が進むことが予想される。そうなれば教育委員会の休日夜間相談業務と同じく、同種相談業務の集約による経費低減が進む可能性が高い。

次に、京都府における類似の業務について質問したところ、民間団体（社会福祉法人京のいのちの電話、特定非営利活動法人京都自死・自殺相談センター等）においても同様のサービスを提供しているとの回答を得た。この点につき、すべてのサービスにおいて相談者の重大な悩みを聞き、解決につなげるという趣旨は同じであるため、官庁・民間の垣根を越えて協調し、情報交換を行い事案について分析、検討を重ねることで各団体でのスキルの向上が図れないかとの質問をしたところ、既に「京のいのち支え隊」を組織しており、より効率的・効果的な業務を行えるように情報交換を行っているとのことであった。

最後に、今回の外部監査の際に、【表 3.9.3 の 16】 のとおり、電話相談という内容において共通する委託業務が発見された。

【表3.9.3の16】 健康福祉部にて委託している電話相談業務

| 業務名                   | 委託先              | 業務内容                              |
|-----------------------|------------------|-----------------------------------|
| 小児救急医療<br>電話相談事業      | ダイヤル・<br>サービス(株) | 小児科看護師等による夜間の小児患者の保護者向けの電話相談事業の実施 |
| 京都府がん相談支援<br>センター運營業務 | (株)オムロン<br>パーソネル | がん患者と家族のあらゆるがんに関する悩みの相談業務         |

この点につき、医療系の相談としてこれらの業務を共通して委託できないかという質問をしたところ、以下の回答を得た。

- ・ 自殺ストップセンターでは、専任のコーディネーターを配置し、相談内容により専門家の対応が必要な場合は、医療・福祉（臨床心理士、精神保険福祉士、保健師等）や弁護士・司法書士が加わり、継続した支援も行っている。相談内容によっては、他の業務が重複する場合もありうるが、自殺ストップセンターの相談業務は「死にたい」という深刻な悩みを傾聴し、支援に繋げていくことを基本とすることから相談員にも相当の技量が要求され、他業務と一体的に対応することは難しい。
- ・ 小児救急電話相談は、子どもの急な病気やけが等に関する医療的な相談を対象としているが、がん相談は、医療的な相談以外にも病院に相談し辛い、がん患者・家族を取り巻く社会的、経済的な相談も対象としていることから、相談員に必要とされる専門性やスキルが異なっているため共通して委託することは困難である。

確かに医療系の相談ではあるものの、病院内で診療科が分かれているように、各分野において専門的な知識が必要であることは理解でき、各業務について分割して委託していることに関しては問題ないと考える。

## (6) 京都府福祉人材・研修センター運營業業

### ① 委託内容

福祉人材の無料職業紹介や社会福祉施設職員の資質向上のための研修等を行う京都府福祉人材・研修センターの運営を委託している。

### ② 委託の経過及び理由

高齢社会の進行などにより、福祉サービスのニーズの増大、高度化、複雑化が一層進むことが予想され、これにより社会福祉従事者を相当数確保しなければならない。一方、若年労働者の減少が進むなか、社会福祉に対する国民の理解を深めるとともに、労働条件の改善等による魅力ある職場作りをすすめる等、福祉の人材確保に積極的に取り組まなければ深刻な求人難になることが見込まれる。このような考え方のもと、平成4年6月に社会福祉分野における人材確保を目的とする社会福祉事業法（現在は社会福祉法）

及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正（いわゆる「福祉人材確保法」）が行われ、福祉人材センターが設置されることとなった。

社会福祉法第 93 条の規定により、都道府県では都道府県社会福祉協議会を指定することとなっているため、委託を行っている。

③委託の効果（経費面を除く）

平成 26 年度内定者：303 名

④契約方法及び委託先の状況

【表 3.9.3 の 17】 京都府福祉人材・研修センター運営事業の契約経緯

(単位：千円)

| 年度   | 平成24年度                       | 平成25年度                       | 平成26年度                       |
|------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 契約方法 | 随意契約(単独)                     | 随意契約(単独)                     | 随意契約(単独)                     |
| 委託先  | (福)京都府社会福祉協議会                | (福)京都府社会福祉協議会                | (福)京都府社会福祉協議会                |
| 契約期間 | 平成24年4月1日<br>～<br>平成25年3月31日 | 平成25年4月1日<br>～<br>平成26年3月31日 | 平成26年4月1日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格 | 省略(会計規則第162条<br>第1項第1号該当)    | 省略(会計規則第162条<br>第1項第1号該当)    | 省略(会計規則第162条<br>第1項第1号該当)    |
| 契約金額 | 75,437                       | 94,872                       | 86,507                       |

⑤単独随意契約とした理由

社会福祉法第 93 条の規定により、都道府県では都道府県社会福祉協議会を指定することになるため、単独の随意契約に拠っている。

⑥外部監査の結果

契約の相手方の選定及び契約方法について検討を行ったが、契約相手が社会福祉法で規定されており、それに従えば委託先と単独随意契約を結ぶ以外の選択肢はないため、これらについて特段の指摘はない。

次に委託の効果についても検討を行った。この点、まず研修における平成 26 年度の実績は【表 3.9.3 の 18】のとおりである。

【表 3.9.3 の 18】 平成 26 年度における研修実績

| 研修回数<br>(回) | 延日数<br>(日) | 受講人員<br>(人) |
|-------------|------------|-------------|
| 45          | 124        | 4,045       |

1 回の研修に対して単純平均して約 90 人の参加者がいる計算となり、盛況ぶりが伺える。また、研修実施後には受講者に対してアンケートを実施しており、講義ごとに理解できた点（できなかった点）、参考になった点（ならなかった点）について具体的に記述

してもらい、参考度については5段階評価してもらっている。そのアンケートによると、参考度について評価5が50%、評価4が28%、平均評価は4.2と非常に高い評価を得ており、研修部門の委託効果につき一定の効果があると考ええる。

#### (7)ひとり親家庭自立支援センター事業

##### ①委託内容

ひとり親家庭の親の自立及び福祉の向上を図るための就業支援サービスの提供を委託している。具体的な業務としては、家庭の状況、職業適性及び就業経験等に応じた適切な助言を行う就業相談、習熟度に応じて段階的に実施する就業支援講習、就業情報の提供等である。委託業務の実施場所は、京都ジョブパークマザーズジョブカフェ（京都市南区）及び北京都ジョブパーク（福知山市）である。

##### ②委託の経過及び理由

委託先は母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項を根拠に設立された母子・父子福祉団体であり、京都府内全域の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実情を各地域母子会等の活動により日頃から把握しており、業務の専門性及び効率性の観点から委託を実施している。

##### ③委託の効果（経費面を除く）

就業決定者数

平成26年度 325名（うち常勤雇用192名）

平成23年度 211名（うち常勤雇用89名）

相談者の家庭・生活状況をしっかりと聞き取り、その家庭に応じた就労先の紹介やひとり親の就労に理解のある事業者の開拓などの取組により、常用雇用の増加に努めており、大幅に就業者決定数が増加している。

##### ④契約方法及び委託先の状況

【表3.9.3の19】 ひとり親家庭自立支援センター事業の契約経緯

(単位：千円)

| 年度   | 平成24年度                       | 平成25年度                       | 平成26年度                       |
|------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 契約方法 | 随意契約(単独)                     | 随意契約(単独)                     | 随意契約(単独)                     |
| 委託先  | (福)京都府母子寡婦福祉連合会              | (福)京都府母子寡婦福祉連合会              | (福)京都府母子寡婦福祉連合会              |
| 契約期間 | 平成24年4月1日<br>～<br>平成25年3月31日 | 平成25年4月1日<br>～<br>平成26年3月31日 | 平成26年4月1日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格 | 21,025                       | 21,025                       | 21,025                       |
| 契約金額 | 21,025                       | 21,025                       | 21,025                       |

##### ⑤単独随意契約とした理由

当該事業はひとり親家庭に対する一貫した就業支援サービスを提供するものであり、ひとり親家庭の実情を正確に把握したうえでの福祉的な視点での支援が必要となるため、

単に金額のみで委託事業者を選定することは適切でない。また、ひとり親を対象とした事業であり、当該業務を適切に行えるのは社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会のみであるという専門性を理由として、単独随意契約を締結している。

#### ⑥外部監査の結果

ひとり親家庭自立支援センター事業につき、まず契約形態について検討を行った。単独随意契約であるが、これは当該委託先がひとり親という特殊な家庭事情に関する情報を常に収集している団体であり、また、広く市町村とのネットワークを保有している府内唯一の団体であるとの理由である。民間においてこのような業務を行っている事業者は見当たらず、単独随意契約としていることには一定の合理性があるものとする。

次に委託の業務内容について検討を行った。就職等自立支援相談の人数は【表 3.9.3 の 20】のとおりである。

【表3.9.3の20】 就職等自立支援相談人数

(単位：人)

| 区分   | 南部    | 北部  | 合計    |
|------|-------|-----|-------|
| 来所   | 1,634 | 267 | 1,901 |
| 巡回相談 | 44    | 72  | 116   |
| 電話等  | 1,356 | 656 | 2,012 |
| 計    | 3,034 | 995 | 4,029 |

\*南部：京都ジョブパークマザーズジョブカフェ

北部：北京都ジョブパーク

業務仕様書によると北部は土曜、日曜、祝日及び12月29日～1月3日が休みのため、年間稼働日数は245日となる。単純に北部の相談人数で割り返すと約4人/日、来所のみで割り返すと約1人/日であり、南部と比べれば非常に少ない。この点については、北部の人口や地理的な条件を踏まえて巡回相談を積極的に展開していること、来所等による相談後も希望就職先の情報提供や就職後の定着支援を含めて電話やメール等によりフォローしていること、及び相談者が現に生活面や経済面など様々な課題を抱える一人親であることから、その一人一人に対してまず生活・経済面での相談を受け、その上で生活状況や適性に応じた相談を受けていることを考慮すると、単純な相談人数のみで判断することは妥当ではないとも考えられる。しかし、それでもやはり相談人数が4人/日、来所人数が1人/日は少ないと考えられるため、北部の現状を踏まえつつより効率的な事業の実施方法を検討すべきと考える。

また、年間のセミナー開催実績は【表 3.9.3 の 21】のとおりである。

【表3.9.3の21】 平成26年度セミナー開催実績

26年度技能講習会一覧

| 月日          | 講習会名          | 場所             | 参加者数<br>(人) | 開催回数<br>(回) |
|-------------|---------------|----------------|-------------|-------------|
| 5/10～5/31   | 南丹・京丹波 エクセル初級 | 京丹波町瑞穂保健福祉センター | 9           | 4           |
| 5/11～6/1    | 京丹後 エクセル初級    | 京丹後市峰山総合福祉センター | 6           | 4           |
| 6/1～6/22    | 福知山 エクセル3級    | 福知山市総合福祉会館     | 9           | 4           |
| 6/29～7/20   | 宇治 エクセル初級     | 宇治市公民館         | 10          | 4           |
| 9/7～10/5    | 京丹後 エクセル3級対策  | 京丹後市峰山総合福祉センター | 6           | 5           |
| 9/14～10/5   | 宮津 エクセル初級     | 宮津市福祉センター      | 6           | 4           |
| 1/18～2/15   | 城陽・久御山 エクセル3級 | 城陽市福祉センター      | 9           | 5           |
| 10/18～11/29 | テルサ エクセル3級講座  | 京都テルサ          | 15          | 6           |
| 7月～12月      | 介護職員初任者研修養成課程 | ばるるプラザ京都       | 8           | 16          |
| 9月～11月      | 介護職員初任者研修養成課程 | ミストラル介護センター綾部  | 13          | 15          |
| 合計          |               |                | 91          | 67          |

26年度就労支援セミナー等一覧

| 月日         | 講習会名        | 場所           | 参加者数<br>(人) | 開催回数<br>(回) |
|------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| 5月26日      | 就業準備セミナー    | テルサ          | 6           | 1           |
| 6月14日      | 就業準備セミナー    | 中丹勤労者福祉会館    | 0           | 0           |
| 11月20日     | 就業準備セミナー    | テルサ          | 5           | 1           |
| 2月19日      | 就業準備セミナー    | テルサ          | 4           | 1           |
| 8月30日、31日  | 就職支援準備講習    | 中丹勤労者福祉会館    | 7           | 2           |
| 9月22日、24日  | 就職支援準備講習    | 城南地域職業訓練センター | 9           | 2           |
| 10月20日、22日 | 就職支援準備講習    | テルサ          | 10          | 2           |
| 3月14日      | 養育費セミナー・相談会 | テルサ          | 9           | 1           |
| 合計         |             |              | 50          | 10          |

注：参加者がゼロであるため開催されていない。

こちらでも年間で技能講習会には91人、就労支援セミナーに50人という実績である。技能講習会については、平日に仕事で時間が取れないひとり親を対象として休日毎に実施されており、また、資格取得に向けて、1人が数回に渡って参加していることから、受講者一人一人に寄り添った支援が必要となるため、一定の少人数で実施せざるを得ない理由もあり、参加者数が少ないことについてやむを得ない面もある。しかし、セミナーについては年間の実施回数に比して参加人数が少ないと考えられ、また、企画したものの参加者がなく開催されなかったセミナーもあり、事業の実施方法（回数や場所等）を考慮して、より効率的な運営を行う必要がある。

(8)京都府がん相談支援センター運営業務

①委託内容

がん患者と家族のあらゆるがんに関する悩みの相談業務である。

②委託の経過及び理由

平成25年度に京都府がん相談支援センターが開設され、がん患者・家族に対する総合相談業務、がん情報の情報提供、患者団体支援等を行うものであり、総合的な専門性及び企画力が必要なことから委託を行っている。



③委託の効果（経費面を除く）

相談件数の増加（前年度と比較して 987 件増加）

④契約方法及び委託先の状況

【表3.9.3の22】 京都府がん相談支援センター運営業務の契約経緯

(単位：千円)

| 年度         | 平成24年度 | 平成25年度                        | 平成26年度                       |
|------------|--------|-------------------------------|------------------------------|
| 契約方法       | -      | 随意契約(プロポーザル方式)                | 随意契約(プロポーザル方式)               |
| プロポーザル参加者数 | -      | 1                             | 1                            |
| 委託先        | -      | (株)オムロンパーソネル                  | (株)オムロンパーソネル                 |
| 契約期間       | 未実施    | 平成25年6月13日<br>～<br>平成26年3月31日 | 平成26年4月1日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格       | -      | 31,731                        | 24,540                       |
| 契約金額       | -      | 31,731                        | 24,538                       |

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

専門性を有する関係機関の支援等を行うものであり、価格だけでなく、総合的な企画力及び専門的なノウハウ等を基準に選定する必要があるためプロポーザル方式を採用している。

⑥外部監査の結果

まず契約方式についての検討を行った。プロポーザル方式を採用しているが、これはがん患者・家族に対する相談、情報提供、患者団体支援を行うという専門性及び企画力が必要な業務であり、価格のみで事業者を決定すべきでないという理由は理解でき、プロポーザル方式であることに問題はないと考える。

参加者数が1事業者となっているためその原因について分析したところ、公募から採用事業者の選定までのスケジュールは【表3.9.3の23】のとおりとなっていた。

【表3.9.3の23】 公募から採用事業者選定スケジュール

| 項目            | 日付         | 曜日  |
|---------------|------------|-----|
| 公募開始（府ホームページ） | 平成26年2月21日 | 金曜日 |
| 事業者説明会        | 平成26年2月25日 | 火曜日 |
| 質疑受付期限        | 平成26年2月28日 | 金曜日 |
| 企画提案書提出日      | 平成26年3月7日  | 金曜日 |
| 採用業者選定        | 平成26年3月17日 | 月曜日 |

この点、公募開始の4日後には事業者説明会が実施されており、さらに土日も挟んで

いることから実施スケジュールが若干タイトであると思われる。事業者説明会に出席しようとするれば、かなりの頻度で京都府のホームページを閲覧する必要がある、このスケジュールでより多くの参加者を募るのは困難であると考えられ、事業者選定のスケジュールには改善が必要であるとする。

また、「京都府がん総合相談支援センター運営事業業務委託に係る企画提案公募実施要領」の「4. 参加資格要件等(1)参加資格要件⑥」において「過去5年間に、国、都道府県又は市町村において、本事業と同等規模の相談窓口業務の受託実績を有すること。」という記載があり、業務遂行能力がない事業者が参加しないようふりかけの趣旨であろうが、その目的の遂行は事業者のプレゼンテーションの評価において行うべきものである。過去5年間に、官公庁から相談窓口業務の受託実績を受けた事業者は非常に少ないものと推察され、結果、プロポーザル方式の参加者が非常に少なかったと思われる。また、この要件があることにより実績のない新規の事業者が事実上参入できず、当該業務につき一種の寡占状態に陥る可能性もある。プロポーザル方式の参加者数を増やし、当該業務をより効果的、効率的に遂行するために、参加資格要件は新規事業者の参入機会を奪うことのないよう配慮が必要である。

次に平成26年度におけるプロポーザル方式に参加した1事業者の評価については【表3.9.3の24】のとおりである。

【表3.9.3の24】 プロポーザル方式に参加した1事業者の評価内訳

| 評価項目            |  | 配点                                      | 各委員の評価 |     |     |     |     | 合計  | 割合  |
|-----------------|--|---|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|                 |  |   | ①      | ②   | ③   | ④   | ⑤   |     |     |
| 経費見積額           | 経費見積額が予定価格の枠内か。<br>コスト削減が図られているか   | 10                                      | 2      | 2   | 2   | 2   | 2   | 10  | 20% |
| 業務の実施体制、スケジュール等 | 業務の遂行上必要なノウハウと実績を有する看護師又は保健師等の相談員を配置することが想定されているか。また、当該職員役割分担、責任体制は明確か。  | 10                                      | 8      | 6   | 6   | 5   | 8   | 33  | 66% |
|                 | 相談員に対する適切な指揮や業務管理が行われる体制が取られているか。  | 10                                      | 6      | 5   | 6   | 6   | 8   | 31  | 62% |
|                 | 本業務の遂行上、無理なくかつ確実に業務を遂行できるスケジュールが明確に示されているか。  | 10                                      | 6      | 7   | 7   | 6   | 5   | 31  | 62% |
|                 | 関係機関と連携して相談に対応する体制が具体的に示され、その体制構築のための手法が明確に示されているか。  | 10                                      | 6      | 6   | 5   | 5   | 6   | 28  | 56% |
| 業務の内容           | 通常相談業務について、相談、情報提供等が患者や家族のニーズを適切に把握し、必要に応じ寄り添い型、ワンストップサービスとして実施できる運営手法が提案されているか。   | 20                                      | 14     | 10  | 10  | 7   | 14  | 55  | 55% |
|                 | 府の地方機関等における出張相談業務について、府の関係機関と連携しやすい企画やスケジュールが提案されているか。   | 10                                      | 8      | 6   | 7   | 5   | 6   | 32  | 64% |
|                 | イベント会場等における出張相談業務について、がん相談の利用につながりやすいイベントとの連携を想定しているか。また、スケジュールは京都府がん医療戦略推進会議、相談支援部会の事務局運営については、相談支援センターの対応力の均てん化につながる取組が提案されているか。 | 10                                      | 8      | 7   | 8   | 8   | 8   | 39  | 78% |
|                 | がんに係る地域資源情報の共有については、患者や家族の療養生活に資する情報内容の共有と、その実現手法、スケジュールについて、実現性   | 10                                      | 8      | 6   | 6   | 6   | 6   | 32  | 64% |
|                 | 相談員研修会の開催支援について、国立がん研究センターの研修修了者と協力しやすい運営手法、スケジュールが提案されているか。   | 10                                      | 6      | 6   | 7   | 5   | 5   | 29  | 58% |
|                 | 窓口の広報については、患者や関係機関の認知度を上げるための適切な取組が提案されているか。   | 20                                      | 14     | 12  | 13  | 15  | 14  | 68  | 68% |
|                 | 京都府がん情報ガイドの更新について、普及を図るために十分な配布計画が提案されているか。  | 10                                      | 7      | 5   | 7   | 8   | 6   | 33  | 66% |
|                 | 患者サロン世話人交流会の開催支援については、患者会と協力しやすい運営手法、スケジュールが提案されているか。  | 10                                      | 8      | 5   | 6   | 7   | 7   | 33  | 66% |
|                 | ピアサポーター養成講座の開催支援については、患者会の運営支援について適切に提案されているか。また、多くの修了者の確保が見込める内容であるか。   | 10                                      | 8      | 5   | 6   | 8   | 7   | 34  | 68% |
|                 | その他先駆的な提案等   | 本業務に関連し、会社独自の提案があり、その提案が先駆的かつ妥当なものであるか。 | 10     | 7   | 5   | 5   | 5   | 6   | 28  |
|                 | 相談業務に係る十分な実績を有している会社であるか。  | 20                                      | 16     | 12  | 15  | 7   | 15  | 65  | 65% |
| 合計              |  | 200                                     | 140    | 111 | 123 | 111 | 130 | 615 | 62% |

結果的にこの事業者が採用されているが、「京都府がん総合相談支援センター運営事業業務委託に係る意見聴取会議 結果概要等」の「3 今後の対応」に「経費以外の全ての項目で評点が50%以上であり、提案を採用すべきでないという特段の意見もないことから、採択を決定」と記載されている。この点につき、事前にこのような取決めのもとで評価及び採択を決定したのか質問したところ、そのような事前の取決めはないとの回答であった。

プロポーザル方式の趣旨は、価格のみならず様々な観点からより良い業者を選定することにある。したがって、必要とする基準を満たさない事業者しかプロポーザル方式に参加しなかった場合には、本来は再公募すべきであり、それでもなお基準を満たさないようであれば、外部委託自体を取りやめるべきである。プロポーザル方式を採用するのであれば、事前に明確な評価項目及び採用基準を定めて事業者選定にあたるべきである。

### (9)洛南病院医事業務

#### ①委託内容

洛南病院における受付業務、会計計算業務、窓口収納業務、診療報酬請求業務、診断書の交付等の業務、統計業務、医事システム維持管理業務を委託している。

#### ②委託の経過及び理由

平成10年度から反復、継続及び定型的な業務であることを理由として委託を実施している。

#### ③委託の効果（経費面を除く）

診療報酬請求専門知識を有する従事者による事務処理等の正確性及び効率化が図れている。

#### ④契約方法及び委託先の状況

【表3.9.3の25】 病院医事業務の契約経緯

(単位：千円)

| 年度     | 平成22年度                        | 平成25年度                        | 平成26年度(契約変更)                  |
|--------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 契約方法   | 一般競争入札                        | 一般競争入札                        | 一般競争入札                        |
| 入札参加者数 | 1                             | 1                             | 1                             |
| 委託先    | (株)ニチイ学館                      | (株)ニチイ学館                      | (株)ニチイ学館                      |
| 契約期間   | 平成22年10月1日<br>～<br>平成25年9月30日 | 平成25年10月1日<br>～<br>平成28年9月30日 | 平成25年10月1日<br>～<br>平成28年9月30日 |
| 予定価格   | 69,930                        | 69,930                        | 69,930                        |
| 契約金額   | 69,930                        | 69,930                        | 71,595                        |

平成25年度に3年間の契約を締結している。なお、平成26年度に契約金額が変更されているのは、消費税増税に伴う契約金額の変更である。

## ⑤外部監査の結果

まず、契約方法が一般競争入札となっている件について検討を行った。この点、医事業務はある程度の専門性が必要な業務であり、プロポーザル方式を採用することも考えられる。事実、他府県ではそのような例もある。しかし、京都府では公報において、「公益財団法人日本医療保険事務協会が実施する診療報酬請求事務能力認定試験または一般財団法人日本医療教育財団が実施する医療事務技能審査試験（2級以上）に合格したものを従事者の5割以上配置することができない者」に該当する場合は、入札に参加できない旨を告示している。ある程度の専門性が必要とはいえ、医療事務という反復、継続、定型的な業務においては告示されている要件を満たせば業務の遂行能力は十分にあることが期待でき、価格のみで事業者を決定する一般競争入札とするのは一定の合理性があるものとする。

次に入札者数が1事業者となっていることにつき検討を行った。入札者数が1事業者であった原因、及び予定価格を設定しているとはいえ一般競争入札において参加者数が1事業者である場合、競争原理が働かず高値で落札されている可能性が高いのではないかと質問を行ったところ、以下の趣旨の回答を得た。

- ・ 実際に業務を受託できそうな能力のある事業者は、現在の委託先の他には1事業者ほどしかない。
- ・ 入札については公報、ホームページに記載していることから、入札参加意欲のある事業者は入札があることを容易に把握できる状況であり、また、落札金額についても照会があれば情報提供しているため、入札に参加するかしないかも踏まえて各事業者が判断しており、競争原理が働いていないとは考えられない。

これらの回答について、確かに洛南病院ほどの規模の病院医事業務を受託できる事業者であれば入札に係る情報を適時に把握しているはずであり、落札金額の情報提供もしている以上一定の競争原理は働いたものと考えられ、今回の入札結果が1事業者の応募であったとしてもやむを得ないものと考えられる。

### 3.9.4 自ら実施している業務の委託可能性

京都府自ら行っている業務についてサンプルを抽出し、委託することでより効果的、効率的な業務遂行の可能性について考察する。

#### (1)府精神保健福祉総合センター精神科デイケア及び診察にかかる診療報酬請求事務

##### ①業務内容

府精神保健福祉総合センター精神科デイケア及び診察にかかる診療報酬請求事務

##### ②委託を行っていない理由

処理量が約43件/月と非常に少なく、委託化するメリットが希薄なため。

### ③外部監査の結果

府精神保健福祉総合センター精神科デイケア及び診察にかかる診療報酬請求事務の外部委託可能性について検討を行った。

現在のところ、府精神保健福祉総合センターの診療報酬請求事務について、再任用職員である看護師と事務職員が実施している。当該業務について委託を行っていない理由を質問したところ、単独では業務量が少なく委託するメリットが希薄なためとの回答を得た。

この点、同様の診療報酬請求事務について既に洛南病院において委託を行っており、洛南病院の業務と合同して委託することも考えられるため、その可否について質問したところ、下記の趣旨の回答を得た。

- ・ 現在のところ洛南病院は電子システムを使用して診療報酬事務を行い、一方、府精神保健福祉総合センターは紙カルテを使用し、診療報酬請求事務も手書きで実施している。そのため、合同委託を実施したとしても、洛南病院の請求ノウハウを活用できず、また、洛南病院にて一括で請求事務を行うとなると請求のための書類配送が必要になるなど、新たな業務が発生することを考慮すると、スケールメリットは生じない。

現在の状況を考慮するとこの回答につき一定の理解はできる。ただし、今後は医療業界全体として電子化が進むことが予想され、将来的に合同委託の障害となっている原因が解消に進み、合同しての委託も可能になると考えられる。

## 3.9.5 結論

### (1)指摘事項

#### ①委託業務に関する事後評価の実施について

日常生活等自立支援事業サポート推進事業（通所型）運営業務につき、委託業務終了後に提出される業務完了報告書に実績報告書が添付されているが、府においてはその実績報告について何ら評価を行っていない。委託者が受託者の評価を行わず、かつ、受託者が自らの業務をふり返ることを怠ってしまった場合、効果のない業務が冗長に続いてしまう可能性がある。

委託先の変更の可能性の検討及び受託者の牽制の意味も込めて、委託業務完了後には委託元が責任をもって業務の評価、効果の検証を実施する必要がある。

#### ②北京都ジョブパークの運営の効率性について

ひとり親家庭自立支援センター事業につき、北京都ジョブパークの稼働日数に対して相談件数があまりに少ない状況である。当事業は、北部の人口や地理的条件を踏まえて巡回相談を積極的に展開し、来所等による相談後のフォローを行っている。また、相談者が現に生活面や経済面などで課題を抱える一人親であることから、その一人一人に対してまず生活・経済面の相談を受け、市町村等関係機関と常に連携しながら支援を行い、

生活状況や適性に応じた就業相談を行っている。これらを考慮すると、単純な相談件数のみで業務の効果を判断することは妥当ではないとも思われる。しかしながら、それでもやはり相談人数が1日あたりに4人、来所人数が平均1日あたりに1人は少ないものとする。

については、子どもの貧困対策として効果的なひとり親家庭の親への就労支援の必要性を踏まえた上で、北部の現状に応じた、より効率的な事業の実施方法を検討すべきである。

### ③プロポーザル方式における採用基準の明確化について

京都府がん相談支援センター運営事業について1事業者でのプロポーザル方式が行われ、評価委員の採点が行われており、最終的にその1事業者が採用されている。

その採用理由として「経費以外の全ての項目で評点が50%以上であり、提案を採用すべきでないという特段の意見もないことから、採択を決定」とされている。

しかし、事前にそのような取決めはなく、価格のみならず様々な観点からより良い事業者を選定するというプロポーザル方式の趣旨に鑑みれば、どのような基準で採用を行うか、必要な基準を満たさない事業者しかいない場合にはどうするか等を事前に明確に定め、事業者選定にあたるべきである。

## (2)意見

### ①委託事業内容に関する事前検討の妥当性について

重度障害者等緊急生活支援事業につき、一連の業務について全てを1つの事業者に委託を行い、委託費には使用された商品券の精算費用の他に、運営マニュアルの作成、商品券のデザイン・印刷、郵送関連費用等のその他の費用が含まれている。

しかし、当該委託費用は精算された商品券1万円あたりで、7,324円かかっている計算となり非常に業務経費率が高く、また、スケジュールに余裕があれば委託費削減の観点からの分離発注も可能であった。また、券面に「京都府重度障害者等緊急生活支援事業」と印字しているが、一般の商店でわざわざ自らの障害や高い介護度を呈示せよというに等しく、対象者への配慮がなされていないと言わざるを得ない。このことも使用率を引き下げ、業務経費率を高める結果に繋がった一因と思われる。

予算編成過程で様々な手法の検討を行ったとしているものの、このような結果となっていることは、当該施策自体のスケジュールを含む事前の検討が甘いと言わざるを得ない。今後同様の業務が行われる場合には、予算議決後の業務も考慮した業務執行方法について事前検討を綿密に行い、より効率的な運営とされたい。

### ②単独随意契約の見直しについて

日常生活等自立支援事業サポート推進事業（通所型）運營業務及び中間的就労創出事業（事業創出型）運營業務の契約形態につき、現在のところ単独随意契約とされている。理由は利用者への継続的な支援が必要であり、頻繁に事業者を変更すると利用者が不利

益を被るためである。

しかし、継続性のみを理由として契約を続けると効果の無い業務が冗長に続く可能性もある。それを解決するには、例えば、一定の複数年契約でのプロポーザル方式を採用して、継続性も担保しつつ事業者を見直すことも一案である。

### ③セミナー実施方法の見直しについて

ひとり親家庭自立支援センター事業の一環としてセミナーを開催しているが、年間の開催回数が10回のところ参加者数50人となっている。平均して5人/回であり非常に参加人数が少なく、また、企画したものの参加者がなく開催されなかったセミナーもあり、業務の効果及び効率の点で疑問が残る。

セミナー開催回数の削減も含めセミナー開催のあり方について再検討されたい。

### ④業務運営方法の継続的な見直しについて

京都府自殺ストップセンター電話相談業務につき、現在のところ昼間時間帯（9時～16時30分）は直営で業務を行い、夜間時間帯（16時30分～20時）については委託する方針となっている。昼間時間帯（直営）と夜間時間帯（委託）の単価を比較すると、昼間時間帯（直営）は7,575円/時間、夜間時間帯（委託）は11,904円/時間であり、外部委託に比して直営の方が安価な単価となっている。人件費は年度によって大きく変動するものではなく、少なくとも平成25年度時点では当該事実の把握は可能であり、このデータを見る限りでは委託でなく直営すべきであったと思われる。

一方、教育委員会において、いじめ対策の「休日夜間相談業務」を同じ事業者にて委託している。両業務の1人あたり単価を比較したところ、休日夜間相談業務が815円/時間であるのに対し、自殺ストップセンター電話相談業務は5,952円/時間となっている。臨床心理士が対応するという共通点を考慮すれば、両者の単価に非常に大きな乖離があり、自殺ストップセンター電話相談業務の委託単価をもう少し抑えることができないかという疑問が残る。仮に自殺ストップセンター電話相談業務の単価をもう少し抑えることが可能であれば、前述の直営か委託の検討について、判断結果が異なる可能性がある。

この点、厚生労働省は平成28年度に地域自殺対策推進センターを各都道府県・政令市に設置する方針を示しており、全国的に自殺に対する取組が進むことが予想される。そうなれば、同種相談業務の集約による経費低減が進む可能性が高い。既に平成28年度に向けては直営か委託かの意思決定については比較検討が行われているが、当該結果の見直しも含め今後は継続的に運営方法を見直す体制を構築されたい。また、経費削減の観点から、将来的には他の都道府県と合同して委託することも一案である。

### ⑤プロポーザル方式における公募参加者数の増加の取組について

京都府がん相談支援センター運営業務につき、契約方式がプロポーザル方式となっているものの、参加者数が1事業者となっており、価格のみならず様々な観点からより良い事業者を選定するというプロポーザル方式の趣旨が全うできていない。

原因として考えられるのは、公募から事業者の選定までの期間が若干タイトであること及びプロポーザル方式参加資格要件において「過去5年間に、国、都道府県又は市町村において、本事業と同等規模の相談窓口業務の受託実績を有すること」という要件が課されており、参入障壁が高いことである。

今後同様のプロポーザル方式による事業者選定が行われる際には、公募から事業者の選定までの期間を十分に確保されたい。また、参加資格要件は新規事業者の参入機会を奪うことの無いよう配慮されたい。

#### ⑥将来に向けての合同委託の検討について

府精神保健福祉総合センター精神科デイケア及び診察にかかる診療報酬請求事務に関して、同様の診療報酬請求事務について既に洛南病院において委託を行っており、スケールメリットを出す趣旨で洛南病院の業務と合同して委託することも考えられる。しかし、現在のところノウハウの共有ができず、委託により新たな業務が発生し、スケールメリットが生じないという理由により、合同委託は実施していない。

ただし、今後は医療業界全体として電子化が進むことが予想され、将来的に合同委託の障害となっている原因が解消に進み、合同しての委託も可能になると考えられるため、今後に向けて検討されたい。



### 3.10 商工労働観光部

#### 3.10.1 商工労働観光部の事務概要

商工労働観光部では、緊急防災対策、緊急経済対策、未来への創生を重点分野としてそれぞれの分野についての施策を展開している。商工労働観光部の事務分掌については、【表 3.10.1 の 1】のとおりである。

【表 3.10.1 の 1】 商工労働観光部の事務分掌

| 課別          | 事務分掌  |
|-------------|---|
| 総合就業支援室     | 就業支援施策の企画、調整及び推進に関すること<br>中小企業労働対策に関すること<br>高齢者及び障害者の雇用に関すること<br>その他雇用に関すること(他課の主管に属するものを除く)  |
| 産業労働総務課     | 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること<br>産業別振興の企画に関すること<br>企業の基盤整備に関すること<br>地域資源の活用に関すること<br>計量検定所、中小企業技術センター及び織物・機械金属振興センターに関すること<br>部内の人事及び組織に関すること<br>部の属する予算の経理に関すること<br>部の広聴及び広報の総括に関すること<br>部内他課の主管に属さないこと  |
| 商業・経営支援課    | 商工業の金融に関すること<br>商工会、商工会議所及び商工会連合会の育成強化に関すること<br>中小企業団体及び中小企業団体中央会等の育成強化に関すること<br>貸金業に関すること<br>商店街等小売商業及びサービス業の振興及び指導に関すること<br>大規模小売店舗及び商業に関すること   |
| 地域カビジネス課    | ソーシャル・ビジネスの推進に関すること   |
| ものづくり振興課    | ものづくり産業(染織・工芸課の主管に属するものを除く)の振興及び支援に関すること<br>中小企業の経営の安定及び成長支援に関すること<br>創業の支援に関すること<br>IT、試作、映画・映像産業その他の新産業の振興及び支援に関すること<br>北中部地域の産業振興に関すること  |
| 特区・イノベーション課 | 産学公連携による産業及び人材の育成の推進に関すること<br>研究開発型ベンチャー及び環境、健康産業その他の新産業の振興及び支援に関すること<br>国家戦略特別区域等における施策の推進に関すること<br>南部地域及び関西文化学術研究都市の産業振興に関すること<br>けいはんなオープンイノベーション拠点の利活用に関すること  |
| 染織・工芸課      | 染織業の振興及び支援に関すること<br>工芸の振興及び支援に関すること<br>生活文化関連産業の振興及び支援に関すること  |
| 産業立地課       | 産業立地の促進に関すること<br>砂利採取業、採石業及び鉱業に関すること<br>府営工業団地等に関すること   |
| 海外経済課       | 貿易の振興及び支援に関すること<br>外国企業との経済交流の振興及び支援に関すること<br>外国企業誘致の促進に関すること<br>港湾を活用した物流及び旅客に関すること<br>その他貿易に関すること   |
| 労働・雇用政策課    | 労働行政及び雇用対策の重要施策の企画及び総合調整に関すること<br>地域雇用開発計画の推進に関すること<br>労働組合に関すること<br>労働委員会に関すること<br>労働関係の広報啓発及び労働教育に関すること<br>労働に関する調査、統計及び分析に関すること<br>労働者の福祉に関すること<br>中小企業退職金共済に関すること<br>京都府立勤労者福祉会館に関すること<br>労働相談に関すること<br>事業主等の行う職業能力開発に関すること<br>職業能力検定に関すること<br>職業訓練指導員の免許に関すること |
| 人づくり推進課     | 職業訓練等人材育成の需要施策の企画及び総合調整に関すること<br>京都府緊急雇用対策基金に関すること(他課の主管に属するものを除く)<br>公共における職業能力開発に関すること<br>高等技術専門校に関すること   |
| 観光振興課       | 観光施策の企画及び総合調整に関すること<br>府内各地域の観光振興に関すること<br>旅行業に関すること<br>国際観光の登録ホテル及び登録旅館に関すること<br>観光統計に関すること<br>その他観光(広域観光を除く)に関すること  |
| 広域観光戦略課     | 広域観光施策の企画及び調整に関すること<br>MICEの振興に関すること<br>その他広域観光に関すること   |

|                   |                            |  |
|-------------------|----------------------------|--|
| 地域<br>機<br>関      | 京都府計量検定所                   | 特定計量器の定期検査に関する事<br>指定定期検査機関に関する事<br>特定計量器の製造、修理及び販売の届出に関する事<br>特定計量器の検定及び装置検査に関する事<br>指定製造事業者に関する事<br>基準器検査に関する事<br>計量証明の事業に関する事<br>指定計量証明検査機関に関する事<br>適正計量管理事業所に関する事<br>特定計量器及び商品量目の指導並びに立入検査に関する事<br>計量の普及推進に関する事<br>その他適正な計量の実施の確保に関する事 |
|                   | 京都府中小企業技術センター              | 産業技術支援の総括に関する事<br>産業技術の調査、分析及び情報提供に関する事<br>産学公連携推進に関する事<br>産業デザインの相談及び支援に関する事<br>機械設計・加工、材料・機能評価、化学・環境、電気・電子、情報、食品・バイオ及び表面・微細加工の試験、分析、測定、検査、技術相談、技術支援、研究、開発及び普及に関する事<br>関西文化学術研究都市立地研究機関との共同研究及び技術移転に関する事<br>その他産業の振興発展に関する事               |
|                   | 京都府織物・機械金属振興センター           | 染織業、機械金属業等に関する技術の調査、試験、研究、分析、測定及び検査に関する事<br>意匠の改善及び試作に関する事<br>染織業、機械金属業等の技術相談、支援及び普及に関する事<br>染織業、機械金属業等の管理者及び技術者の研修に関する事<br>その他染織業、機械金属業等の振興発展に関する事  |
|                   | 京都府立高等技術専門学校(京都・陶工・福知山)    | 労働者の普通職業訓練に関する事<br>公共職業能力開発施設以外のものを行う労働者の職業訓練の援助に関する事<br>その他労働者の職業能力開発に係る必要な業務に関する事  |
|                   | 京都府立障害者高等技術専門学校(京都・城陽(分校)) | 障害者の普通職業訓練に関する事<br>公共職業能力開発施設以外のものを行う障害者の職業訓練の援助に関する事<br>その他障害者の職業能力開発に係る必要な業務に関する事  |
| 行政<br>委<br>員<br>会 | 労働委員会事務局                   | 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事<br>個別労働関係紛争のあっせんに関する事<br>労働争議の実情調査に関する事<br>公益事業に関する争議行為の予告通知に関する事<br>不当労働行為に関する調査、審問、決定及び命令に関する事<br>不当労働行為に関する再調査及び訴訟に関する事<br>労働組合の資格審査に関する事   |

委託契約額と委託件数の推移は【表 3.10.1 の 2】のとおりであり、委託契約額は平成 25 年度までは 30 億円前後で推移していたが、平成 26 年度は 47 億円を超えている。これは国からの交付金により実施する「緊急雇用対策事業」が増加したためである。

【表3.10.1の2】 委託契約額及び委託件数の推移

| 部局<br>所属名      | 平成22年度        |             | 平成23年度        |             | 平成24年度        |             | 平成25年度        |             | 平成26年度        |             |
|----------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
|                | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) |
| 産業労働総務課        | -             | -           | 23,793        | 5           | 20,000        | 2           | 30,725        | 8           | 11,549        | 4           |
| 商業・経営支援課       | 29,289        | 13          | 21,402        | 8           | 1,824         | 4           | 24,733        | 35          | 300,358       | 39          |
| 地域力ビジネス課       | -             | -           | -             | -           | 90,015        | 6           | 269,898       | 29          | 225,012       | 36          |
| ものづくり振興課       | 86,766        | 29          | 117,483       | 17          | 66,644        | 15          | 168,602       | 44          | 368,428       | 43          |
| 特区・イノベーション課    | 91,508        | 17          | 83,158        | 15          | 20,798        | 3           | 17,413        | 3           | 33,406        | 10          |
| 染織・工芸課         | 118,554       | 57          | 128,160       | 66          | 32,212        | 39          | 35,259        | 37          | 25,789        | 29          |
| 産業立地課          | 1,187         | 2           | 7,319         | 3           | 13,455        | 3           | 13,324        | 2           | 14,156        | 3           |
| 海外・経済課         | -             | -           | 1,860         | 2           | 500           | 1           | 500           | 1           | 300           | 1           |
| 総合就業支援室        | 513,298       | 45          | 577,546       | 37          | 1,153,037     | 87          | 699,732       | 40          | 1,186,392     | 65          |
| 労働・雇用政策課       | 330,099       | 22          | 362,231       | 22          | 288,879       | 19          | 208,685       | 21          | 266,869       | 24          |
| 人づくり推進課        | 1,020,390     | 70          | 964,376       | 98          | 246,262       | 20          | 483,339       | 159         | 1,284,009     | 293         |
| 観光課            | 145,510       | 21          | 138,011       | 23          | 110,351       | 19          | 246,304       | 39          | 235,296       | 26          |
| 京都障害者高等技術専門学校  | 527,582       | 113         | 551,264       | 107         | 605,260       | 112         | 513,169       | 104         | 565,523       | 112         |
| 福知山高等技術専門学校    | 96,078        | 59          | 64,770        | 43          | 64,037        | 52          | 48,327        | 47          | 45,752        | 38          |
| 陶工高等技術専門学校     | 4,284         | 15          | 3,657         | 12          | 4,134         | 15          | 4,035         | 14          | 4,380         | 14          |
| 中小企業技術センター     | 97,571        | 72          | 98,555        | 85          | 95,636        | 89          | 94,733        | 78          | 101,904       | 77          |
| 山城広域振興局商工労働観光室 | 1,300         | 2           | -             | -           | 16,844        | 5           | 19,747        | 9           | 11,937        | 11          |
| 南丹広域振興局商工労働観光室 | 16,590        | 8           | 316           | 1           | 3,470         | 2           | 8,709         | 4           | 5,812         | 2           |
| 中丹広域振興局商工労働観光室 | 22,491        | 3           | 15,204        | 2           | 9,282         | 3           | 14,702        | 8           | 12,805        | 8           |
| 丹後広域振興局商工労働観光室 | 14,791        | 3           | 14,357        | 2           | 6,260         | 3           | 16,859        | 9           | 10,406        | 8           |
| 合計             | 3,117,288     | 551         | 3,173,462     | 548         | 2,848,901     | 499         | 2,918,793     | 691         | 4,710,084     | 843         |

人件費及び人員数の推移は【表 3.10.1 の 3】のとおりであり、人件費及び人員数はほぼ一定で推移している。

【表3.10.1の3】 人件費及び人員数の推移

|          | 平成22年度            | 平成23年度            | 平成24年度            | 平成25年度            | 平成26年度            |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|          | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) |
| 商工労働観光部  | 3,438,683         | 3,347,804         | 3,347,305         | 3,195,945         | 3,393,013         |
| 正職       | 347.0             | 349.0             | 356.0             | 348.0             | 359.0             |
| 正職以外     | 63.2              | 70.1              | 76.2              | 85.3              | 81.8              |
| 嘱託       | 32.1              | 34.8              | 39.0              | 40.4              | 36.5              |
| 臨職       | 22.1              | 21.3              | 23.2              | 27.9              | 27.3              |
| 再任用      | 9.0               | 14.0              | 14.0              | 17.0              | 18.0              |
| 1人当たり人件費 | 8,837             | 8,459             | 8,229             | 7,893             | 8,205             |

|          | 平成22年度            | 平成23年度            | 平成24年度            | 平成25年度            | 平成26年度            |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|          | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) |
| 労働委員会    | 114,443           | 113,260           | 108,539           | 99,137            | 106,398           |
| 正職       | 13.0              | 13.0              | 12.0              | 12.0              | 12.0              |
| 正職以外     | 18.0              | 18.0              | 18.0              | 18.9              | 19.0              |
| 再任用      | -                 | -                 | -                 | 1.0               | 1.0               |
| 行政委員     | 18.0              | 18.0              | 18.0              | 17.9              | 18.0              |
| 1人当たり人件費 | 4,578             | 4,530             | 4,522             | 4,030             | 4,313             |

### 3.10.2 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

現状における商工労働観光部の外部委託実施状況を確認するため、平成27年度商工労

働観光部事務概要より外部委託について検討が可能と思われる事業を抜粋し、「現在の業務委託有無」、「定型/大量/反復性」、「業務委託の可能性の有無（業務委託を実施していない場合）」についてアンケートを実施したものが【表 3.10.2 の 1】である。

【表3.10.2の1】 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

「商工労働観光行政施策の大綱」平成27年度より抜粋

| 具体名                     | 内容                   | 担当課          | 業務量(多・中・少)   |    |          |    |             | 定型/<br>大量/<br>反復性 | 事務委託の可能性                |
|-------------------------|----------------------|--------------|--------------|----|----------|----|-------------|-------------------|-------------------------|
|                         |                      |              | 書類形式<br>チェック | 審査 | 電算<br>入力 | 実行 | 返済・<br>債権管理 |                   |                         |
| 中小企業金融支援費               | 中小企業への融資             | 商業・経営<br>支援課 | 中            | 中  | 中        | 中  | 中           | 中                 | 貸付金であるため事務委託の可能性なし      |
| 小規模企業者等ビジネス<br>創造設備貸与事業 | 京都産業21へ設備貸与の<br>原資貸付 | 商業・経営<br>支援課 | 中            | 中  | 中        | 中  | 中           | 中                 | 貸付金であるため事務委託の可能性なし      |
| 労働者福祉対策事業費              | 労働者向け融資を充実           | 労働・雇用<br>政策課 | 中            | 中  | 中        | 中  | 中           | 中                 | 直接融資を実行しているのは<br>近畿労働金庫 |

※業務量（多・中・少）とは、京都府が行う業務ではなく取扱金融機関や（公財）京都産業21が行う業務のことである。

【表 3.10.2 の 1】のうち、中小事業者への融資及び設備貸与事業については、京都府が事業者に対し直接貸付するものではなく、京都府が構築した制度に基づき、取扱金融機関及び公益財団法人京都産業 21 が主体となって事業者への融資・設備の貸与を行うもので、京都府の貸付先は 11 の取扱金融機関及び公益財団法人京都産業 21 であることから、京都府の貸付そのものは定型、大量、反復性がある業務に該当しないため、外部委託できる可能性はないと思われる。

### 3.10.3 外部委託の内容検討

商工労働観光部所管における平成 26 年度の契約金額 1 件につき 1,000 万円以上の業務委託案件（施設管理・工事・保守点検・IT システム・設計・警備・清掃・調理・検査・測量・競輪に関する業務委託は除く）のうち、8 件をサンプルとして抽出し、個別に内容を検討する。

#### (1) 観光誘客新商店街づくり事務業務

##### ① 委託内容

観光客向け冊子の企画、編集、デザイン、掲載店舗の調整、印刷、製本、配布。海の京都、森の京都、お茶の京都、舞鶴、宇治、七条、御所南、亀岡の 8 種類を作成。

##### ② 委託の経過及び理由

庁内を横断的に行う事業であり原課に発行のノウハウがない、また、同課では商店街とは関係があるものの個別店舗との接点がない。

##### ③ 委託の効果（経費面を除く）

京都駅の観光案内所等での配布などにより、観光客を含め、商店街の PR につながった。また、利用者からは、クーポンが活用できるため好評を得た。商店街等においても、新たな来街者を獲得できた。

#### ④契約方法及び委託先の状況

【表3.10.3の1】 観光誘客新商店街づくり事務業務の契約経緯

(単位：千円)

|                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| 年度             | 平成26年度                        |
| 契約方法           | 随意契約<br>(プロポーザル方式)            |
| プロポーザル<br>参加者数 | 1                             |
| 委託先            | (株)リーフパブリケー<br>ションズ           |
| 契約期間           | 平成26年12月8日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格           | 26,924                        |
| 契約金額           | 26,924                        |

プロポーザル方式にて募集したが、1事業者の応募しかなかった。

#### ⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

京都府内の商店街等において、国内及び国外からの観光客を取り込むため、クーポン付きフリーペーパー等の企画・編集・作成・配布を行う事業であり、掲載店舗の開拓やターゲットの設定、翻訳作業、冊子の企画、デザイン、効果的な配布先の選定等について専門的な知識、能力及び豊富な実務経験が求められることから、公募により最も優れた提案を行った事業者に委託する必要がある。

#### ⑥外部監査の結果

観光型商店街づくり事業として、今はまだ観光客利用は多くないが、新たに観光客を呼び込むことにより活性化を図る商店街づくりを推進するため、5商店街の観光客向けクーポン付きフリーペーパーを各商店街で60,000部、計300,000部作成、配布した。また、まちめぐり型魅力発信事業として、地域構想（「海の京都」、「森の京都」、「お茶の京都」）の推進と連携して、増加する観光客の消費を3エリアの商店街、個店等へ向けることにより、消費の拡大を図るため、3エリアの観光客向けクーポン付きフリーペーパーを「海の京都」65,000部、「森の京都」50,000部、「お茶の京都」50,000部、計165,000部作成、配布した。平成27年4月に配布を開始しており、クーポンの利用実績は、平成27年8月までで971件となっている。

クーポンの使用期限は平成28年3月31日までとなっているため、これを単純に1年換算すると約2,330件の利用実績予測になる。合計465,000部発行して2,330件の使用ということは、約200冊でクーポンが1回使用されており、1冊当たりの製作経費が57.9円であるため、 $200 \text{冊} \times 57.9 \text{円} = 11,580 \text{円}$ の経費でクーポン1回使用につながった計算になり、クーポンの使用率としては決して高くはなく、少なくとも費用対効果は良好とは考えられない。

近年は紙媒体のクーポンを使うよりも、インターネットやスマートフォンを通じてクーポンを使う形態に移行している。情報の収集も紙媒体よりインターネットが主流になってきていることを考えると、インターネットを活用すればクーポン使用率は高くなった可能性がある。

本来、フリーペーパー発行の商店街に対する効果を検証するには、フリーペーパーを見て店を訪問し、クーポン対象外の買い物をする人もいるので、クーポンの使用率だけで効果を図ることはできない。このため、観光客の利用がどれくらい増えたのかフリーペーパー発行前と発行後の商店街の観光客数を検証する必要がある。

プロポーザル方式であるが 1 事業者しか応募者がなかったのは、京都市内のフリーペーパー事業者 10 事業者に参考見積書を依頼したが辞退されたためである。いずれの会社も取材力に問題があり、京都府の求める水準に対応できないから辞退したと聞いている。応募した株式会社リーフ・パブリケーションズの意見聴取会議の評価集計表は【表 3.10.3 の 2】となっている。

【表3.10.3の2】 「観光誘客新商店街づくり事業業務」委託に係る意見聴取会議  
評価集計表

| 項目及び評価                   |         |   | 配点  | (株)リーフ・パブリケーションズ |    |    |    |     |
|--------------------------|---------|---|-----|------------------|----|----|----|-----|
|                          |         |   |     | A                | B  | C  | D  | 計   |
| (1)制作スキル                 | 1 企画力   | 企画力はあるか   | 5点  | 4                | 4  | 4  | 4  | 16  |
|                          | 2 表現力   | 表現力はあるか   | 5点  | 4                | 4  | 5  | 4  | 17  |
|                          | 3 デザイン力 | デザイン力はあるか                                       | 5点  | 4                | 4  | 5  | 4  | 17  |
|                          | 4 全体構成  | (1)京都の商店街や店舗の魅力を観光客に訴える内容となっているか                | 3点  | 2                | 2  | 3  | 2  | 9   |
|                          |         | (2)観光誘客促進につながる内容となっているか                         | 3点  | 2                | 2  | 3  | 2  | 9   |
|                          |         | (3)観光客の消費意欲を刺激する内容となっているか                       | 3点  | 2                | 3  | 3  | 2  | 10  |
| (4)手に取ってみたいという工夫がなされているか |         | 3点  | 2   | 2                | 2  | 2  | 8  |     |
| (5)インパクトがあるか             |         | 3点  | 2   | 2                | 2  | 2  | 8  |     |
| (2)信頼性                   | 1 業務実績  | 企画提案の内容、受託実績から判断して、府の業務及び商業振興や観光振興、地域構想への理解があるか | 5点  | 3                | 5  | 4  | 3  | 15  |
|                          | 2 業務遂行  | 業務を計画的に遂行するとともに、府からの提案、要望に迅速に対応できる体制が整っているか     | 5点  | 3                | 4  | 4  | 3  | 14  |
| (3)経費見積                  | 経費見積    |   | 10点 | 2                | 2  | 2  | 2  | 8   |
| 委員採点計(E)                 |         |   |     | 30               | 34 | 37 | 30 | 131 |
| 委員採点平均(E/4)…50点満点        |         |   |     | 32.8             |    |    |    |     |

合否の基準を 50%に設定しており、200 点満点中 131 点のため 65.5%で合格となっている。評価集計表を見ると、いずれの委員も経費見積が 10 点満点中 2 点となっており、この項目だけ極端に低くなっている。これは、採点方法が参考見積書を基準にその額よりも安価かという基準であるため、今回の上限価格 26,950,000 円の設定に対し入札額が 26,924,400 円であれば全員が機械的に 2 点という点数になる。

この金額の妥当性を判断するには、1 事業者の参考見積書だけでは不可能であり他事業者との比較が欠かせない。今回は株式会社リーフ・パブリケーションズ以外は辞退しているが、他の事業者も参加しやすい委託内容を検討すべきであった。

取材範囲が京都府全般に及ぶこと、同時に 8 種類の冊子を作成することが、ボリュームが大きすぎて 1 事業者で対応が難しいのであれば、5 商店街の観光客向けクーポン付きフリーペーパーの作成と、3 エリアの観光客向けクーポン付きフリーペーパーの作成を別事業として募集をかけるなどして、多くの事業者が応募しやすい体制を整えるべき

であったと思われる。

## (2)創造提案型小売サービス業育成支援事業

創造提案型小売サービス業育成支援事業は、雇用情勢が依然として厳しい状況にある中、京都府緊急雇用対策基金を活用して地域に根差した小売サービス業の事業者等を支援することにより、雇用創出（失業者の雇入れ）に加えて小売サービス業のレベルアップを図り、併せて人材を育成する趣旨で行われた委託事業であり、財源は国からの交付金により実施する「緊急雇用対策事業」である。本監査においては採択 33 事業より 100 円パン事業をサンプル対象として選定した。

### ①委託内容

100 円パン事業

### ②委託の経過及び理由

平成 25 年度に新たに小売サービス業に取り組む事業者を公募、合計 1 年間の委託が可能なたため平成 25 年度の事業実績を踏まえて平成 26 年度も引き続き委託した。

### ③委託の効果（経費面を除く）

雇用の継続

### ④契約方法及び委託先の状況

【表3.10.3の3】 創造提案型小売サービス業育成支援事業の契約経緯

(単位：千円)

| 年度             | 平成25年度                        | 平成26年度                       |
|----------------|-------------------------------|------------------------------|
| 契約方法           | 随意契約<br>(プロポーザル方式)            | 随意契約<br>(プロポーザル方式)           |
| プロポーザル<br>参加者数 | 47                            | —                            |
| 支援事業者数         | 33                            | 31                           |
| 委託先            | (株)E.Mコーポ<br>レーション            | (株)E.Mコーポ<br>レーション           |
| 契約期間           | 平成26年2月24日<br>～<br>平成26年3月31日 | 平成26年4月1日<br>～<br>平成27年3月23日 |
| 予定価格           | 4,432                         | 37,394                       |
| 契約金額           | 4,432                         | 37,394                       |

上表中、参加者数と事業者数は支援事業全体の数値である。

応募のあった 47 事業のうち、43 事業を条件付採択事業としたが、取り下げや不採択があり、最終的には 33 事業を採択事業とした。



### ⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

この事業は、小売サービス業におけるマーケティング・マネジメントなど高度の専門性を必要とすることから、プロポーザル方式により事業の内容、事業実施体制等についても評価し、最も優れた提案をした者を契約の相手方とすることが適当であり、競争入札に適さないため。

### ⑥外部監査の結果

創造提案型小売サービス育成支援事業は、47 事業の提案があり 33 事業を採択し、平成 26 年度中の継続雇用者数は 75 人となった。そのうち、平成 27 年度も 61 人が継続雇用されている。

今回監査を行った 100 円パン事業とは、提案事業の目的として「47 都道府県下 1 世帯当たりパンの消費量 1 位の京都の街で日常食であるパンを全品 100 円で提供することにより、一般消費者の食卓を幸せにする」、「100 円パンという事業を通して、京都市内近郊地域に 30 店舗程出店を目標とし、それに伴う雇用創出をする」、「100 円パンという事業を通して、若手起業家を創出すべく独立支援する」の 3 つを掲げている。業務内容は、100 円パンに特化したベーカリーショップの運営、製造及び販売、100 円パン事業を通して若手起業家を創出する支援、100 円パン工場及び次なる商品開発を行う工場の運営、100 円パンに特化したベーカリーショップのフランチャイズ経営である。京都府はこの事業を委託することで、事業者が委託費を支払い、事業者はその委託費から新規採用者の人件費やその他経費を支払うことになる。新規採用者が従事する業務は、100 円パンの製造及び販売と商品開発となっている。

この委託事業は、失業者を雇用することがポイントであるため、新規採用者が失業者であることの確認が重要になる。失業者であることの確認は、履歴書及び面接時に口頭でチェックしており、京都府に失業者であることの確認書も提出している。また、委託費に人件費を含むため、委託先から請求があれば、人件費相当分の範囲内で前金として委託費を支払うこともある。これらの資金が新規雇用の人件費に回らず運転資金として流用されることを防止するために、委託事業者の選定上過去 3 年間黒字という条件を設けており、これをクリアすることで、財務的に安全であると判断している。また、事業実績報告で事業終了後に委託費の精算を行い前金は解消されている。

この 100 円パン事業では新たに 8 人の失業者を雇用し、平成 27 年度も引き続き 8 人を雇用しており委託事業としては一定の効果があったといえる。

### (3)京都ちーびず推進人づくり事業

京都ちーびず推進人づくり事業とは、地域の課題解決に向けて、ビジネス的手法を用いて継続して取組む京都地域力ビジネスを推進するために、商店街にぎわいづくり、京都地域力ビジネスのプロモーション、交流・アピールによる共同販売会や交流まちあるきなどの協働事業の実践を通じ、京都地域力ビジネスを推進する人材を育成することを

目的とする委託事業であり、財源は国からの交付金により実施する「緊急雇用対策事業」である。本監査においては、採択 16 事業より、京都ちーびずプロモーション人づくり事業として、特定非営利活動法人子育ては親育てみのりのもり劇場をサンプル対象として選定した。

①委託内容

ちーびず情報誌「ちーびずじかん」の制作発行

②委託の経過及び理由

平成 26 年度から地域力ビジネスを推進しており、地域力ビジネスに携わる人づくりを支援するため、委託を実施している。

③委託の効果（経費面を除く）

地域力ビジネスを推進する実践的な人材を育成。今回の委託で 4 人育成。

④契約方法及び委託先の状況

【表 3.10.3 の 4】 京都ちーびずプロモーション人づくり事業の契約経緯

(単位：千円)

| 年度         | 平成25年度                | 平成26年度 |
|------------|-----------------------|--------|
| 契約方法       | 随意契約(プロポーザル方式)        |        |
| プロポーザル参加者数 | 20                    |        |
| 支援事業者数     | 16                    |        |
| 委託先        | NPO法人子育ては親育てみのりのもり劇場  |        |
| 契約期間       | 平成26年3月28日～平成27年3月27日 |        |
| 予定価格       | 23,321                |        |
| 契約金額       | 16,437                |        |

上表中、参加者数と事業者数は人づくり事業全体の数値である。プロポーザル方式により 20 事業の応募があり、16 事業を採択した。

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

地域力ビジネスにおける実績または専門的ノウハウを有する事業者を選定するため。

⑥外部監査の結果

京都ちーびず推進人づくり事業は、20 事業の提案があり、審査の結果 16 事業が採択され、新規雇用者数は 35 人となった。

今回監査を行った特定非営利活動法人子育ては親育てみのりのもり劇場の委託事業は、京都ちーびずプロモーション人づくり事業となっており、ちーびずプロモーション冊子

を発行することで、ちーびずのコンセプトを広く伝え、プロモーションすることを目的としている。その他にも協賛事業者候補へのアプローチや、WEB やラジオ放送によるちーびずプロモーション、ワークショップや交流会等も実施することになっている。

この委託事業は、失業者を雇用することがポイントであるため、新規採用者が失業者であることの確認が重要になる。失業者であることの確認は、履歴書及び面接時に口頭でチェックしており、京都府に失業者であることの確認書も提出している。また、委託費に人件費を含むため、委託先から請求があれば、人件費相当分の範囲内で前金として委託費を支払うこともある。これらの資金が新規雇用の人件費に回らず運転資金として流用されることを防止するために、委託事業者の選定上、決算書等も提出することになっており、財務的に安全であるか判断している。また、事業実績報告で事業終了後に委託費の精算を行い前金は解消されている。

京都府はこの事業を委託することで、事業者に委託費を支払い、事業者はその委託費から新規採用者の人件費やその他経費を支払うことになる。新規採用者はちーびず情報誌「ちーびずじかん」の制作発行に取組む。この事業では新たに 4 人の雇用を生み出しており、また、委託事業終了後は自立して事業を継続していくことを目指しているのも、それが実現すると雇用も継続されることになる。

この事業では 2 人が継続雇用されているが、他の事業では継続雇用ができなかった事業もあり、事業全体の継続雇用者数は 10 人となっている。委託事業で 35 人の雇用機会を作り出すことができたのは一定の効果があったといえる。しかし、継続雇用者数が 35 人中 10 人ということで、この割合を高める工夫が必要であったと思われる。短期の雇用を作り出すことはできたが、継続雇用につなげることが十分にできたとまでは考えられない。

#### (4)企業立地促進開拓員設置運營業務

##### ①委託内容

首都圏に企業立地促進開拓員を設置して効率的な事業者訪問を行い、事業者誘致活動を展開するもの。

- i 企業立地促進開拓員の設置及び事業者誘致推進業務
- ii 事業者幹部と京都府職員（京都府商工労働観光部産業立地課及び京都府東京事務所職員等）との面談の場の設定業務

##### ②委託の経過及び理由

平成 23 年度から、東日本大震災以降の生産拠点の海外移転・分散化、地方自治体間事業者誘致競争の激化に対し、本社機能が集中する関東、中部地域等での日常的な誘致活動による府内事業者誘致の推進を目的として委託を実施。

##### ③委託の効果（経費面を除く）

本業務により、1 事業者が府内に立地済。なお、同事業者はさらに 1 件府内での立地

表明を行っている。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.10.3の5】 企業立地促進開拓員設置運營業務の契約経緯

(単位：千円)

| 年度         | 平成24年度                       | 平成25年度                       | 平成26年度                       |
|------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 契約方法       | 随意契約<br>(プロポーザル方式)           | 随意契約<br>(プロポーザル方式)           | 随意契約<br>(プロポーザル方式)           |
| プロポーザル参加者数 | 1                            | 1                            | 1                            |
| 委託先        | (株)パソナ                       | (株)パソナ                       | (株)日本雇用創出機構                  |
| 契約期間       | 平成24年4月1日<br>～<br>平成25年3月31日 | 平成25年4月1日<br>～<br>平成26年3月31日 | 平成26年4月1日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格       | 12,000                       | 12,000                       | 12,000                       |
| 契約金額       | 11,967                       | 12,000                       | 11,900                       |

事業開始時の平成 23 年度から平成 25 年度までは株式会社パソナに委託していたが、平成 26 年度からは株式会社日本雇用創出機構に委託している。

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

事業者誘致活動を行うにあたり、運営力、誘致に係る専門性、事業者の京都府への立地企画力等が特に求められ、この要件を満たす事業者を選定するため。

⑥外部監査の結果

企業立地促進開拓員設置運營業務は、首都圏に委託方式による企業立地促進開拓員を配置し、製造業（工場、研究所）、情報サービス業、物流関連産業等の事業者に対して、その事業所等を京都府内へ誘致することを目的として、毎月概ね 30 事業者（再訪問を含む。ただし、10 事業者程度は新規とする。）の事業者訪問を行うこと、事業者幹部と京都府職員との面談の場を計 150 事業者設定することとなっている。更に、事業者訪問先拡大のため、事業者セミナーの開催等、所要の事業も行うこととなっている。これらを踏まえて、企業立地促進開拓員は、事業者の設備投資等の新規情報の収集、事業者訪問報告書の提出、京都府職員への緊密な情報提供と連携行動、誘致事業者との親密なコンタクト、立地成功に至るまでのアフターフォローを実施している。この委託事業は平成 23 年から実施しているが、その間に京都府への立地事業者は 1 事業者である。

委託事業先は、平成 26 年度から株式会社日本雇用創出機構となっているが、以前は株式会社パソナに委託していた。平成 26 年度は 1 事業者のみのプロポーザル方式での事業者選定になっており、契約金額は株式会社日本雇用創出機構からの見積りの金額となっている。予定価格は前年度実績を参考にした額としており、積極的に契約金額や委託事業の範囲、事業の効率化の可能性が検討されているわけではない。1 事業者のみのプロポーザル方式での事業者選定の場合でも、他事業者の参考見積書を徴取などして、金額

の妥当性を検討すべきである。

また、平成 26 年度のプロポーザル方式の評価結果は、【表 3.10.3 の 6】のとおりである。

【表3.10.3の6】 評価結果

(100点満点)

| 業者名         | A  | B  | C  | D  | 平均 |
|-------------|----|----|----|----|----|
| (株)日本雇用創出機構 | 74 | 61 | 70 | 68 | 68 |

評価の詳細は、この審査が「附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針」の非公開事項に該当（公開指針第 3）するため、審査結果の詳細は公開されておらず項目別に検討することはできないが、平均点は 68 点となっており高いとは考えられない。1 事業者のみの応募であるため、このような結果になったと思われる。高いレベルでの事業者選定を実施するには複数事業者が応募に参加しやすい仕組み作りが必要である。

今回の委託事業の募集期間は、平成 26 年 3 月 7 日から 3 月 20 日までとなっており、事業実施期間は平成 26 年 4 月 1 日からとなっている。応募期間が 2 週間と短い。広く応募を募るには、応募期間の延長が必要である。

【表3.10.3の7】 活動状況

| 年度     | 訪問企業数          | 府職員面談企業 | 備考     |
|--------|----------------|---------|--------|
| 平成25年度 | 新規337社(延べ352社) | 160社    | 12月末まで |
| 平成24年度 | 新規399社(延べ448社) | 142社    |        |
| 平成23年度 | 新規150社(延べ380社) | 8社      | 9月から開始 |

また、企業立地促進開拓員の活動状況は【表 3.10.3 の 7】のとおりで、事業者訪問等は積極的に行っており、京都府への立地に至ったのは平成 23 年度から平成 26 年度の 4 年間で 1 事業者（2 箇所での事業者立地）であり、実際に稼働するのは平成 27 年 8 月及び平成 29 年 4 月からとなっている。

【表3.10.3の8】 府内事業者誘致状況

| 年度     | 立地件数<br>(件) | 新規雇用者数<br>(人) | 経済波及効果<br>(億円) |
|--------|-------------|---------------|----------------|
| 平成26年度 | 39          | 301           | 376            |
| 平成25年度 | 23          | 400           | 689            |
| 平成24年度 | 22          | 249           | 1,039          |

過去 3 年間で京都府内に誘致が成功した事業者数と新規雇用者数、経済波及効果は【表 3.10.3 の 8】府内事業者誘致状況のとおりである。平成 24 年度から平成 26 年度の府内事業者誘致状況の経済波及効果の平均値は、84 件の立地件数に対し、経済波及効果は 2,104 億円なので、1 件当たり 25 億円になる。これをこの委託事業にあてはめると、事業開始時から平成 26 年度までの委託契約額の累計は 41,932 千円であり、4 年間で 2 件の誘致に成功（誘致事業者の実際の稼働は平成 27 年 8 月及び平成 29 年 4 月）しているので、41,932

千円の委託料を支払い、50億円の経済波及効果を得たことになる。投資に対するリターンとしたら一定の成果を得たと考えることもできるが、2人の企業立地促進開拓員が4年間誘致活動を実施し、誘致成功が2件となっている。これは、首都圏から京都への誘致という難しさや、企業立地促進開拓員が中期的な将来計画を視野に入れながら、広く新規事業者を開拓していくという業務であり、結果的に、現時点で誘致の確度の低い事業者にも数多く接触していかざるを得ないことから、少ない件数になったと思われる。

しかしながら、中期的な将来計画を視野に入れた活動を行っているとしても、この委託事業自体の効果を測定し、事業の継続や廃止を検討する場を設ける必要はある。事業の性質からして短期的に判断できるものではないので、5年から10年くらいの期間で判断してはどうか。その結果によっては、今後、企業立地促進開拓員設置運營業務に関する見直しの必要性が発生する可能性がある。

#### (5) 処遇改善公募型支援事業

処遇改善公募型支援事業とは、在職者に対する処遇改善に向けた支援として、定着支援に向けた事業、正社員化に向けた事業、賃金上昇を目的とした事業である必要があり、その実施方法は次の2通りとされている。

- i 京都府内に事業所を置く事業者が、自己の事業所で雇用している在職者の処遇改善を図るために取り組む事業
- ii 事業者が京都府内に事業所を置く他の事業者が雇用している在職者の処遇改善を支援する事業

これらの財源は国からの交付金により実施する「緊急雇用対策事業」である。この事業で募集している処遇改善の内容は、次の4つである。「事業者の販路拡大等の支援や幹部人材・グローバル人材の育成等を通じて、在職者の賃金の引上げを図る取組」、「非正規雇用労働者のスキルアップ支援や事業者の販路拡大等の支援により、非正規雇用労働者の正規雇用化への転換を図る取組」、「在職者の定着率支援等を通じて定着率の向上を図る取組」、「その他、福利厚生の実質的な充実により、在職者の実質的な収入増を図る取組」である。本監査においては採択54事業より、事業者が京都府内に事業所を置く他の事業者等が雇用している在職者の処遇改善を支援する事業として株式会社パソナをサンプル対象として選定した。

#### ① 委託内容

府内事業所への人事制度改定コンサルティングや研修を実施し、事業所における処遇改善を支援する事業。

#### ② 委託の経過及び理由

平成26年度に年度末までの期間で、事業提案を公募し、採択された事業。

#### ③ 委託の効果（経費面を除く）

## 在職者の能力アップと処遇の改善

### ④契約方法及び委託先の状況

【表3.10.3の9】 処遇改善公募型支援事業の契約経緯

(単位：千円)

| 年度             | 平成26年度                        |
|----------------|-------------------------------|
| 契約方法           | 随意契約<br>(プロポーザル方式)            |
| プロポーザル<br>参加者数 | 57                            |
| 採択事業者数         | 54                            |
| 委託先            | 株パソナ                          |
| 契約期間           | 平成26年9月16日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格           | 48,600                        |
| 契約金額           | 48,600                        |

上表中、参加者数と事業者数は処遇改善公募型支援事業全体の数値である。プロポーザル方式により 57 事業の応募があり、54 事業を採択した。

### ⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

在職者の賃上げや正規雇用化等の処遇改善を実施する又は支援する事業提案を募集するため。

### ⑥外部監査の結果

処遇改善公募型支援事業は57事業の提案があり、審査の結果54事業を採択している。

今回監査を行った株式会社パソナの事業は、事業者が京都府内に事業所を置く他の事業者等が雇用している在職者の処遇改善を支援する事業に取り組んでおり、支援対象事業者の目標数は30事業者、処遇改善を行う対象業種は製造業等、処遇改善の対象者数は1,500人、処遇改善による効果額は49,200千円を想定していた。この委託事業を通じて処遇改善した事業者は、賃金引上げ・評価制度の整備等で5事業者、処遇改善実績は10,426千円。正規雇用化で5事業者、処遇改善額は6,602千円。定着率向上で15事業者、処遇改善額は47,970千円。福利厚生の実施で5事業者、処遇改善額は8,423千円となっている。48,600千円の委託費で73,421千円の処遇改善効果があり、効果金額は当初想定額の49,200千円を上回っており一定の成果は上がったといえる。

## (6)ものづくり産業正規雇用創出事業

### ①委託内容

ものづくり産業を中心とした中小事業者等に対し、経営革新や経営基盤の安定を図る

ことにより、事業の拡大を図り質の高い雇用を創出

②委託の経過及び理由

公益財団法人京都産業 21 に対しては、平成 25 年度から事業を円滑に実施できる団体として国の事業認定を受けて事業を委託

③委託の効果（経費面を除く）

新事業展開等の支援による雇用創出

④契約方法及び委託先の状況

【表3.10.3の10】 ものづくり産業正規雇用創出事業の契約経緯

(単位：千円)

| 年度   | 平成25年度                        | 平成26年度                       |
|------|-------------------------------|------------------------------|
| 契約方法 | 随意契約                          | 随意契約                         |
| 委託先  | (公財)京都産業21                    | (公財)京都産業21                   |
| 契約期間 | 平成25年10月3日<br>～<br>平成26年3月31日 | 平成26年4月1日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格 | 198,341                       | 487,344                      |
| 契約金額 | 198,341                       | 468,116                      |

公益財団法人京都産業 21 を事業の実施主体とする提案を国に行い、国からも公益財団法人京都産業 21 を実施主体とすることが承認されているため、単独随意契約になっている。

⑤単独随意契約とした理由

公益財団法人京都産業 21 は、ものづくり産業のイノベーションや新規分野展開を伴走支援する目的で設立した団体であるため。

⑥外部監査の結果

ものづくり産業正規雇用創出事業とは、平成 25 年度に国の「戦略産業雇用創造プロジェクト」の採択を受け、産業施策と雇用施策を一体的に推進することにより、ものづくり産業を担う人材の育成や高度人材の確保支援、分野融合や事業連携による新事業創出を実施し、良質で安定的な雇用の創出を図るものであり、平成 26 年度事業については、公益財団法人京都産業 21 を委託先として選定している。随意契約としているのは、この事業について、国からのプロジェクト提案募集を受け、京都府からは、府内公労使の関係機関とも協議の上、中小事業者等に対する経営革新や経営基盤の支援を図り京都産業の発展に貢献することを目的として設立された公益財団法人京都産業 21 を事業の実施主体とする提案を国に行い、国からも公益財団法人京都産業 21 を実施主体として当該計画を承認されているからである。



この事業を通して行った事業は【表 3.10.3 の 11】のとおりである。

【表3.10.3の11】 平成 26 年度ものづくり産業正規雇用創出事業費(実績額一覧)

| 事業名                 | 事業実施機関                | 委託費       |
|---------------------|-----------------------|-----------|
| 分野融合促進・地域マネジメント事業   | (公財) 京都産業21           | 108,962千円 |
| エコ・エネ産業人材育成支援事業     | (一社) 京都産業エコ・エネルギー推進機構 | 18,005千円  |
| ライフサイエンスプラットホーム整備事業 | (公財) 京都産業21           | 30,063千円  |
| 若手職人の自立・創業等         | 京都試作センター(株)           | 45,225千円  |
| ICT・ものづくり融合         | (公財) 京都高度技術研究所        | 84,152千円  |
| 京都試作塾開設             | 京都試作センター(株)           | 55,020千円  |
| けいはんな異分野融合推進        | (公財) 関西文化学術研究都市推進機構   | 16,080千円  |
| ものづくり企業新事業創出支援      | (公財) 京都産業21           | 38,748千円  |
| 高度分析機器利用促進          | (公財) 京都高度技術研究所        | 17,237千円  |
| その他：プロジェクト全体統括      | (公財) 京都産業21           | 54,625千円  |
|                     |                       | 468,116千円 |

これらの事業による雇用創出の効果は、目標 1,196 人に対し 1,542 人となり達成率は 129%となった。また、新事業創出のための事業者訪問数、調査事業者数やセミナー参加者数等は、目標 15,773 件に対し 19,349 件となっており達成率は 123%となっている。これらの数値を見ると、目標を大幅に上回っており事業実施の効果が十分に発揮されていると評価できる。

#### (7)離職者向け短期職業訓練委託業務

##### ①委託内容

介護福祉士養成科訓練業務の委託

##### ②委託の経過及び理由

厚労省が府県毎の計画数を設定し実施する公共職業訓練

##### ③委託の効果（経費面を除く）

修了者は介護福祉士資格を有する専門的人材として、介護施設等に就労

##### ④契約方法及び委託先の状況

【表3.10.3の12】 離職者向け短期職業訓練委託業務の契約経緯

(単位：千円)

| 年度             | 平成26年度                       |
|----------------|------------------------------|
| 契約方法           | 随意契約<br>(プロポーザル方式)           |
| 募集件数           | 3                            |
| プロポーザル<br>参加者数 | 5                            |
| 委託先            | 学校法人<br>京都YMCA学園             |
| 契約期間           | 平成26年4月1日<br>～<br>平成28年3月31日 |
| 予定価格           | 46,656                       |
| 契約金額           | 44,271                       |

上記中、募集件数と参加者数は、離職者向け短期職業訓練委託業務全体の数値である。プロポーザル方式により3件の募集に対し5件の応募があった。

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

訓練内容、就職支援策等総合的に評価し事業者を選定する必要があり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。

⑥外部監査の結果

離職者向け短期職業訓練委託業務は、離転職者等の再就職を図るための短期職業訓練を実施する業務であり、財源は全額国庫からの負担となっている。平成26年度に開講した離職者等再就職訓練は74コースあり、今回監査を行った学校法人京都YMCA学園に、「介護福祉士養成科」の訓練業務を委託した。この「介護福祉士養成科」の修了者は介護福祉士の資格が取得でき、卒業後は介護福祉の仕事に就くことを想定している。

委託事業者は、プロポーザル方式により選定することになっているため、意見聴取会議を開催し、提案内容について外部有識者の意見も聴取し、受託希望事業者の訓練内容、就職支援、管理体制、見積内容などを総合的に審査して順位を決めている。3校の募集に対し5校の応募があり上位3校の養成施設を委託契約の相手方とした。審査結果は【表3.10.3の13】のとおり。

【表3.10.3の13】 介護福祉養成科訓練業務委託の評価集計表

| 審査項目          |     | 得点  | A   | B  | 京都<br>YMCA<br>国際福祉<br>専門学校 | C  | D  |    |
|---------------|-----|---|-----|----|----------------------------|----|----|----|
| ①<br>見積<br>内容 | 10  | 予算額の低廉化   | 10  | 0  | 0                          | 0  | 5  | 10 |
| ②<br>実施<br>体制 | 20  | 公共職業訓練としての実施体制に関する事   | 20  | 20 | 20                         | 20 | 20 | 20 |
| ③<br>就職<br>支援 | 50  | 就職支援計画に関する事   | 5   | 5  | 5                          | 5  | 5  | 5  |
|               |     | 専任の就職支援担当者の配置、訓練生への対応                                       | 5   | 5  | 5                          | 5  | 5  | 5  |
|               |     | 委託内容と同種の講習の就職率  | 40  | 35 | 40                         | 40 | 40 | 38 |
| ④<br>管理<br>体制 | 20  | ・事務処理状況・個人情報保護指針(プライバシーポリシー)に関する事・訓練生からの相談・クレームに対応する体制 処理能力 | 20  | 18 | 20                         | 20 | 20 | 20 |
| 計             | 100 |   | 100 | 83 | 90                         | 90 | 95 | 98 |

学校法人京都 YMCA 学園は、B と同点であったが、見積金額が学校法人京都 YMCA 学園の方が低かったため、こちらが採用された。見積金額の上限は、「委託訓練実施要領」（厚生労働省）で訓練生 1 人 1 か月当たり 97,200 円以内と定められており、この範囲内で各校見積金額を算定している。一連の手続きの流れを確認した結果、適正にプロポーザル方式が実施されていた。

この「介護福祉士養成科」の修了者は 16 名でそのうち就職者は 13 名となっており、修了者のうち 81% が就職している。これらの数値を見ると一定の効果はあったと思われる。

#### (8) 計量法の規定による検定検査及び基準分銅調整業務委託

##### ① 委託内容

計量法の規定による検定検査及び基準分銅調整業務

##### ② 委託の経過及び理由

平成 21 年度から計量器の検査事務等を民間へ委託し効率化を図るため。

③委託の効果（経費面を除く）  
業務の効率化

④契約方法及び委託先の状況

【表3.10.3の14】 計量法検定検査及び基準分銅調整業務の契約経緯

(単位：千円)

| 年度             | 前回                           | 平成24年度                       |
|----------------|------------------------------|------------------------------|
| 契約方法           | 随意契約<br>(プロポーザル方式)           | 随意契約<br>(プロポーザル方式)           |
| プロポーザル<br>参加者数 | 1                            | 1                            |
| 委託先            | (一社) 京都府計量協会                 | (一社) 京都府計量協会                 |
| 契約期間           | 平成21年5月1日<br>～<br>平成24年3月31日 | 平成24年4月1日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格           | 127,198                      | 103,153                      |
| 契約金額           | 125,025                      | 103,152                      |

プロポーザル方式であるが、毎回1事業者の応募しかないため、平成21年5月から継続して一般社団法人京都府計量協会に委託している。

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

計量法に基づく検査・検定等が公正かつ適正に、また、継続的かつ安定的に行われることが必須条件であり、これらを担保するため、業務に必要な検査能力・検査体制等を総合的に評価して事業者を選定する必要があり、価格のみに着目した競争入札に適さないため。

⑥外部監査の結果

計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、経済の発展や文化の向上に寄与することを目的とする法律である（計量法第1条）。計量法では「取引・証明」に使用するばかりの使用者は必ず定期検査を受けなければならない義務がある。この検査等の業務を「計量法の規定による検定検査及び基準分銅調整業務委託」として、平成21年度から一般社団法人京都府計量協会に随意契約（プロポーザル方式）により委託している。応募者は1事業者のみであり、審査結果は【表3.10.3の15】のとおりである。

【表3.10.3の15】 プロポーザル方式審査会結果表

(100点満点)

|                | A  | B  | C  | D  | E  | 合計  | 平均   |
|----------------|----|----|----|----|----|-----|------|
| ①指定機関の要件に係る適合性 | 適  | 適  | 適  | 適  | 適  | 適   | 適    |
| ②検査能力          | 20 | 20 | 25 | 20 | 25 | 110 | 22   |
| ③検査体制          | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 100 | 20   |
| ④検査等の提案        | 15 | 12 | 15 | 12 | 12 | 66  | 13.2 |
| ⑤受託経費          | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 175 | 35   |
|                | 90 | 87 | 95 | 87 | 92 | 451 | 90.2 |

70点以上が選定基準であるが、平均で90.2点となっており、選考基準で問題になるような点は見当たらなかった。この業務を委託することによって、京都府計量検定所の職員数は、10人程度削減出来ており、年間の委託料は34,383千円であるため、委託の効果は十分に表れていると思われる。

また、京都府計量検定所は京都府下（京都市内を除く）を管轄しており、京都市内は京都市計量検査所が管轄している。京都府も京都市も定期検査等の業務を委託しており、委託先はいずれも一般社団法人京都府計量協会となっている。平成28年度からは、京都府計量検定所が京都市計量検査所からこの検査業務を受託し、京都府に一元化することで、業務効率の改善が期待できるが、更なる効率化を検討するには、京都府計量検定所と京都市計量検査所の共同化が望ましい。現在も共同化に向けた検討が進められているが、今後も継続して検討し、いち早く共同化が実現することが望まれる。

### 3.10.4 結論

#### (1)指摘事項

なし

#### (2)意見

##### ①プロポーザル方式における公募参加者数の増加の取組について

企業立地促進開拓員設置運營業務はプロポーザル方式での事業者選定になっているが、例年1事業者のみの応募しかなく、複数事業者が応募に参加しやすい仕組み作りも必要である。今回の応募方法は募集期間も14日と短い。広く応募を募るため、応募期間を延長されたい。

##### ②企業立地促進開拓員の必要性について

企業立地促進開拓員の活動で、京都府へ立地に至ったのは平成23年度から平成26年度の4年間で1社（2箇所での事業者立地）である。2人の企業立地促進開拓員が4年間誘致活動を実施し誘致成功が2件となっている。これは、首都圏から京都への誘致とい

う難しさや、企業立地促進開拓員が中期的な将来計画を視野に入れながら、広く新規事業者を開拓していくという業務であり、結果的に、現時点で誘致の確度の低い事業者にも数多く接触していかざるを得ないことから、少ない件数になったと思われる。しかしながら、中期的な将来計画を視野に入れた活動を行っているとしても、この委託事業自体の効果を測定し、事業の継続や廃止を検討する場を設ける必要はある。事業の性質からして短期的に判断できるものではないので、5年から10年くらいの期間で委託事業の効果を判断されたい。

効果測定を目安としたら、誘致成功件数が重要な判断材料になるだろうが、その結果によっては、今後、企業立地促進開拓員設置運營業務に関する見直しが必要となる可能性もある。

### ③委託業務の範囲の妥当性について

観光誘客新商店街づくり事務業務で委託事業者の選定にはプロポーザル方式を採用しているが、1事業者しか応募者がなかった。委託先となった事業者以外にも、応募の打診をしたが、全て辞退されたと聞いている。そのような状況であれば、多くの事業者が応募しやすい体制を検討すべきであった。業務量が多く1事業者での対応が難しいのであれば、納期を延長して時間的に余裕を持たせる方法や、5商店街の観光客向けクーポン付きフリーペーパーの作成と、3エリアの観光客向けクーポン付きフリーペーパーの作成を別事業として募集をかけ業務量を少なくする方法等も考えられる。この事業は、国庫を活用した臨時的な事業であり、現時点で継続の見込みはないが、今後同じような事業を実施する際は留意されたい。

### ④観光誘客新商店街づくり事務業務自体の効果について

本業務においてクーポン付きフリーペーパーのクーポンの使用割合は高くない。最近では紙媒体のクーポンよりもインターネットを通じて使用するクーポンの方が主流になっている。外国人観光客を含めた多くの観光客はスマートフォンで様々な情報を収集している。今回の委託事業も、クーポンの使用率を上げるには、インターネットの活用を検討する必要があった。

例えば、紙媒体のフリーペーパーの発行と同時に、インターネット上に同様の内容を紹介するサイトを立ち上げ情報発信する。紙の媒体は、入手できる場所が限られているが、インターネット上のサイトであれば、何処にいても情報を入手することができ、クーポンの使用もスマートフォンの画面を見せる方式を取れば、使用率は上がっていたのではないか。金額の問題はあると思うが、紙媒体の発行部数や発行エリアを縮小してでもインターネットを活用した方が、クーポンの使用率は上がったように思われる。

しかし、クーポンの使用率だけではフリーペーパー発行の商店街に対する効果を図ることはできない。観光客の利用がどれくらい増えたのかフリーペーパー発行前と発行後の商店街の観光客数を比較し、効果を検証する必要がある。また、この事業は、国庫を活用した臨時的な事業であり、現時点で継続の見込みはないが、今後同じような事業を

実施する際は留意されたい。

#### ⑤京都ちーびず推進人づくり事業の雇用継続への取組について

委託事業で35人の雇用機会を作り出すことができたのは一定の効果があったが、継続雇用者数が35人中10人ということで、この割合を高める工夫が必要であったと思われる。

雇用が継続している事業者は、事業提案書の選定委員による点数が高い傾向にある。継続雇用者10人のうち6人は選定委員による点数が上位の3事業所であり、いずれも80点を超えている。雇用継続の取組を強化するためには、提案内容を精査したうえで、事業内容の見直しの基準点数を高く設定すべきであった。今回の場合は、70点以上の事業者に対しては、提案書通りに採用したが、これらの事業者の事業内容の見直しが実施されていれば、継続雇用者数は増加していたと思われる。

この事業は、国からの緊急雇用対策基金で実施している事業で、今後継続の予定はないが、同じような取組を実施する際は、今回の件を踏まえて、継続雇用ができるような制度づくりが望まれる。

#### ⑥見積限度額（予定価格）の妥当性について

企業立地促進開拓員設置運營業務で平成26年度は1事業者のみのプロポーザル方式での事業者選定になっており、事業開始時の平成23年度からプロポーザル方式への参加者は1事業者のみという状態が続いている。見積限度額は、前年度実績を参考にした額となっており、他事業者の参考見積書は徴取していない。

プロポーザル方式であっても、参加者が1事業者ということは、前年度実績を参考にする見積限度額では、金額の妥当性に疑問が生じる。複数事業者から参考見積書を徴取するなどして、見積限度額（予定価格）を設定されたい。

#### ⑦京都府と京都市の指定定期検査機関の共同化について

定期検査業務を実施するにあたり、京都府計量検定所は京都府下（京都市内を除く）を管轄しており、京都市内は京都市計量検査所が管轄している。京都府も京都市も定期検査等の業務を委託しており、委託先はいずれも一般社団法人京都府計量協会となっている。

平成28年度からは、京都府計量検定所が京都市計量検査所からこの検査業務を受託し、京都府に一元化することで、業務効率の改善が期待できるが、更なる効率化を検討するには、京都府計量検定所と京都市計量検査所の共同化が望ましい。現在も共同化に向けた検討が進められているが、今後も継続して検討し、いち早く共同化が実現することが望まれる。

### 3.11 農林水産部

#### 3.11.1 農林水産部の事務概要

農林水産部の課別の業務分掌は【表 3.11.1 の 1】のとおりである。

農林水産部は、農林水産業をはじめとした生産を振興、農山漁村や中山間地域をはじめとした地域を振興、これらを支える地域基盤を整備、森林や緑環境を保全・整備、食の安心・安全を確保の 5 つを組織ミッションとしている。農政課、農林振興課、経営支援・担い手育成課、食の安心・安全推進課、流通・ブランド戦略課、農産課、畜産課、水産課、林務課、モデルフォレスト・全国育樹祭推進課、森林保全課の 11 課から構成される。

【表 3.11.1 の 1】 農林水産部の業務分掌

| 課別          | 業務分掌   |
|-------------|--|
| 農政課         | 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。<br>農林水産行政に係る調査に関すること。<br>農業協同組合の指導監督に関すること。<br>部内の人事及び組織に関すること。<br>部に属する予算の経理に関すること。<br>部の広聴及び広報の総括に関すること。<br>部内他課の主管に属さないこと。   |
| 農村振興課       | 農山村振興事業に関すること。<br>過疎集落対策に関すること。<br>農林振興事業に関すること。<br>部の公共事業の総括に関すること。<br>農業農村設備事業に関すること（環境部の主管に属するものを除く。）<br>農地、農業用施設の災害復旧及び防災事業に関すること。<br>土地改良資金に関すること。<br>土地改良区に関すること。<br>地籍調査及び土地分類基本調査に関すること。<br>土地改良事務所に関すること。<br>その他農村振興に関すること。 |
| 経営支援・担い手育成課 | 農林水産業の担い手育成に関すること。<br>農林水産業に関する新規就業対策に関すること。<br>農業金融に関すること。<br>農業経営体の育成に関すること。<br>農地中間管理事業に関すること。<br>農地の調整及び争議の調停に関すること。<br>農林水産省所管国有財産の管理及び処分に関すること。<br>農業委員会等に関すること。<br>農業大学校に関すること。   |
| 食の安心・安全推進課  | 食の安心・安全に関すること。<br>食育の推進に関すること。<br>農薬及び肥料に関すること。<br>動物薬事及び飼料の安全性に関すること。<br>地産地消の推進に関すること。<br>農林物資の規格化及び品質表示に関すること。  |



| 課別                | 業務分掌   |
|-------------------|--|
| 流通・ブランド戦略課        | <p>農産物等の流通及び販売対策に関すること。<br/>           農業改良普及事業に関すること。<br/>           農林水産業に関する試験研究の総合調整に関すること。<br/>           農林畜水産物のブランド化の推進に関すること。<br/>           農産物等の需給及び価格対策に関すること。<br/>           地方卸売市場等に関すること。<br/>           病虫害防除所、農林水産技術センター及び地域農業改良普及センターに関すること。</p>  |
| 農産課               | <p>主要農産物に関すること。<br/>           主要食糧の需給、価格及び流通に関すること。<br/>           農業機械及び農用施設に関すること。<br/>           園芸作物に関すること。<br/>           特用農産物に関すること。<br/>           茶業及び蚕糸業に関すること。<br/>           環境にやさしい農業の推進に関すること。<br/>           植物防疫に関すること。<br/>           農業災害補償に関すること。<br/>           その他農業生産に関すること。</p>  |
| 畜産課               | <p>家畜、家きんの改良増殖に関すること。<br/>           酪農業に関すること。<br/>           飼料及び牧野に関すること。<br/>           家畜市場及び家畜商に関すること。<br/>           家畜伝染病の予防その他家畜衛生に関すること。<br/>           獣医師、装蹄師、家畜人工受精師及び家畜人工授精所に関すること。<br/>           家畜保健衛生所に関すること。<br/>           その他畜産に関すること。</p>  |
| 水産課               | <p>漁業調整に関すること。<br/>           漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関すること。<br/>           漁業取締に関すること。<br/>           水産増殖に関すること。<br/>           水産業協同組合の経理の指導及び検査に関すること。<br/>           漁船及び漁船保険に関すること。<br/>           漁業の振興及び水産金融に関すること。<br/>           漁港に関すること。<br/>           遊漁船業に関すること。<br/>           水産事務所に関すること。<br/>           その他水産に関すること。</p>  |
| 林務課               | <p>地域林業振興計画に関すること。<br/>           地域森林計画に関すること。<br/>           緑の公共事業の推進に関すること。<br/>           林業金融に関すること。<br/>           森林組合に関すること。<br/>           林業労働対策に関すること。<br/>           林産物の流通、経営指導及び林業普及に関すること。<br/>           造林及び間伐事業に関すること。<br/>           府営林事業に関すること。<br/>           森林病虫害の防除に関すること。<br/>           森林の適正な管理に関すること。<br/>           京都林務事務所に関すること。<br/>           その他一般林業の指導奨励に関すること。</p> |
| モデルフォレスト・全国育樹祭推進課 | <p>モデルフォレスト運動の推進に関すること。<br/>           森林に関するボランティア等（他部の主管に属するものを除く。）の育成に関すること。<br/>           緑化推進に関すること。<br/>           林業大学校に関すること。<br/>           全国育樹祭の開催に関すること。</p>  |
| 森林保全課             | <p>保安林及び保安施設地区に関すること。<br/>           林地開発に関すること。<br/>           治山事業に関すること。<br/>           林道事業に関すること。<br/>           林地に係る公共施設等の災害復旧に関すること。<br/>           鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること（環境部の主管に属するものを除く。）。<br/>           野生鳥獣被害対策の推進に関すること。<br/>           その他森林の保全に関すること。</p>   |

外部委託の金額及び委託件数は【表 3.11.1 の 2】のとおりである。年度により委託件数、委託契約額に変動がある。

【表3.11.1の2】 委託契約額及び委託件数の推移

| 所属名                             | 平成22年度        |             | 平成23年度        |             | 平成24年度        |             | 平成25年度        |             | 平成26年度        |             |
|---------------------------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
|                                 | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) | 委託契約額<br>(千円) | 委託件数<br>(件) |
| 農政課                             | -             | -           | -             | -           | -             | -           | 7,188         | 3           | 3,464         | 6           |
| 農村振興課                           | 109,662       | 15          | 41,638        | 23          | 51,673        | 22          | 58,434        | 25          | 64,282        | 26          |
| 経営支援・担い手育成課                     | 131,686       | 18          | 213,847       | 19          | 223,164       | 19          | 249,245       | 17          | 95,812        | 24          |
| 食の安心・安全推進課                      | 1,220         | 1           | 4,345         | 2           | 1,800         | 1           | 1,326         | 1           | 3,857         | 5           |
| 流通・ブランド戦略課                      | 9,919         | 15          | 4,764         | 5           | 4,554         | 5           | 12,089        | 8           | 12,721        | 11          |
| 農産課                             | 38,490        | 6           | 40,707        | 7           | 32,737        | 6           | 32,414        | 6           | 33,969        | 6           |
| 畜産課                             | 10,899        | 45          | 8,445         | 30          | 9,713         | 33          | 11,666        | 32          | 8,759         | 36          |
| 水産課                             | 4,680         | 4           | 4,434         | 5           | 5,747         | 4           | 12,908        | 8           | 7,278         | 5           |
| 林務課、モデルフォレスト・全国育樹<br>祭推進課、森林保全課 | 212,922       | 25          | 176,840       | 38          | 143,881       | 43          | 133,363       | 42          | 133,558       | 48          |
| 山城広域振興局                         | 62,814        | 27          | 56,391        | 33          | 59,370        | 32          | 136,628       | 54          | 33,297        | 19          |
| 南丹広域振興局                         | 161,578       | 37          | 78,588        | 30          | 69,271        | 23          | 184,972       | 41          | 89,535        | 30          |
| 中丹広域振興局                         | 103,051       | 20          | 92,810        | 72          | 70,669        | 46          | 119,968       | 59          | 142,273       | 42          |
| 丹後広域振興局                         | 167,327       | 41          | 86,399        | 36          | 123,563       | 31          | 131,384       | 46          | 370,600       | 37          |
| 畜産センター                          | 21,720        | 28          | 14,047        | 32          | 11,812        | 33          | 11,039        | 35          | 10,851        | 34          |
| 農林水産技術センター                      | 10,932        | 41          | 7,714         | 46          | 17,366        | 38          | 27,071        | 41          | 23,164        | 31          |
| 生物資源研究センター                      | 78,087        | 46          | 67,631        | 45          | 57,288        | 48          | 56,012        | 49          | 51,355        | 43          |
| 海洋センター                          | 21,962        | 7           | 18,971        | 7           | 16,746        | 7           | 16,112        | 7           | 22,444        | 9           |
| 水産事務所                           | 14,249        | 8           | 5,028         | 15          | 3,694         | 14          | 42,974        | 16          | 17,977        | 15          |
| 林務事務所                           | 47,901        | 26          | 22,543        | 22          | 29,325        | 28          | 51,195        | 23          | 39,232        | 19          |
| 合計                              | 1,209,100     | 410         | 945,141       | 467         | 932,374       | 433         | 1,295,989     | 513         | 1,164,430     | 446         |

また、契約方法は【表 3.11.1 の 3】のとおりであり、委託件数全体に占める一般競争入札の割合は僅少なものとなっている。

【表3.11.1の3】 外部委託の契約方法の推移

| 年度     | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 随意契約   | 307 | 377 | 330 | 367 | 347 |
| 一般競争入札 | 4   | 2   | 3   | 7   | 6   |
| 指名競争入札 | 99  | 88  | 100 | 139 | 93  |
| 合計     | 410 | 467 | 433 | 513 | 446 |

さらに、契約期間は【表 3.11.1 の 4】のとおりであり、委託件数全体に占める複数年契約の割合は僅少なものとなっている。

【表3.11.1の4】 外部委託の契約年数の推移

| 年度  | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 単年  | 377 | 461 | 423 | 503 | 437 |
| 複数年 | 33  | 6   | 10  | 10  | 9   |
| 合計  | 410 | 467 | 433 | 513 | 446 |

そして、決算額に占める委託契約額の割合は【表 3.11.1 の 5】のとおり僅少なものとなっている。

【表3.11.1の5】 決算額に占める委託契約額の割合

(単位:千円)

| 年度   | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 委託金額 | 1,209  | 945    | 932    | 1,296  | 1,164  |
| 決算額  | 21,444 | 23,311 | 23,219 | 23,703 | 41,631 |
| 割合   | 5.6%   | 4.1%   | 4.0%   | 5.5%   | 2.8%   |

人件費及び人員数の推移は【表 3.11.1 の 6】のとおりである。人件費、人数ともにはほぼ横ばいの状況である。

【表3.11.1の6】 人件費及び人員数の推移

|          | 平成22年度            | 平成23年度            | 平成24年度            | 平成25年度            | 平成26年度            |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|          | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) | 人件費(千円)<br>人員数(人) |
| 農林水産部    | 7,349,831         | 7,252,737         | 7,077,986         | 6,794,967         | 7,039,791         |
| 正職       | 759.0             | 758.0             | 749.0             | 744.0             | 746.0             |
| 正職以外     | 287.5             | 284.0             | 295.2             | 288.8             | 306.2             |
| 嘱託       | 62.0              | 56.0              | 64.0              | 67.0              | 69.0              |
| 臨職       | 199.5             | 194.0             | 195.2             | 183.8             | 191.2             |
| 再任用      | 25.0              | 33.0              | 35.0              | 37.0              | 45.0              |
| 任期付き     | 1.0               | 1.0               | 1.0               | 1.0               | 1.0               |
| 1人当たり人件費 | 7,731             | 7,656             | 7,484             | 7,255             | 7,409             |

### 3.11.2 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

現状における農林水産部の外部委託状況を確認するため、農林水産部事務概要等により外部委託について検討が可能と思われる事業を抜粋し、「現在の業務委託有無」、「定型/大量/反復性」、「業務委託の可能性の有無（業務委託を実施していない場合）」についてアンケートしたものが【表 3.11.2 の 1】である。

【表3.11.2の1】 定型・大量・反復・専門的業務の外部委託状況

| 具体名               | 内容   | 委託の有無<br>〔ほぼ全部委託〕<br>〔一部委託〕<br>〔自ら実施〕 | 業務量(多・中・少)                          |    |          |    |    | 定型/<br>大量/<br>反復性 | 事務<br>委託の<br>可能性  | 備考<br>(過去の委託化検討、今後の業務量の見直し、<br>臨時職員の方が適当か、他自治体での委託の有無等)  |
|-------------------|--|---------------------------------------|-------------------------------------|----|----------|----|----|-------------------|---|--|
|                   |  |                                       | 書類形式<br>チェック                        | 審査 | 電算<br>入力 | 給付 | 発送 |                   |   |  |
| 農業フロンティア事業        | 担い手農地活用加速化事業：機構に農地の貸し付けを行った地域等に協力を交付                             | 自ら実施                                  | 中                                   | 中  | 中        | 少  | 中  | 無                 | 府からの交付金に基づき市町村が事業実施主体として交付対象者に協力を交付する事業であり、委託は不適  |  |
|                   | 京力農場づくり事業：必要な販路開拓、機械整備等を助成                                       | 自ら実施                                  | 中                                   | 中  | 少        |    |    | 無                 | 経営強化を目指す集落型農業法人及び企業の経営を目指す農業法人等に対して、法人個々の状況に応じて府が支援するものであり、委託が効果的と考えられる定型的・反復的な業務でないため正職員の方が適 |  |
| 担い手農地活用加速化事業      | 農地中間管理機構事業：貸出農地の掘り出しに担い手マッチング、借受農地の保全管理                          | 自ら実施                                  | 中                                   | 中  | 中        |    |    | 無                 | 農業総合支援センターが、農地中間管理機構として実施する業務であり、府が実施する業務ではない。また、一部業務については、法令の範囲内で市町村等に委託                     |  |
|                   | 機構集積協力金交付事業：「京力農場プラン」に基づき、機構にまとまった農地の貸付を行った地域、それに伴う担い手への協力金の交付   | 自ら実施                                  | 少                                   | 少  | 中        | 少  | 中  | 無                 | 府からの交付金に基づき市町村が事業実施主体として交付対象者に協力を交付する事業であり、委託は不適  |  |
|                   | 機構特別事業：農地の買入に必要な資金の借入に係る利子助成                                     | 自ら実施                                  | 少                                   | 少  | 少        | 少  | 少  | 無                 | 農業総合支援センターの業務である農地の売買に対して府が補助するものであり、委託は不適  |  |
| 京力農場づくり事業         | 集落営農発展型農場づくり事業：集落営農組織等の経営基盤強化に必要な取り組みを支援                         | 自ら実施                                  | 中                                   | 中  | 少        |    |    | 無                 | 経営強化を目指す集落型農業法人に対して府が支援するものであり、委託は不適  |  |
|                   | 企業の農業経営体づくり事業：6次産業化による農業経営体の経営強化を支援                              | 自ら実施                                  | 中                                   | 中  | 少        |    |    | 無                 | 企業の経営を目指す農業法人等に対して府が支援するものであり、委託は不適   |  |
| 京野菜等生産加速化事業       | 生産拡大や安定出荷に必要な設備等の支援及び普及センターによる技術指導                               | 自ら実施                                  | 少                                   | 少  | 少        |    | 少  | 定型                | 無   |  |
| 酒米生産加速化事業         | 酒米の安定供給に必要な施設整備等のための補助金支援  | 自ら実施                                  | 少                                   | 少  | 少        |    | 少  | 定型                | 無   |  |
| 京都米特産ブランド化推進事業    | おいしい米づくりのための補助金支援  | 自ら実施                                  | 少                                   | 少  | 少        |    | 少  | 定型                | 無   |  |
| オーダーメイド農家総合支援対策事業 | 多様な農家のタイプに応じてきめ細やかに応える総合的な支援で、農家の支え手を確保・育成                       | 一部委託                                  | 中                                   | 中  | 中        | 少  | 少  |                   | 実施済   | 一部業務で委託済みではあるが、地域農業の支え手である農業者が農業を継続できるように府が支援するものであり、これ以上の委託は不可  |
| 中山間地域特産物生産応援事業    | 実需者からの要望のある品目や新たな『産地地商』品目などの導入を補助金で支援                            | 自ら実施                                  | 少                                   | 少  | 少        |    | 少  | 定型                | 無   | 今後の業務量に変更はない、補助金のため委託する事業にそぐわない。   |
| 農と環境を守る地域協働活動支援事業 | 農地維持支払、資源向上支払  | 自ら実施                                  | 中                                   | 多  | 中        |    |    |                   | 無   | 地域ぐるみでの地域資源の基礎的保全活動、質的向上活動や施設整備を支援することで地域力再生を図る事業であり、事業内容が支援基準に達するかどうか、現地調査を含めた専門的かつ高度な判断が必要とされるため委託が効果的と考えられる定型的・反復的な業務に当たらず、正職員の方が適        |
| 中山間地域等直接支払事業      | 中山間地域等において、農業生産活動の維持を補助金で支援                                      | 自ら実施                                  | 中                                   | 中  | 中        |    |    |                   | 無   | 法律に基づいた特定の地域において、農業生産活動の維持を支援し多面的機能の確保を図る事業であり、支援の対象農地・対象行為・対象者の審査に当たっては専門的かつ高度な判断が必要とされるため委託が効果的と考えられる定型的・反復的な業務に当たらず、正職員の方が適               |
| ブランド京野菜需要開拓事業     | 首都圏での京野菜等の新マーケットの開拓  | 一部委託                                  | 少                                   | 少  | 少        |    |    |                   | 実施済   |  |
|                   | 府内における京野菜等の魅力発信、消費拡大   | 一部委託                                  | 少                                   | 少  | 少        |    |    |                   | 実施済   |  |
|                   | 次代を担うブランド品目の育成と認証体制の整備   | 一部委託                                  | 少                                   | 少  | 少        |    |    |                   | 実施済   |  |
| 京都6次産業プロジェクト戦略事業  | 農林水産業の6次産業化の取組を補助金で支援  | 自ら実施                                  | 中                                   | 中  | 少        | 少  | 少  |                   | 無   | 業務内容が多岐に渡り、専門的知識を要する審査業務が発生する補助金業務のため不可  |
|                   | 丹後10次産業化拠点づくり事業  | 10次産業化拠点、丹後地域の観光拠点とするために必要な施設整備等      | ほぼ全部委託                              | 中  | 中        | 少  |    |                   |   | 実施済  |
| 京の伝統野菜復活支援事業      | 京の伝統野菜の再評価・検証、活用・PR、栽培技術確立・種子増産                                  | 自ら実施                                  | 少                                   | 少  | 少        |    | 少  |                   | 無   | 生産現場から消えつつある「京の伝統野菜」の復活にむけた取り組みをプロジェクトとして立ちあげたもので、アイデア、企画力、プレスリリース、栽培技術確立・種子増産が事業の大半を占めるため、委託が効果的と考えられる定型的・反復的な業務に当たらず、正職員の方が適               |
| 中核新規就業者倍増事業       | 農林水産業ジョブカフェ事業  | ほぼ全部委託                                | 少                                   | 中  | 少        |    |    |                   | 実施済   |  |
|                   | 担い手づくりサポーターセンター事業  | ほぼ全部委託                                | 少                                   | 少  | 少        |    |    |                   | 実施済   |  |
|                   | 担い手養成実践農場事業  | ほぼ全部委託                                | 少                                   | 少  | 少        |    |    |                   | 実施済   |  |
|                   | 新規就業者確保事業  | 自ら実施                                  | 少                                   | 中  | 少        |    |    |                   | 無   | 府からの交付金に基づき市町村が事業実施主体として新規就業者に給付金を交付する事業であり、委託は不適  |
| 農業経営実践型学舎事業       | 丹後農業実践型学舎：丹後国営開発農地で総合的な実践研修                                      | 自ら実施                                  | 少                                   | 中  | 中        |    |    |                   | 無   | 京都府が事業主体となり国交付金を活用し、担い手育成を行う事業のため、委託は不適  |
|                   | 京都府若手農業経営者アカデミー：農業経営力を身に付ける                                      | ほぼ全部委託                                | 少                                   | 少  | 少        |    |    |                   | 実施済   |  |
| 明日の「京都村」づくり事業     | 地域ぐるみで意欲的に農山漁村ビジネス等に取組む集落を補助金で支援                                 | 自ら実施                                  | 中                                   | 中  | 少        |    |    |                   | 無   | 地域の活力と生活満足度の維持・向上を目指した農山漁村集落支援事業であり、地域特性を生かした各種取組・地域特産物の商品化等地域との密な関わりが求められるため、委託が効果的と考えられる定型的・反復的な業務に当たらず、正職員の方が適                            |
| 明日のむら人移住促進事業      | 移住促進対策（移住者受入体制強化、移住促進住宅整備、空き家流動化対策）等の補助金                         | 自ら実施                                  | 中                                   | 中  | 中        |    |    |                   | 無   | 農山漁村地域の新たな担い手の確保のための外部人材の移住促進事業であり、移住希望者との面接・空き家調査・アドバイザーの活用といった、移住希望者個々の状況に応じたきめ細かく柔軟かつロングランの対応が求められるため、委託が効果的と考えられる定型的・反復的な業務に当たらず、正職員の方が適 |
|                   | 移住相談体制強化（移住相談窓口の設置、京都移住コンシェルジュの配置）                               | ほぼ全部委託                                | 中                                   | 多  | 中        |    |    |                   | 実施済   |  |
| 共に育む「命の里」新展開事業    | 過疎化、高齢化の進む農山村地域の抱える多様な課題を解決するためのソフト・ハード一体の総合的施策                  |                                       | 里の人づくり、里の基盤整備、里の地域活力再生事業の総称により下記を参照 |    |          |    |    |                   |   |  |
| 里の人づくり事業          | 地域力連携組織等の運営活動に要する経費に対し補助<br>人材支援事業として里のしず人（府職員）、里のしず人（民間人）の配置と活動 | 自ら実施<br>一部委託                          | 中                                   | 中  | 中        |    |    |                   | 無<br>実施済  | 過疎化・高齢化の進む農山村地域の再生を図る事業であり、地域連携組織への補助・人材支援事業が事業の根幹をなすため委託が効果的と考えられる定型的・反復的な業務に当たらず、正職員の方が適。里のしず人の配置については地域連携組織の一部委託済み                        |
| 里の基盤整備事業          | 農山村地域における生活環境基盤、農業生産基盤、営農基盤の整備に要する経費を補助                          | 自ら実施                                  | 少                                   | 中  | 少        |    |    |                   | 無   | 農業生産基盤・営農基盤については27年度終了のため今後の業務量減。職員の方が適  |
| 里の地域活力再生事業        | 複数集落が連携して再生活動に取り組む地域連携組織の取組への補助                                  | 自ら実施                                  | 少                                   | 少  | 少        |    |    |                   | 無   | 地域連携組織等への補助を通して、過疎化・高齢化の進む農山村地域が抱える多様な課題解決を目指した事業であり、委託が効果的と考えられる定型的・反復的な業務に当たらず、正職員の方が適   |
| 「命の里」京都農村再生事業     | 過疎地域に居住し、地域の維持・発展をサポートする「里の公共員」を配置し支援                            | 自ら実施                                  | 中                                   | 中  | 中        |    |    |                   | 無   | 公共員は府が直接採用し（非常勤職員）現地に配置することが必須のため委託不可  |

| 具体名                   | 内容  | 委託の有無<br>「ほぼ全部委託」<br>「一部委託」<br>「自ら実施」 | 業務量(多・中・少)   |    |          |    |    | 定型/<br>大量/<br>反復性 | 事務<br>委託の<br>可能性 | 備考<br>(過去の委託化検討、今後の業務量の見直し、<br>臨時職員の方が適当か、他自治体での委託の有無等)   |
|-----------------------|---|---------------------------------------|--------------|----|----------|----|----|-------------------|------------------|---|
|                       |   |                                       | 書類形式<br>チェック | 審査 | 電算<br>入力 | 給付 | 発送 |                   |                  |   |
| 京都次世代育成学舎事業           | 府内の高等教育機関や試験研究機関が一体となった時代の農林水産業の担い手を育成          | 自ら実施                                  | 少            | 中  | 中        | 少  | 少  |                   | 無                | 府内の高等教育機関や試験研究機関等が一体となった次代の担い手を育成する仕組みを創設する事業であり、専門的知識を必要とする。研修・技能検定・講義、実習を実施するため委託が効果的と考えられる定型的・反復的な業務に当たらず、正職員の方が適      |
| 健康京野菜研究開発事業           | 京野菜の発癌予防効果を医学的に検証                               | 自ら実施                                  | 少            | 少  | 少        |    |    |                   | 無                | 医学系研究機関との連携や、食品の開発・商品化・販売促進業務が大半を占めるため委託が効果的と考えられる定型的・反復的な業務に当たらず、正職員の方が適   |
|                       | 健康京野菜職員の開発・商品化・販促                               | 自ら実施                                  | 少            | 少  | 少        |    |    |                   | 無                |   |
| きょうと「食の安心・安全」確保事業     | 食品表示パトロール                                       | 自ら実施                                  | 中            | 多  |          |    |    |                   | 無                | 食品衛生監視指導・検査業務等専門的知識を必要とする業務のため委託が効果的と考えられる定型的・反復的な業務に当たらず、正職員の方が適   |
|                       | 食品衛生監視指導  |                                       |              |    |          |    |    |                   |                  |   |
|                       | 食品検査遭伝子組み換え食品検査                                 |                                       |              |    |          |    |    |                   |                  |   |
|                       | 拠点保険諸業務管理基準(GLP)導入                              |                                       |              |    |          |    |    |                   |                  | 生活衛生課所管分  |
| 丹後・食の王国構想セカンドステージ推進事業 | 丹後食の王国構想の実現を図る事業                                | 一部委託                                  | 少            | 中  | 少        |    |    |                   | 実施済              |   |
| みやこ構想セカンドステージ加速化推進事業  | みやこ構想を推進する農林漁業者の施設整備を促進                         | 自ら実施                                  | 少            | 中  | 少        |    |    |                   | 無                | 設備投資・施設整備に係る補助金業務のため委託不可  |
| 「公共員」配置推進費            | 地域に居住し、地域課題解決のための公共的役割を担う「公共員」を配置。府が公費し非常勤で直接雇用 |                                       |              |    |          |    |    |                   |                  | 「命の里」京都農村再生事業と同義  |
| 京都モデルファーム推進事業         | 多様な主体が地域と協働して取り組む農地の保全活動を支援                     | 自ら実施                                  | 少            | 中  | 少        |    |    |                   | 無                | 農業会議の活動に対する国庫補助金を活用しており、委託は不適   |
| 農業者経営復興特別支援事業         | H26/8豪雨で被災した10年内の農業者に営農の継続を支援                   | 自ら実施                                  | 少            | 少  | 少        |    |    |                   | 無                | 豪雨復興支援のため委託は不適  |
| 「京もの祭」開催事業            | 農業者、農林水産業者が出店する物産展を府内各地で開催                      | 自ら実施                                  | 少            | 少  | 少        |    |    |                   | 無                | 府事業ではなく商工会、商工会議所等が地域の消費喚起のため開催する物産展の支援業務であり委託にそぐわない。  |
| 革新的技術実証研究事業費          | 農林水産物の生産拡大に向けた革新的な技術開発を推進                       | 自ら実施                                  | 少            | 少  | 少        |    |    | 定型                | 無                | 農林水産技術センターを中心とした土壌管理技術の共同研究が主たる事業内容であるため委託不可  |
| 宇治茶世界文化遺産登録推進戦略事業費    | 世界文化遺産登録に向けて宇治茶生産の景観形成及び府民運動の拡大を推進              | 一部委託                                  | 中            | 中  | 中        |    | 少  |                   | 実施済              | 補助事業の採択判断、交付決定等の業務については委託は不可  |
| 茶業研究所機能強化整備事業         | 茶業研究所の機能強化を図る事業                                 | ほぼ全部委託                                | 中            | 少  | 少        |    |    | 定型、反復性            | 実施済              |   |
| 保安林等適正整備事業            | 間伐等の森林整備及び治山施設の整備                               | 自ら実施                                  | 少            | 中  | 少        |    | 少  |                   | 無                | 補助事業の採択判断(森林機能の維持増進のため必要とされる工法等はそれぞれの箇所状況によって異なり、高度な判断が必要とされる。)、交付決定等の業務であるため委託は不可。その他地方機関実施分あり                           |
| 林業ルネサンス推進事業           | 大型加工施設誘致促進                                      | 自ら実施                                  | 中            | 中  | 少        | 少  | 少  |                   | 無                |   |
|                       | 府内産木材増産促進                                       | 自ら実施                                  | 中            | 中  | 少        | 少  | 少  |                   | 無                |   |
|                       | 府内産木材活用促進                                       | 自ら実施                                  | 中            | 中  | 少        | 少  | 中  |                   | 無                | 補助事業の採択判断、交付決定等の業務であるため委託は不可。その他地方機関実施分あり   |
|                       | 府内産木材利用拡大戦略事業                                   | ウッドマテリアル認証木材推進                        | 自ら実施         | 中  | 中        | 少  | 少  | 少                 |                  | 無   |
| 京都モデルフォレスト推進事業        | 府民みんなで京都の森を守り育む「京都モデルフォレスト」運動の推進                | 自ら実施                                  |              | 中  |          | 中  |    | 定型                | 無                | 府民参加型事業のため委託不可  |
| 全国育樹祭開催準備費            | 「全国育樹祭」の開催に向けた準備経費                              | 自ら実施                                  |              |    |          |    | 中  |                   | 無                | 臨時の事業であるため、28年度で終了  |
| 野生鳥獣被害総合対策            | 有害鳥獣に対する捕獲強化、地域防衛力強化                            | 一部委託                                  | 中            | 多  | 少        | 少  | 少  | 大量                | 実施済              | 有害鳥獣捕獲や捕獲の担い手育成、地域ぐるみの防除対策の推進のため、隣接府県・複数市町村との連携や防護柵の設置等が必要であり委託が効果的と考えられる定型的・反復的な業務に当たらず、正職員の方が適                          |
| 緑の公共事業費               | 京都モデルフォレストの推進、公共性の高い森林の整備、木質資源の積極的な活用、森林生態系の保全  | 自ら実施                                  | 少            | 少  | 少        |    |    |                   | 無                | 府民運動の推進・森林の整備促進・府内産木材の利用促進・野生鳥獣対策と事業内容が多岐に渡る上、公共事業、関係団体との調整、有資格者・免許保持者でなければ担えない業務があるため委託が効果的と考えられる定型的・反復的な業務に当たらず、正職員の方が適 |
| 農林水産基盤整備事業            | 生産基盤の整備、農山漁村地域の整備                               | 自ら実施                                  | 多            | 多  | 多        |    | 中  |                   | 無                | それぞれの箇所状況により必要な工法、国に要望する事業の細目が異なり、現地での状況により変更申請が必要となる等高度な判断が必要とされる公共事業であるため委託不可。その他地方機関実施分あり                              |

調査項目について外部委託済みもしくは外部委託可能性がないとの回答を得た。

しかしながら、【表 3.11.1 の 5】のとおり農林水産部の決算額に占める外部委託の割合は非常に僅少なものとなっている。業務効率の向上、民間のノウハウの有効活用という点を踏まえ継続的かつ積極的な外部委託可能性の検討が望まれる。

### 3.11.3 外部委託の内容検討

農林水産部所管における平成 26 年度の契約金額 1 件につき 1,000 万円以上の業務委託案件（施設管理・工事・保守点検・IT システム・設計・警備・清掃・調理・検査・測量・競輪に関する業務委託は除く）は以下の 7 案件であり個別に内容を検討する。

#### (1) 農業経営体サポート活動事業（法人化支援）業務委託契約

##### ① 委託内容

農業経営の法人化支援、経営力強化支援の委託。具体的には、法人化請負人の設置、専属の法人化請負人の配置、経営力向上セミナー（法人設立講座）の開催、法人化計画・事業化計画等の作成・実現支援、法人化・経営強化の情報発信を行う。

②委託の経過及び理由

平成 23 年度から、関係団体と連携し法人化支援や経営力強化支援に取り組むため委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

農業経営の法人化数の増加

④契約方法及び委託先の状況

【表3.11.3の1】 農業経営体サポート活動事業（法人化支援）業務委託契約の委託経緯

(単位：千円)

| 年度   | 平成24年度                       | 平成25年度                       | 平成26年度                       |
|------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 契約方法 | 随意契約<br>(単独)                 | 随意契約<br>(単独)                 | 随意契約<br>(単独)                 |
| 委託先  | 京都府農業会議                      | 京都府農業会議                      | 京都府農業会議                      |
| 契約期間 | 平成24年4月1日<br>～<br>平成25年3月31日 | 平成25年4月1日<br>～<br>平成26年3月31日 | 平成26年4月1日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格 | 省略                           | 省略                           | 省略                           |
| 契約金額 | 17,000                       | 12,410                       | 11,921                       |

平成 23 年度から同一の委託先と継続して単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

農業経営の法人化の相談機能を持ち、農地集積から農業経営の展開まで一貫した支援が可能である唯一の団体であることを理由として、平成 23 年度から継続して京都府農業会議と単独随意契約としている。

⑥外部監査の結果

京都府農業会議は、農業員会等に関する法律第 40 条第 2 項に基づいて設立された組織であり、農業及び農民に関する情報提供を行い、農業経営者・農業法人等の組織活動など農業経営の近代化を支援している。

新規農業法人数の推移は【表 3.11.3 の 2】のとおり増加しており、本事業が農業経営の法人化数の増加に貢献している状況が伺える。

【表3.11.3の2】 新規農業法人数の推移

(単位：千円)

| 事業                    | 効果測定    | 平成22年度 | 平成23年度      | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      |
|-----------------------|---------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 農業経営体<br>サポート<br>活動事業 | 新規農業法人数 | 5      | 28          | 31          | 17          | 21          |
|                       | 契約先     | —      | 京都府<br>農業会議 | 京都府<br>農業会議 | 京都府<br>農業会議 | 京都府<br>農業会議 |
|                       | 契約額     | -      | 14,250      | 17,000      | 12,410      | 11,921      |

また、本契約において予定価格調書は省略されている。これは京都府会計規則第 162 条の規定によるものである。

京都府会計規則第 162 条(1)

第 162 条 随意契約によろうとするときは、第 145 条及び第 146 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

(1)官公署その他公的団体と契約しようとするとき。

(2)平成 26 年度農林水産業ジョブカフェ事業業務委託契約

①委託内容

農林水産業ジョブカフェ（京都ジョブパーク農林水産業コーナー）で、専門の相談員が常駐し、就業希望者等の相談対応、農業への就業希望者に対する定着促進活動の実施、農林水産業及び農山漁村に関する情報収集・情報発信活動の委託。

②委託の経過及び理由

平成 19 年度から、就農が可能な農地や研修の受け入れ可能な地域の情報をもっており、本業務を効率的かつ効果的に実施できることを理由として委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

新規就農・就業者の増加

④契約方法及び委託先の状況

【表 3.11.3 の 3】 農林水産業ジョブカフェ事業業務委託契約の契約経緯

(単位：千円)

| 年度   | 平成24年度                       | 平成25年度                       | 平成26年度                       |
|------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 契約方法 | 随意契約<br>(単独)                 | 随意契約<br>(単独)                 | 随意契約<br>(単独)                 |
| 委託先  | (公社)京都府農業総合<br>支援センター        | (公社)京都府農業総合<br>支援センター        | (公社)京都府農業総合<br>支援センター        |
| 契約期間 | 平成24年4月1日<br>～<br>平成25年3月31日 | 平成25年4月1日<br>～<br>平成26年3月31日 | 平成26年4月1日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格 | 省略                           | 省略                           | 省略                           |
| 契約金額 | 11,404                       | 11,112                       | 11,221                       |

平成 19 年度から同一の委託先と継続して単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

農林水産業への就業を希望する府民が相談できる窓口を設置しており、就農候補地のあっせんや就農支援資金の貸付業務、担い手養成実践農場業務による研修等、相談から研修・就農まで一貫した支援が可能である唯一の団体であるため単独随意契約としてい

る。

#### ⑥外部監査の結果

公益社団法人京都府農業総合支援センターは、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づいて、知事から青年農業者育成センターに指定され（5条）、就業希望者等が行う農業技術や経営方法等の取得や情報提供、職業安定法の許可を受けた無料の職業紹介事業（6条）を実施する。

農林水産業ジョブカフェは京都ジョブパークに設置されている。京都ジョブパークは、府における様々な分野の就労をワンストップで支援する総合就業支援拠点として、農林水産業への就農・就業を含む府民の就業ニーズに応えるためとの説明を受けている。

新規就農・就業者の推移は【表 3.11.3 の 4】のとおり増加しており、本事業が新規就農・就業者の増加に貢献している状況が伺える。

【表3.11.3の4】 新規就農・就業者の推移

(単位：千円)

| 事業                    | 効果測定          | 平成22年度           | 平成23年度                | 平成24年度                | 平成25年度                | 平成26年度                |
|-----------------------|---------------|------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 農林水産業<br>ジョブ<br>カフェ事業 | 新規就農・<br>就業者数 | 108              | 130                   | 152                   | 177                   | 164                   |
|                       | 契約先           | (社)京都府<br>農業開発公社 | (公社)京都府農<br>業総合支援センター | (公社)京都府農<br>業総合支援センター | (公社)京都府農<br>業総合支援センター | (公社)京都府農<br>業総合支援センター |
|                       | 契約額           | 9,849            | 11,582                | 11,404                | 11,112                | 11,221                |

また、本契約においても京都府会計規則第 162 条の規定により予定価格調書は省略されている。

そして、公益社団法人京都府農業総合支援センターを外部委託が可能な府内唯一の機関であることを理由として、単独随意契約が行われている「新規就農・就業者定着促進事業」、「農林水産業ジョブカフェ事業」、「実践農場整備事業」の3事業は、新規就農者の確保という目的、新規就農の希望者という対象者において共通している。

#### (3)平成 26 年度実践農場整備事業業務委託契約

##### ①委託内容

就農希望者を対象に、技術習得から就農までを一貫して支援する実践的な研修の場としての「実践農場（農の担い手づくりサポートセンター）」の設置・運営及び研修計画に基づく研修業務の委託。

##### ②委託の経過及び理由

平成 14 年度から、府内全域において研修用農地を地権者から借り上げ、研修用に農地を供して本事業を円滑に実施できることを理由として、委託を実施。

##### ③委託の効果（経費面を除く）

新規就農者の地域定着が進んでいる。



④契約方法及び委託先の状況

【表3.11.3の5】 実践農場整備事業業務委託契約の契約経緯

(単位：千円)

| 年度   | 平成24年度                       | 平成25年度                       | 平成26年度                       |
|------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 契約方法 | 随意契約<br>(単独)                 | 随意契約<br>(単独)                 | 随意契約<br>(単独)                 |
| 委託先  | (公社)京都府農業総合<br>支援センター        | (公社)京都府農業総合<br>支援センター        | (公社)京都府農業総合<br>支援センター        |
| 契約期間 | 平成24年4月1日<br>～<br>平成25年3月31日 | 平成25年4月1日<br>～<br>平成26年3月31日 | 平成26年4月1日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格 | 省略                           | 省略                           | 省略                           |
| 契約金額 | 12,552                       | 15,574                       | 20,271                       |

平成14年度から同一の委託先と継続して単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化法人であることから、府全域に渡り地主から借受けた農地を研修用に供することができ、府内唯一の機関であるため単独随意契約としている。

⑥外部監査の結果

本事業は、農業の担い手が不足する地域を中心に、農業への新規参入希望者を技術取得から就農まで一貫してサポートする実践的な研修・就農の場を整備し、将来の地域農業を牽引する中核農業者の育成を行うため、農地や農業用施設等を確保するとともに、技術指導者の設置など、多方面から新規参入希望者を支援する「担い手養成実践農場」を整備し、新規就農の促進と定着を支援する事業である。

そして、実践農場新規設置数の新規設置数は【表3.11.3の6】のとおり増加しており、新規就農者の地域定着に貢献している状況が伺える。

【表3.11.3の6】 実践農場新規設置数の推移

(単位：千円)

| 事業           | 効果測定               | 平成22年度           | 平成23年度                | 平成24年度                | 平成25年度                | 平成26年度                |
|--------------|--------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 実践農場<br>整備事業 | 担い手養成実践<br>農場新規設置数 | 7                | 8                     | 9                     | 15                    | 15                    |
|              | 契約先                | (社)京都府<br>農業開発公社 | (公社)京都府農<br>業総合支援センター | (公社)京都府農<br>業総合支援センター | (公社)京都府農<br>業総合支援センター | (公社)京都府農<br>業総合支援センター |
|              | 契約額                | 9,603            | 13,103                | 12,552                | 15,574                | 20,271                |

なお、委託先である公益社団法人京都府農業総合支援センターは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化法人であることから、府全域に渡り地主から借受けた農地を、研修用等に供することができる府内唯一の機関であることを理由として随意契約によっている。なお、契約期間は1年であり、同一相手先との契約継続年数は13年間で

ある。

一方、後述する就農相談から農業法人とのマッチング、研修後の就業、地域定着まで一過して支援する「新規就農・就業者定着促進事業」及び前述した農林水産業への就農を希望する府民の相談窓口である「農林水産業ジョブカフェ事業」においても公益社団法人京都府農業総合支援センターを外部委託が可能な府内唯一の機関であることを理由として随意契約によっており、それぞれ5年間及び8年間契約が継続している。

また、本契約においても京都府会計規則第162条の規定により予定価格調書は省略されている。

#### (4)平成26年度新規就農・就業者定着促進事業業務委託契約

##### ①委託内容

担い手育成に意欲のある農業法人・認定農業者を就農サポーターとして選定し、サポーターによる実践的な研修を体系的に実施し、就農希望者を就農へ誘導する農の担い手づくりサポートセンターの設置・運営等。

##### ②委託の経過及び理由

平成22年度から、府内全域において農業法人等とのマッチング、研修の実施、研修後の定着までを府全域において一貫して支援し、他の就農支援施策との一体的取組による地域密着サポートが可能であることを理由として、委託を実施。

##### ③委託の効果（経費面を除く）

農業法人等への新規就業者の確保

##### ④契約方法及び委託先の状況

【表3.11.3の7】 新規就農・就業者定着促進事業業務委託契約の契約経緯

(単位：千円)

| 年度   | 平成24年度                       | 平成25年度                       | 平成26年度                       |
|------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 契約方法 | 随意契約<br>(単独)                 | 随意契約<br>(単独)                 | 随意契約<br>(単独)                 |
| 委託先  | (公社)京都府農業総合<br>支援センター        | (公社)京都府農業総合<br>支援センター        | (公社)京都府農業総合<br>支援センター        |
| 契約期間 | 平成24年4月2日<br>～<br>平成25年3月29日 | 平成25年4月1日<br>～<br>平成26年3月31日 | 平成26年4月1日<br>～<br>平成27年3月31日 |
| 予定価格 | 省略                           | 省略                           | 省略                           |
| 契約金額 | 159,343                      | 119,778                      | 29,345                       |

平成22年度から同一の委託先と継続して単独随意契約を締結している。本事業は、京都府緊急雇用対策基金を財源に実施しており、基金残高の減少により、当該事業の規模